

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きていく力を身につけるうえで欠くことのできないものです。

また、人生100年時代を迎えようとするなかで、読書活動は、産業構造の変革やライフスタイルの変化等の様々な変化に積極的に向き合い、新たな価値を創造する資質・能力を育むとともに、生涯にわたる学習の礎となることから、その重要性がより高まっており、社会全体で積極的に子どもたちの読書環境の整備を行っていく必要があります。

鳥取県教育委員会では、地域社会の抱える課題が多様化、複雑化する中において、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもたちを育てる体制整備を進めるため「鳥取県教育振興基本計画」を定め、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として教育施策の推進に努めるとともに、子どもの読書活動の推進については「子どもの読書活動推進ビジョン」（第1次：平成16～20年度、第2次：平成21～25年度、第3次：平成26～30年度）を策定し、様々な取組を積極的に行ってきました。

第3次計画期間中には、平成27年に鳥取県内のすべての市町村に市町村立図書館が整備されるとともに、学校図書館のより一層の活用促進のために県立図書館内に「学校図書館支援センター」を設置するなど、家庭・地域・学校で読書活動を推進する環境の整備が進んだ結果、家庭における読み聞かせの大切さに関する認識が浸透したほか、学校図書館の利用が大きく増加するなどの成果が表れてきています。

一方で、全国と比較して本県の子どもは読書が好きな傾向が引き続きみられるものの、学年が上がるにつれて読書をしなくなる傾向がより顕著になり、読書をする子どもとしない子どもの二極化傾向もみられます。

また、電子メディア機器等の普及によるインターネット利用の低年齢化が顕著となっており、第4次計画となる本計画期間中においても引き続き、積極的に電子メディアとの適切な付き合い方に関する取組や、インターネットと読書活動との関係等について検討を行っていくことが求められています。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組が重要です。鳥取県教育委員会では、市町村や民間団体の皆様と連携を図りながら、子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に取り組むこととしていますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、様々なご提言やご意見をいただきました鳥取県子どもの読書活動推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様にお礼を申し上げますとともに、本県の子どもたちが様々なすばらしい本と出会い、読書の楽しさを知り、自らの人生を切り拓き、未来を創造していってくれることを願ってやみません。

平成31年3月

鳥取県教育委員会

教育長 山本 仁志

目 次

第1章 基本的な考え方

1	ビジョン策定の趣旨	1
2	ビジョンの期間	1
3	子どもの読書活動の意義	1
4	国の動向	2
5	県内の取組	2

第2章 第3次計画期間の成果と課題

1	子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実	4
2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	5
3	子どもの読書活動を支える人の育成	6
4	子どもの読書活動の推進のための啓発・広報	7

第3章 推進のための具体的方策

1	子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実	
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	17
(2)	地域における子どもの読書活動の推進	18
(3)	学校等における子どもの読書活動の推進	20
2	子どもの読書活動を支える人の育成等	
(1)	図書館職員、司書教諭、学校司書等の育成	22
(2)	読書ボランティア等への支援	23
3	子どもの読書活動推進のための啓発・広報	23

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1	県の推進体制の整備	25
2	市町村の推進体制の整備	25
3	民間団体等との連携・協力の促進	25

目標値の設定	26
--------	----

注 釈	27
-----	----

資 料 編	32
-------	----

- ・鳥取県内図書館一覧
- ・平成29年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果
- ・鳥取県子どもの読書活動推進委員会運営要綱
- ・鳥取県子どもの読書活動推進委員会委員
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・子どもの読書活動の推進に関する付帯決議
- ・文字・活字文化振興法
- ・国民読書年に関する決議

第1章 基本的な考え方

1 ビジョン策定の趣旨

- ・このビジョンは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定による計画であり、鳥取県の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方向性や具体的取組を示すものである。
- ・このビジョンは、鳥取県子どもの読書活動推進委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、今後の子どもの読書活動推進のための基本施策の方向を見直したものであり、県だけでなく、市町村、民間団体等に対しても積極的な取組を期待するものである。

2 ビジョンの期間

平成31（2019）年度からおおむね5年間とする。

3 子どもの読書活動の意義

- ・子どもの読書活動とは、「本（文学作品に限らず、自然科学、社会科学関係の本や新聞、何かを調べるために関係する本なども含む）を読む」ことはもちろん、「本を読んでもらう」「本から得た知識や情報を活用する」など、子どもが本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりするすべての活動である。
- ・読書を通して、子どもたちは読解力や思考力を養い、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることができる。
- ・楽しむために読む、調べるために読む、知的欲求を満たすために読むなど、さまざまな側面をもつ読書は、子どもが自ら考え、行動し、社会に参画するために必要な知識を得る大切な契機となる。
- ・人生100年時代(*1)を迎えようとしているなかで、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっている。また、技術革新の進展により超スマート社会(Society5.0)(*2)の到来も予想されており、産業構造の変革やライフスタイルの変化等に対応していくために、生涯にわたり質の高い学びを重ね、新たな価値を生み出す力を身に付けることが求められている。読書活動は、子どもたちが、このような様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して新たな価値の創造につなげていく資質・能力を育むとともに生涯にわたる学習の礎となることから、その重要性は高まっており、社会全体で積極的にそのための環境整備に努めていかなければならない。
- ・子どもには、本を選び、本を読み聞かせ、手渡し、言葉の世界へいざなってくれる大人の存在が必要である。子どもたちが成長する中で、繰り返し本を読んでもらったり、大人が子どもに寄り添って同じ本を読んだり、ともに読書の時間を過ごすことにより、相互の絆が深まり情緒的発達につながるとともに、想像力、言語能力への刺激により知らず知らずのうちに本の魅力を体得し、読書への興味と意欲を高めていく。

4 国の動向

- ・子どもの読書活動を積極的に支援するため、国会は、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、平成12年5月には「国際子ども図書館」(*3)を開館した。
- ・平成13年12月には、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(*4)が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」(*5)に定められた。また、平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成17年7月には、読書活動と関わりの深い「文字・活字文化振興法」(*4)が施行されたほか、平成20年6月の「国民読書年に関する決議」(*6)により平成22年が「国民読書年」と定められ、様々な読書活動に関する取組が展開されている。平成30年4月には第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、今後5年間の方向性として、読書習慣を形成するための発達段階に応じた取組を進めるとともに、読書への関心を高めるため友人同士で本を薦め合うなどの取組が示された。
- ・平成19年に改定された学校教育法第21条5項には、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」とあり、学校での読書活動への期待が記されている。
- ・平成20年には図書館法が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備などが行われた。
- ・平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（・生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記され、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動を支える条件として読書活動推進の重要性が示されている。
- ・平成26年の学校図書館法の改正では、学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の配置や、資質向上を図るための研修実施の努力義務が明記されるとともに、平成28年には「学校図書館ガイドライン」(*7)が策定され、学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえた運営上の望ましいあり方が示された。
- ・平成29年及び30年に公示された新学習指導要領では、児童・生徒に生きる力を育むことを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととされており、言語能力の育成を図るため、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定された。
- ・幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針では、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うことを定めている。

5 県内の取組

- ・子どもたちの心豊かな成長及び学力向上に読書が重要な役割を持つことを踏まえ、平成9年度から一斉読書の普及推進を開始した。また、平成10～14年度の5年間で400名の司書教諭(*8)資格者を養成し、平成15年度から全ての公立小中学校に司書教諭を配置したほか、県立高等学校においては平成13年度から、県立特別支援学校については平成16年度から司書教諭を発令し、平成14年度から18年度にかけてすべての県立高等学校に正職員として司書を配置するなど学校での子どもの読書活動を推進する環境を整備した。

- ・平成13年度から県内で導入されたブックスタート(*9)の実施率は平成21年度には100%に達し、親子の絆づくりや幼少期から親子で本に親しむ環境づくりを支えており、現在ではブックスタートにとどまらず、ブックセカンドやブックサードといった3歳児や就学前の子どもに絵本等を配布する取組も行われている。
- ・平成16年4月には関係機関が連携して子どもの読書活動推進に取り組むため「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月に同ビジョンの第2次計画を、平成26年3月に第3次計画を定めた。
- ・平成18年3月には県立図書館が県民サービスの創造など、知の地域づくりを進めるための計画として「鳥取県立図書館の目指す図書館像」(*10)を策定した。平成25年3月に第1次改定を、平成30年3月に第2次改定を行い、協働や地域貢献に向けた活動を展開している。
- ・平成23年度には子どもの読み聞かせの指導助言を行う「鳥取県子ども読書アドバイザー」(*11)制度を開始し、幼稚園・認定こども園・保育所の保護者研修会や児童・生徒が園児等に対し読み聞かせ実習をする前の事前学習等へ派遣して、選書や読み聞かせの大切さについて啓発を図っている。
- ・平成27年度には県立図書館内に「学校図書館支援センター」(*12)を設置するとともに、「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」(*13)及び「学校図書館活用ハンドブック」(*14)を定め、就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を各学校・市町村教育委員会等と連携して推進している。
- ・平成27年度には地域における読書活動の推進について中核的役割を果たす県内の市町村立図書館の設置率が100%となり、家庭・地域・学校・読書ボランティア(*15)団体等が連携して読書活動を推進する環境の整備が進んだ。

第2章 第3次計画期間の成果と課題

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

(家庭における読み聞かせが増加)

- ・「平成29年度子どもの読書活動に関するアンケート」（鳥取県教育委員会実施／以下「アンケート」という。）によると、幼児期における読み聞かせを実施する家庭が増加（読み聞かせをしない家庭の割合が前回調査よりも減少（H24：10.4%→H29：5.8%））しており、あわせて週3～4回以上実施する割合も増加（H24：45.6%→H29：48.1%）している。
- ・幼児期における公立図書館の利用も増加（1か月に1回も図書館を利用しない割合が減少（H24：53.7%→H29：48.7%））しており、平成21年度から全市町村での実施となったブックスタート事業に加え、ブックセカンド、ブックサード等の取組も行われていることや、図書館等での「おはなし会」(*16)「ブックトーク」(*17)等の実施や読み聞かせボランティアの活動等により、保護者に幼児期の読み聞かせの大切さに関する認識が浸透してきているものと考えられる。
- ・家庭における読書活動の定着に向け、今後も関係機関が連携し、読書や読み聞かせの重要性について、保護者への理解を一層深めていくことが重要である。

(読書好きの多い傾向は続くが、学年が上がるにつれて読書をしないう傾向がより顕著に)

- ・小学生以上の状況を見ると、引き続き、本県の子どもは全国平均に比べて読書好きである傾向が見られる（「平成29年度全国学力・学習状況調査」結果より）。
- ・一方で、従来から見られた、学年が上がるにつれて読書好きの割合が減少し、1か月に1冊も本を読まない割合（以下「不読率」という。）が増加するという傾向がより顕著になってきており、特に高校生の読書離れ（不読率：H24：21.3%→H29：29.3%）が目立っている。ただし、依然として全国と比較してみると高校生の不読率は大幅に低い。
- ・読書をしないう理由としては、小学生・高校生では習い事・部活等といった多忙を理由とする場合が多いが、中学生では「読みたいと思わない」が多く、特に中学生以上が多忙な中でも本に興味を持ち、本を手取るきっかけにつながる取組が重要となってくると考えられる。

(読書の二極化傾向が見られる)

- ・なお、全体として読書が「好き」とする割合が前回より増加する一方で「嫌い」も増加していること、月6冊以上読む児童・生徒の割合が増加していることなどから、読書に関して二極化傾向が進んでいると考えられる。
- ・生涯にわたる読書習慣を身につけるためには乳幼児期からの読書習慣の形成が重要であるといわれており、また、保護者の収入や学歴等による不利な環境にあったとしても小さい頃から絵本の読み聞かせをしたり、子どもに本を読むように勧めていたりする家庭においては子どもの成績がよい傾向にあるとの調査結果（「平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）(*18)）もあることから、家庭環境にかかわらず乳幼児期から読書習慣を形成するための支援が重要となっている。

(子どものインターネット利用と電子書籍の普及)

- ・平成27年度に実施した「インターネットの利用に関するアンケート」によると、小学校6年生の80.9%、中学校2年生の86.2%、高校2年生の96.2%が何らかの機器でインターネット

を利用しており、インターネット利用の普及とその低年齢化が顕著となっている。

- ・小学生から高校生までのすべてにおいて電子書籍を利用したことのない者が多数を占めるが、「よく利用する割合」はいずれも増加しており、特に小学校6年生で大きく増加（H24：3.3%→H29：10.4%）が見られ、インターネット利用の普及とあわせて電子書籍(*19)が低年齢に普及しつつある。
- ・しかしながら、電子書籍を幼児の読み聞かせに使用したことがある保護者は10.9%、その中で「よく利用している」は1.7%のみであり、また、「電子書籍が普及しても紙の本を読ませたい」が前回調査から大きく増加（H24：18.4%→H29：41.6%）しており、紙の本がよいと考える保護者が増加している。一方で「デジタル化は世の流れであり紙の本と区別する必要はない」も増加（H24：4.6%→H29：8.3%）している。
- ・小学生から高校生までについても「電子書籍と比べて紙の書籍を利用したい」割合が前回同様高く、また、その割合も増加しており、幼児の保護者だけでなく小学生以上の子ども自身も紙の本を好む傾向が見られる。
- ・インターネット利用の普及・低年齢化や電子書籍の利用に関しては、今後、国で行われる予定の実態把握や分析の結果も踏まえながら、県においても電子メディア機器の利用のあり方とあわせて、電子書籍も含めた読書に関する方向性を検討していくことが必要である。

(保護者等の読書環境にも課題)

- ・今回のアンケートで初めて実施した保護者の読書傾向に関する設問においては、幼児保護者において、自分自身が本を「ほとんど読まない」「全く読まない」とする層が51.2%と半数を超え、その理由として72.3%が「家事・仕事・育児による多忙」を挙げていた。小学生から高校生までに対する「家の大人は読書をしているか」との設問に対しても「あまり読んでいない」「読んでいるのを見たことがない」との回答がいずれも4割～5割程度あり、多忙等を理由として、保護者自身が半数は読書ができていない傾向が明らかとなった。
- ・子どもの読書習慣形成と読書の継続に対し、保護者自身の読書習慣や意識が与える影響は重要であると考えられることから、公共図書館の利用促進や家庭における家族での読書の推進などにより、保護者自身も子どもとの関わりの中で読書に親しむ環境づくりが求められる。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

(公立図書館・学校図書館の整備・充実)

- ・平成27年度には県内すべての市町村に市町村立図書館が整備され、市町村立図書館と県立図書館との横断検索ネットワーク(*20)により、県内図書館の蔵書を検索できるサービスを提供しているほか、県立図書館と市町村立図書館間の物流システムによる配本サービスにより、市町村立図書館を介して小中学校への団体貸出しを行うなど、図書館相互の連携・協力が進んでいる。
- ・また、公立図書館が核となって読書ボランティアと連携して「おはなし会」「ブックトーク」などを実施していること等により子どもの読書の大切さへの理解が深まったことが、1でみたような乳幼児の読み聞かせ実施率の向上につながったと考えられる。
- ・県内の公立小中学校には司書教諭が全校配置されており（全国1位）、学校司書の配置率も、小学校93%（全国平均59.3%）、中学校100%（全国平均57.3%）と全国平均と比べても高い割合となっている。また、県立高等学校においても、全校に司書教諭（全国平均87.0%）及び学校司書（全国平均66.9%）が配置されており、県内の学校図書館の人的環境整備は全国的

に見ても高い状況にある（「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省））。
なお、特別支援学校においても、司書教諭と学校司書が全校配置されている。

（学校図書館の利用が大きく増加する一方で児童生徒の公立図書館の利用は減少傾向）

- ・アンケートによると、学校図書館の利用は全ての調査対象において増加しており、上記のように学校図書館の人員体制の充実を図ってきたことに加え、平成27年度から県立図書館に学校図書館支援センターを設置し、同センターに配置した学校図書館支援員（県教育委員会事務局小中学校課・高等学校課の指導主事を兼務）による研修・相談等を通じて、児童・生徒の学ぶ力の育成について、就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を各学校・市町村教育委員会等と連携して推進していることなど、学校図書館の機能充実を図ってきた成果が現れているものと考えられる。
- ・一方で公立図書館についてみると、幼児・保護者の利用は増加（「月に0回」が減少。H24：53.7%→H28：48.7%）しており、「おはなし会」「ブックトーク」の実施等の取組の成果がみられる。公立図書館の県民一人当たりの貸出冊数も増加（H24：5.3冊→H30：5.8冊）しており県民全体としての利用は伸びているが、児童・生徒の利用回数は「月に0回」が最も多く、特に高校生は「月に0回」が増加（H24：67.7%→H29：84.6%）しており、上記のような県立図書館や市町村立図書館との連携によってより身近な学校図書館が充実することで利用がシフトした可能性が考えられるが、より多様な分野の本と出会い、読書の幅を広げるためにも公立図書館の一層の利用促進を図ることが必要である。

3 子どもの読書活動を支える人の育成

（子どもの読書活動に関わる人材の充実と連携）

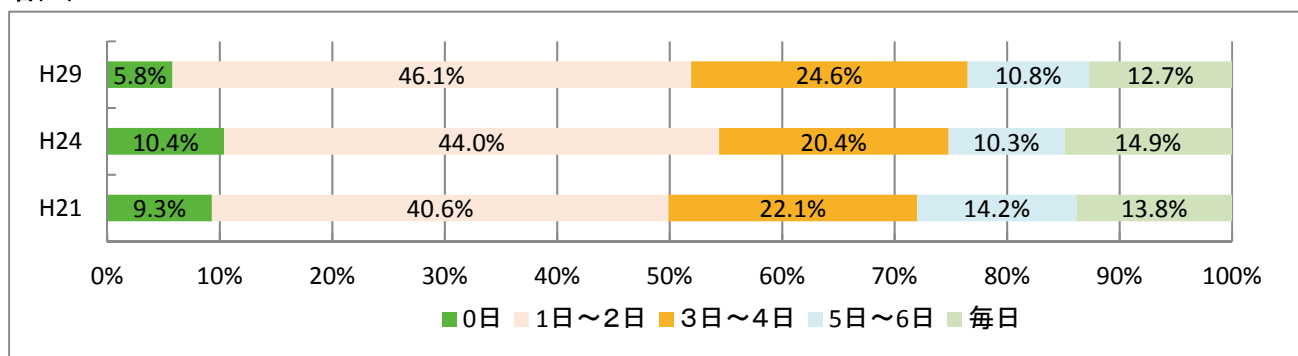
- ・県教育センターにおいて司書教諭を対象とした研修のほか、教員を対象とした「専門研修（図書館教育）」を継続して実施するとともに、平成27年度から初任者研修の中に学校図書館活用に関する研修内容を加える等の充実を図っており、県立図書館では、幼稚園・認定こども園・保育所、公立図書館の職員、小・中・義務教育学校の教員・司書教諭・学校司書等を対象とした講座を開催し、司書教諭や学校司書にとどまらず、教員の学校図書館活用教育に関する指導力向上に係る研修を充実した。
- ・市町村においても、県の学校図書館支援センターを利用して研修等を実施することで、研修回数の増加や司書教諭と学校司書がともに学ぶ研修会の開催につながっている。
- ・また、平成27年度に作成した「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等の活用を促進することで、学校図書館関係者が就学前から高校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育を進めるための人材育成を図っている。
- ・平成23年度から幼稚園・（認定こども園）・保育園における保護者・職員の研修会や読み聞かせボランティア等の研修会への鳥取県子ども読書アドバイザーの派遣を継続しており、あわせて、県立図書館や市町村立図書館において子どもの読書に関する研修を開催することで、幼稚園教諭・保育教諭や保育士が発達段階に応じ選書する能力等の向上や、地域の読書ボランティアの資質向上等につながっている。
- ・公立図書館・学校図書館・読書ボランティア等の人材がその専門性や能力を向上し、連携しながら子どもの読書活動推進を進めていくためには、引き続き、幼稚園・認定こども園・保育所、公立図書館の職員、教員・司書教諭・学校司書等を対象とした研修の充実とともに、鳥取県子ども読書アドバイザーに対する研修・養成、読書ボランティア等の読み聞かせに関わ

る人材に対する研修の実施を行っていくことが必要である。

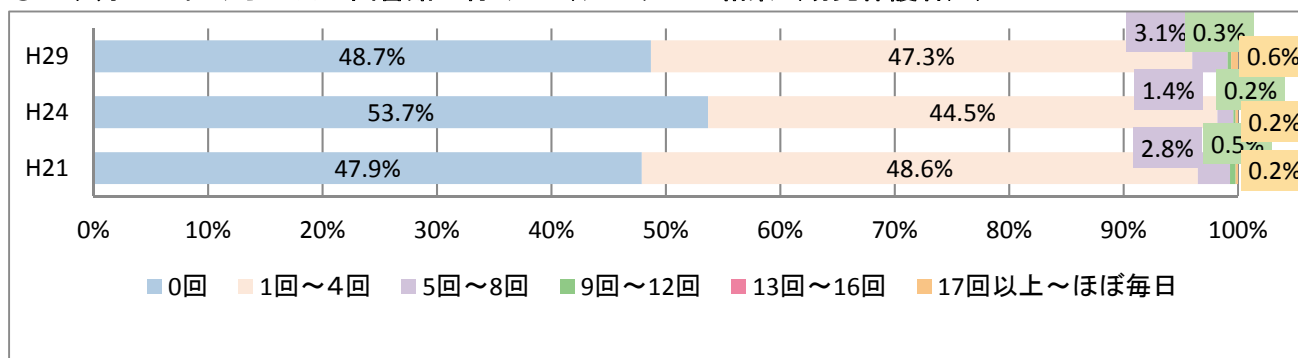
4 子どもの読書活動の推進のための啓発・広報

- ・「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）（*21）を中心に、県内図書館、公民館、学校等において「おはなし会」や講演会、展示会などの事業や優良図書の紹介が実施されているほか、平成17年度から県教育委員会を中心に「心とからだいきいきキャンペーン」（*22）を展開し、「じっくり本を読もう」を取組のひとつとして位置づけ、生活習慣としての定着を図るとともに、電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発の中でも、子どもの読書活動の推進に取り組んできた。
- ・引き続き、日ごろから子どもたちが読書に親しむ契機となるような取組を充実・継続するとともに、今後の読書活動の推進に当たり課題となる家庭環境にかかわらず乳幼児期から読書習慣を形成することや、中学生以上が本を手取るきっかけづくりに向けた啓発・広報に特に力を入れていくことが求められる。

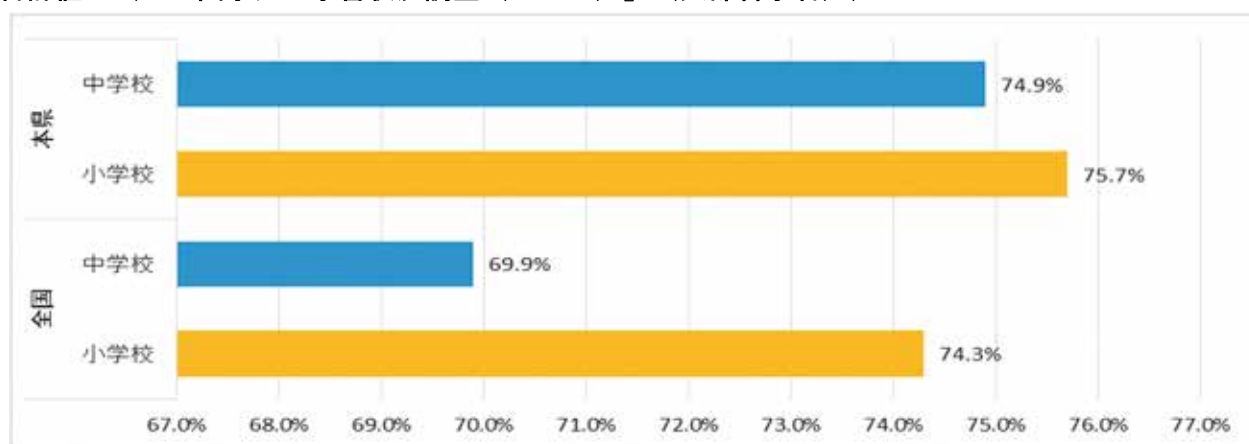
○1週間にどれくらい読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりするか（アンケート結果（幼児保護者））



○1ヶ月にどれくらい公立図書館に行くか（アンケート結果（幼児保護者））



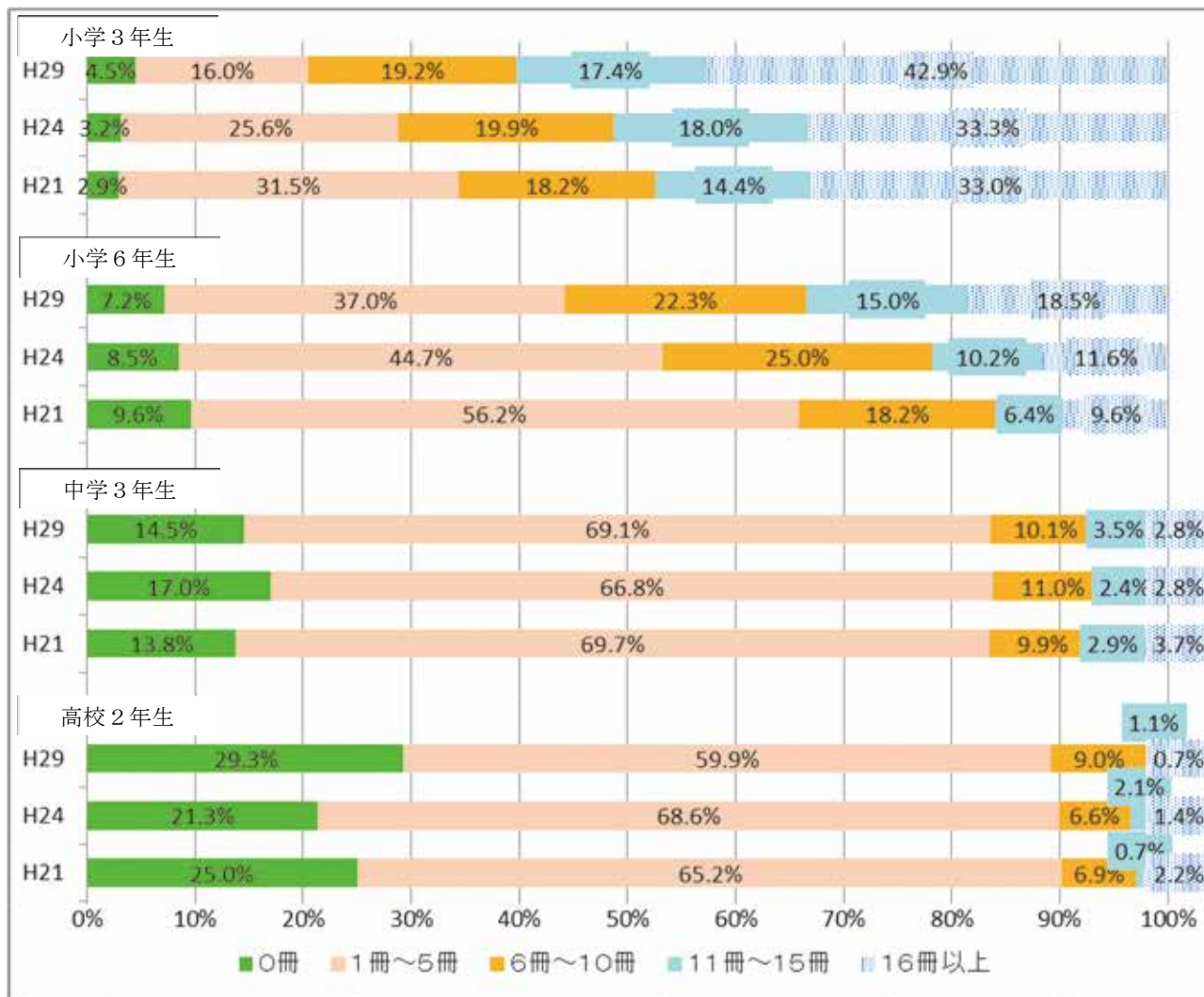
○「読書は好きか」との問いに、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」と回答した割合の合計値（「全国学力・学習状況調査（H29）」（文部科学省））



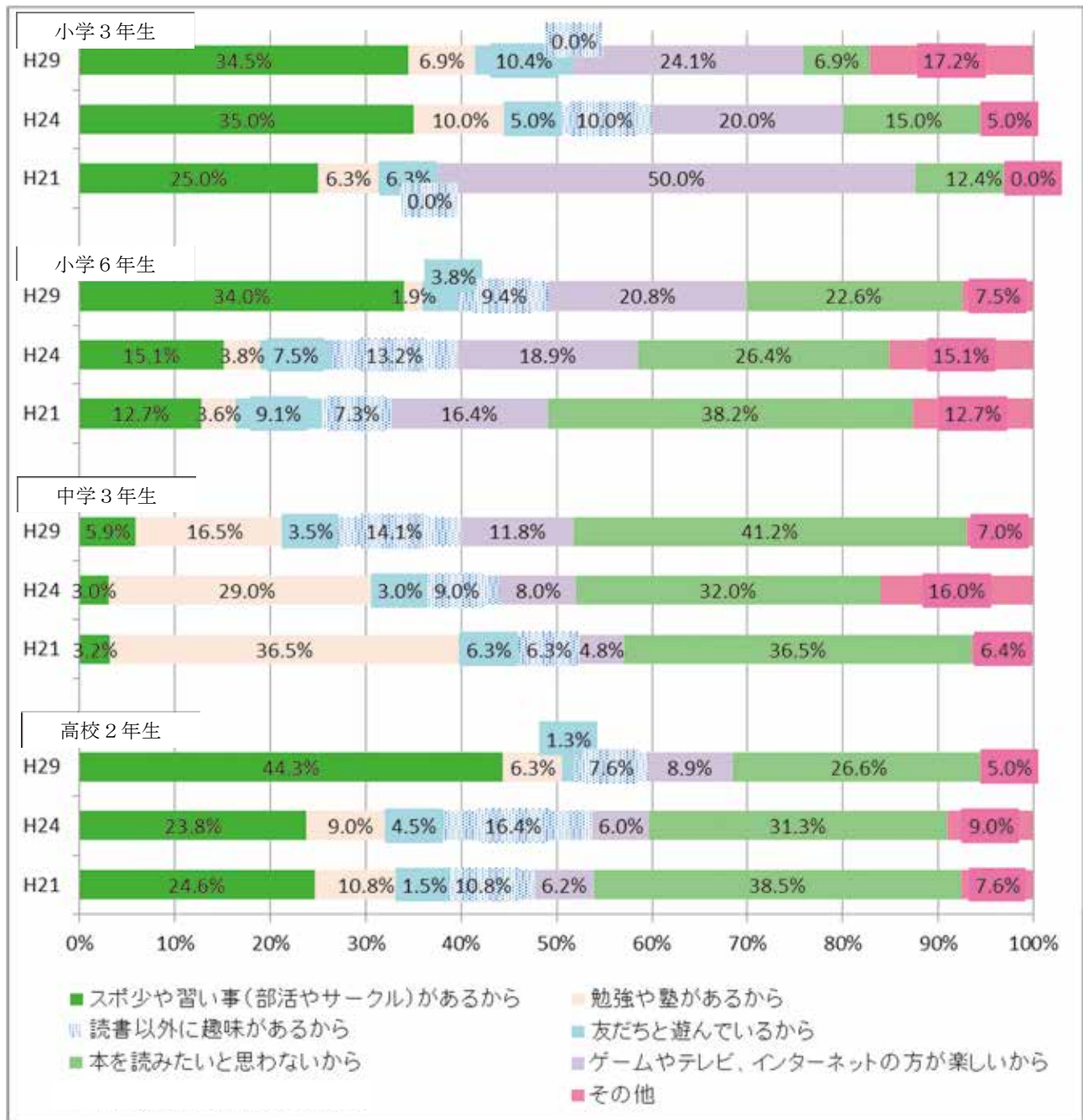
○読書は好きか（アンケート結果）



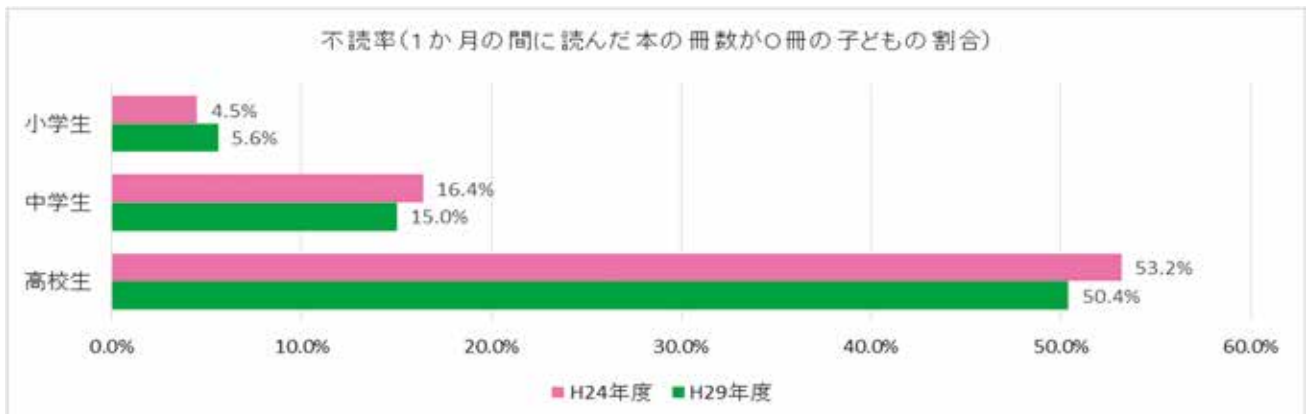
○1か月間に何冊本を読んだか（アンケート結果）



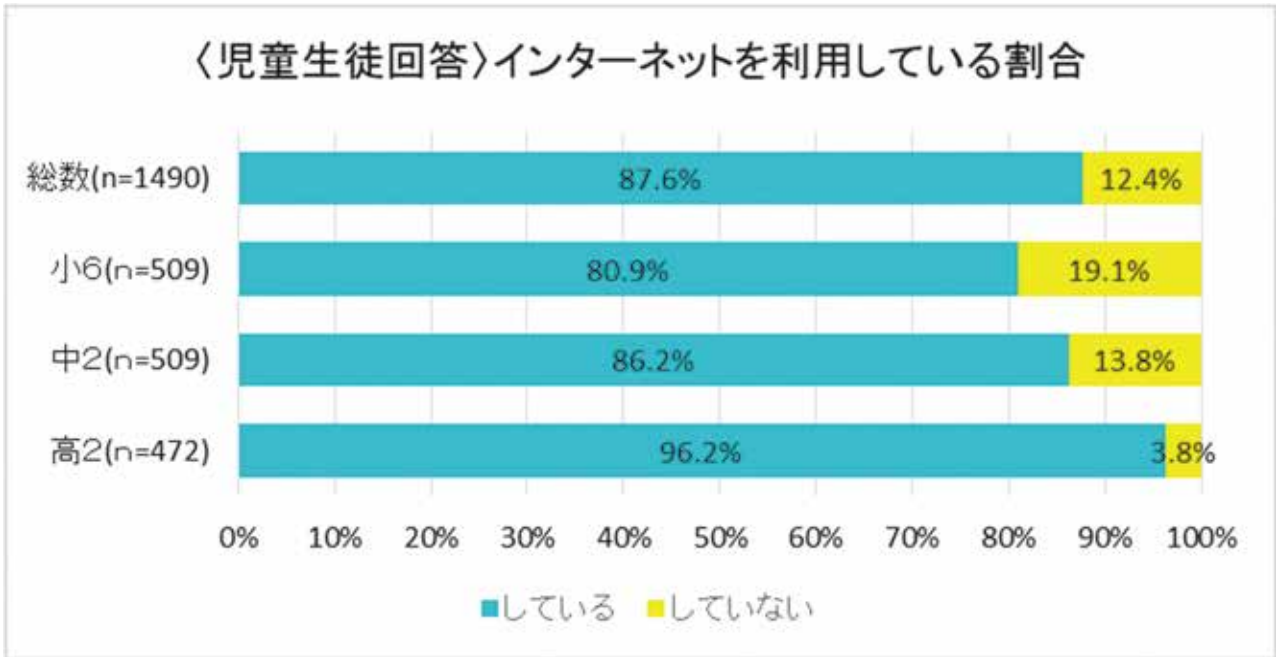
○1ヶ月に1冊も本を読まなかった理由 (アンケート結果)



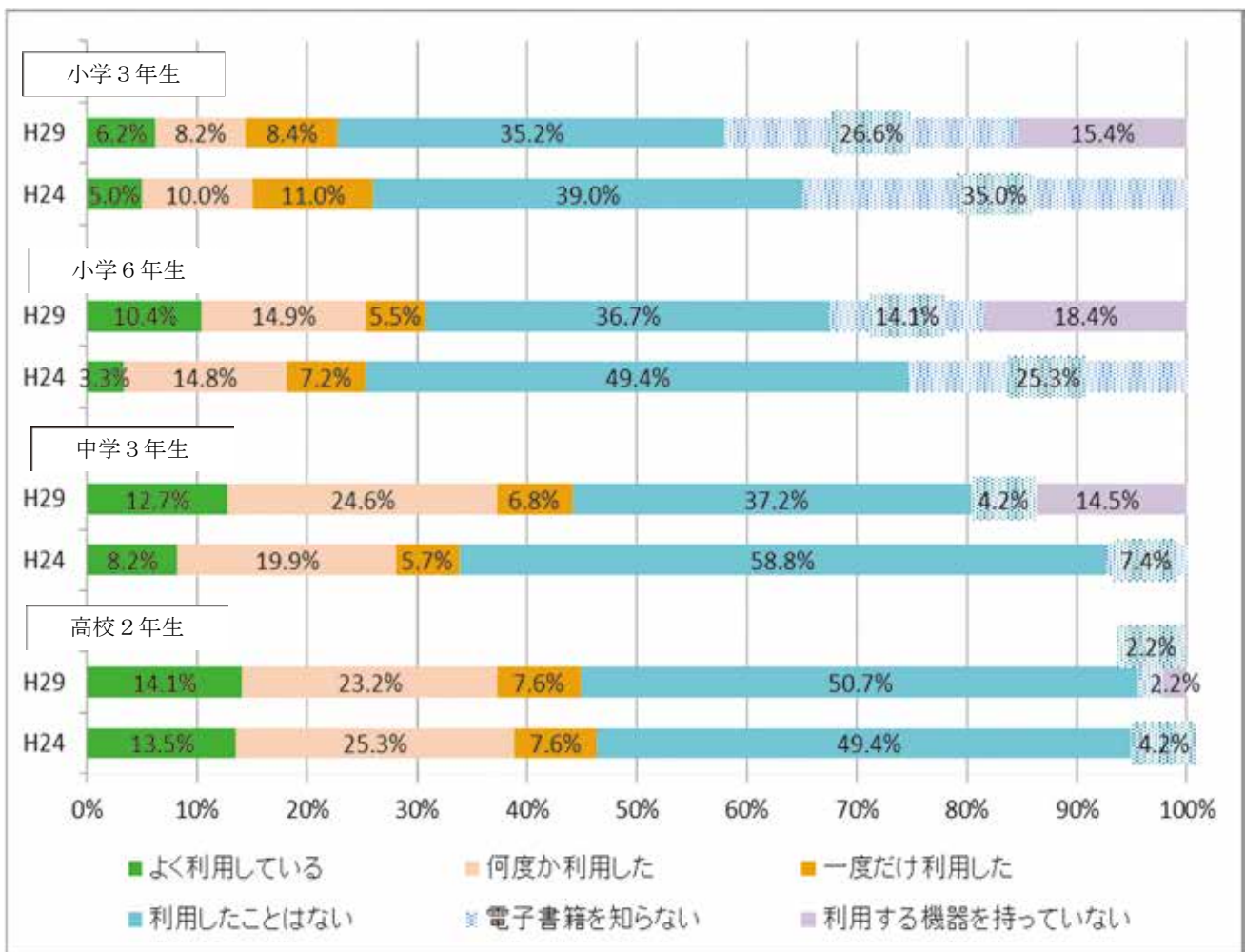
○1ヶ月に1冊も本を読まなかった割合 (「第63回学校読書調査」(全国学校図書館協議会、毎日新聞社))



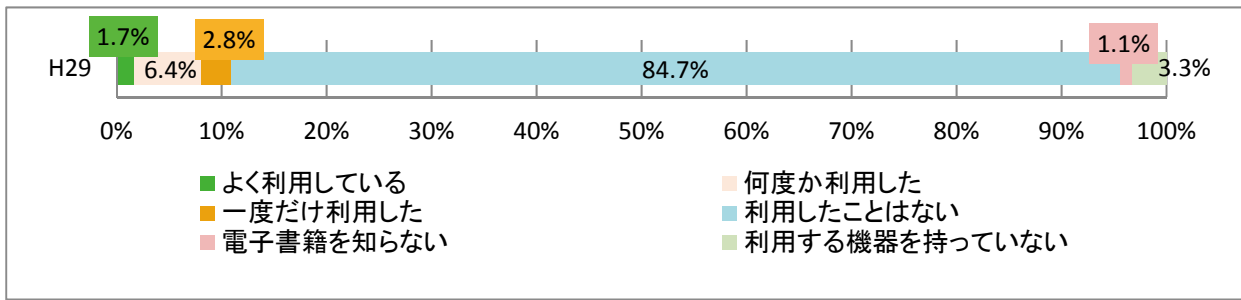
○インターネットの利用状況（平成27年度インターネットの利用に関するアンケート）



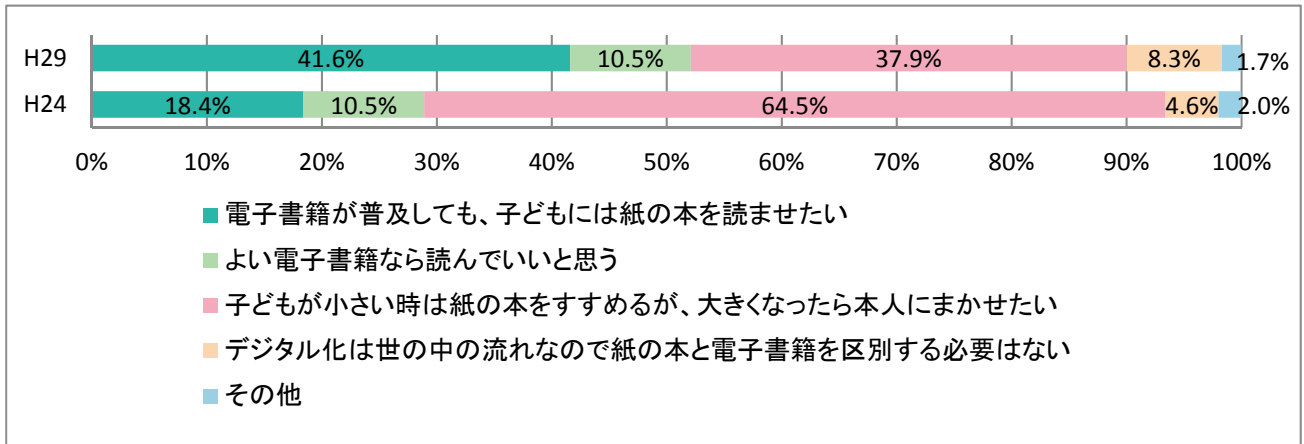
○電子書籍を利用したことがあるか（アンケート結果）



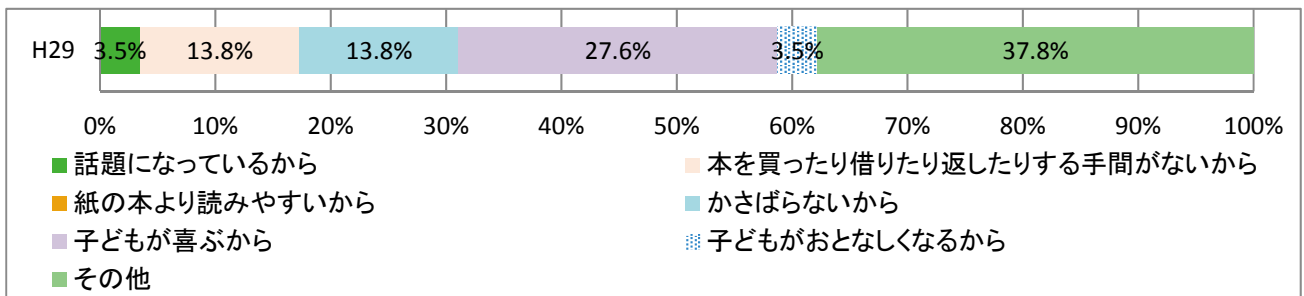
○読み聞かせの際に電子端末を利用したことがあるか（アンケート結果（幼児保護者））



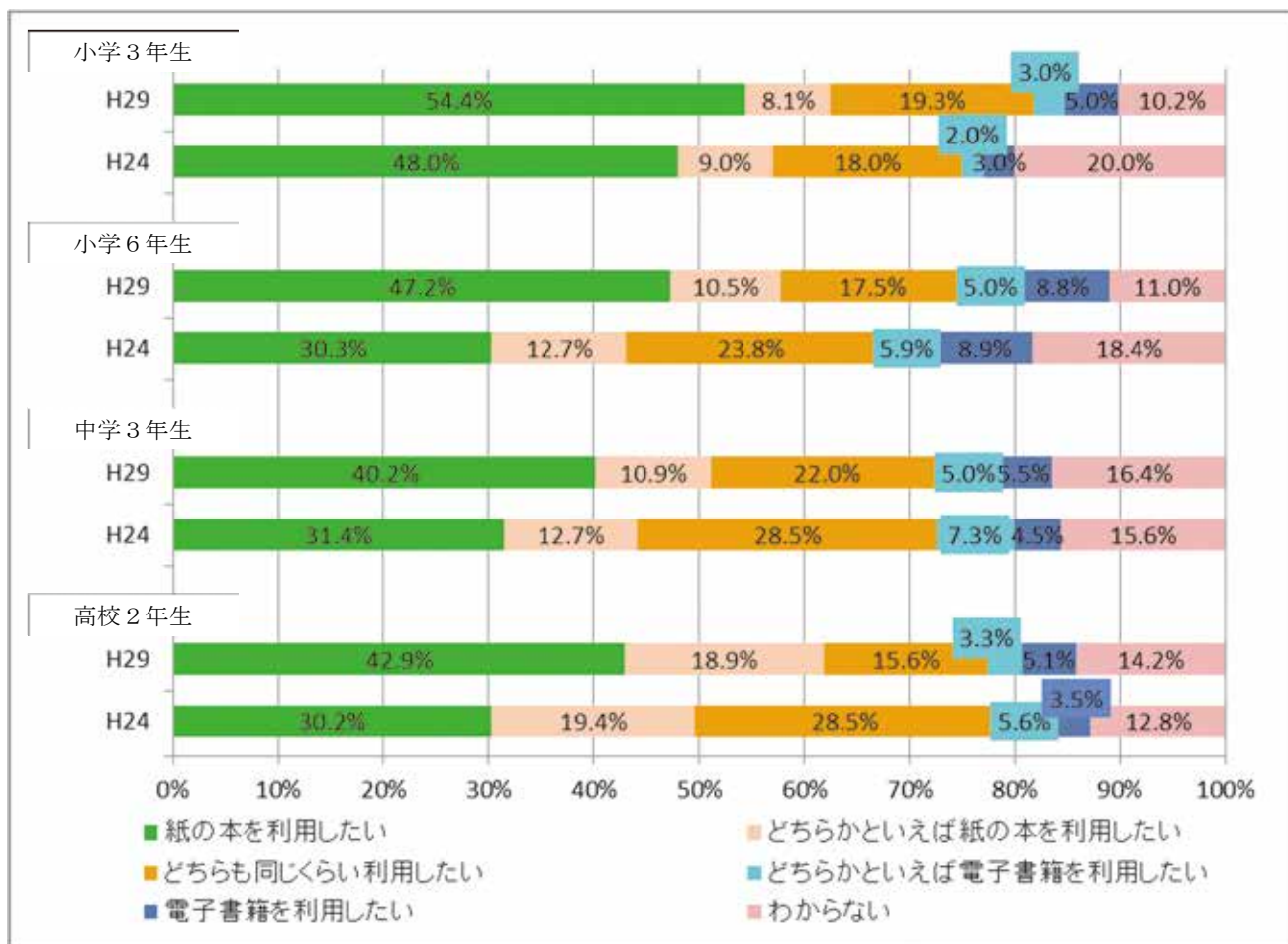
○電子書籍と子どもたちの読書についてどう思うか（アンケート結果（幼児保護者））



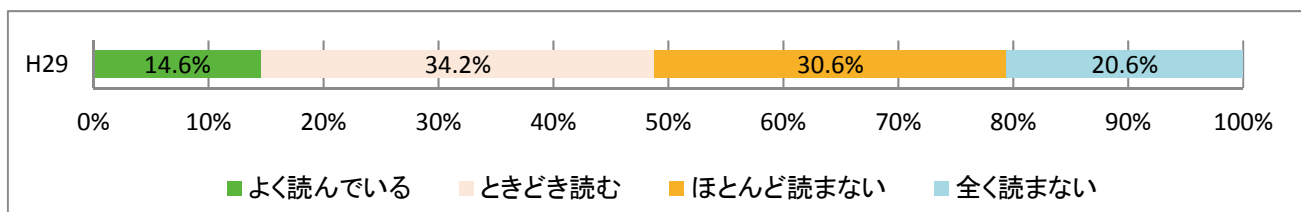
○読み聞かせの際に電子端末を利用する理由（アンケート結果（幼児保護者））



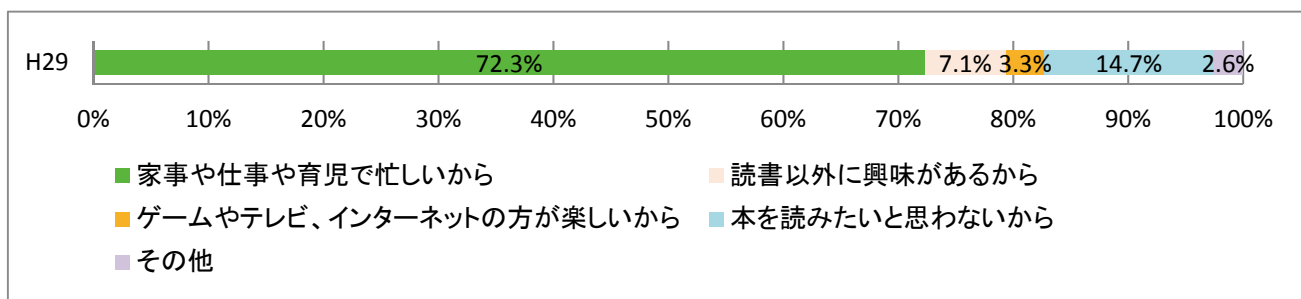
○紙の本と電子書籍のどちらを利用したいか（アンケート結果）



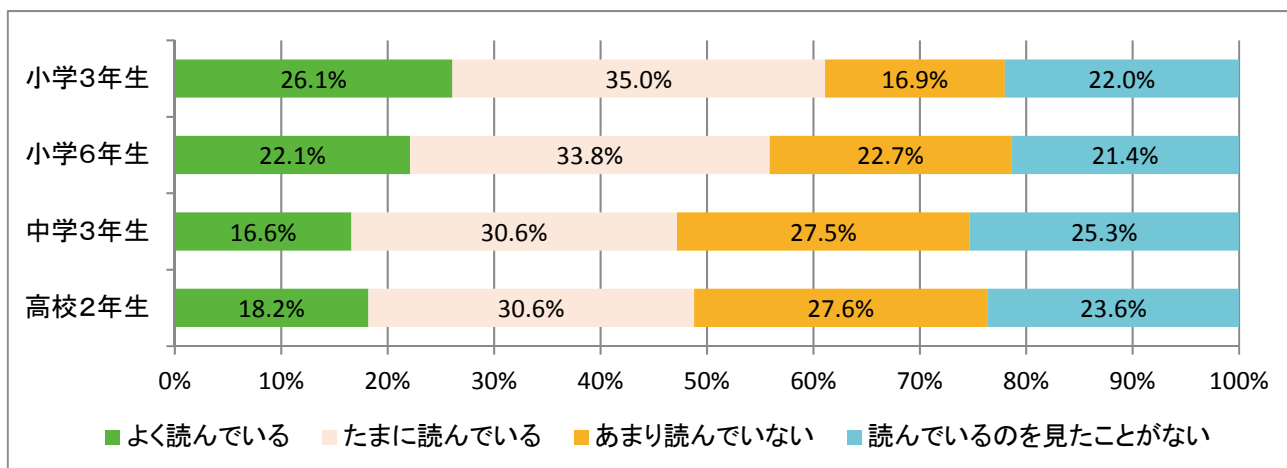
○読み聞かせ以外に、自分自身で読書をするか（アンケート結果（幼児保護者））



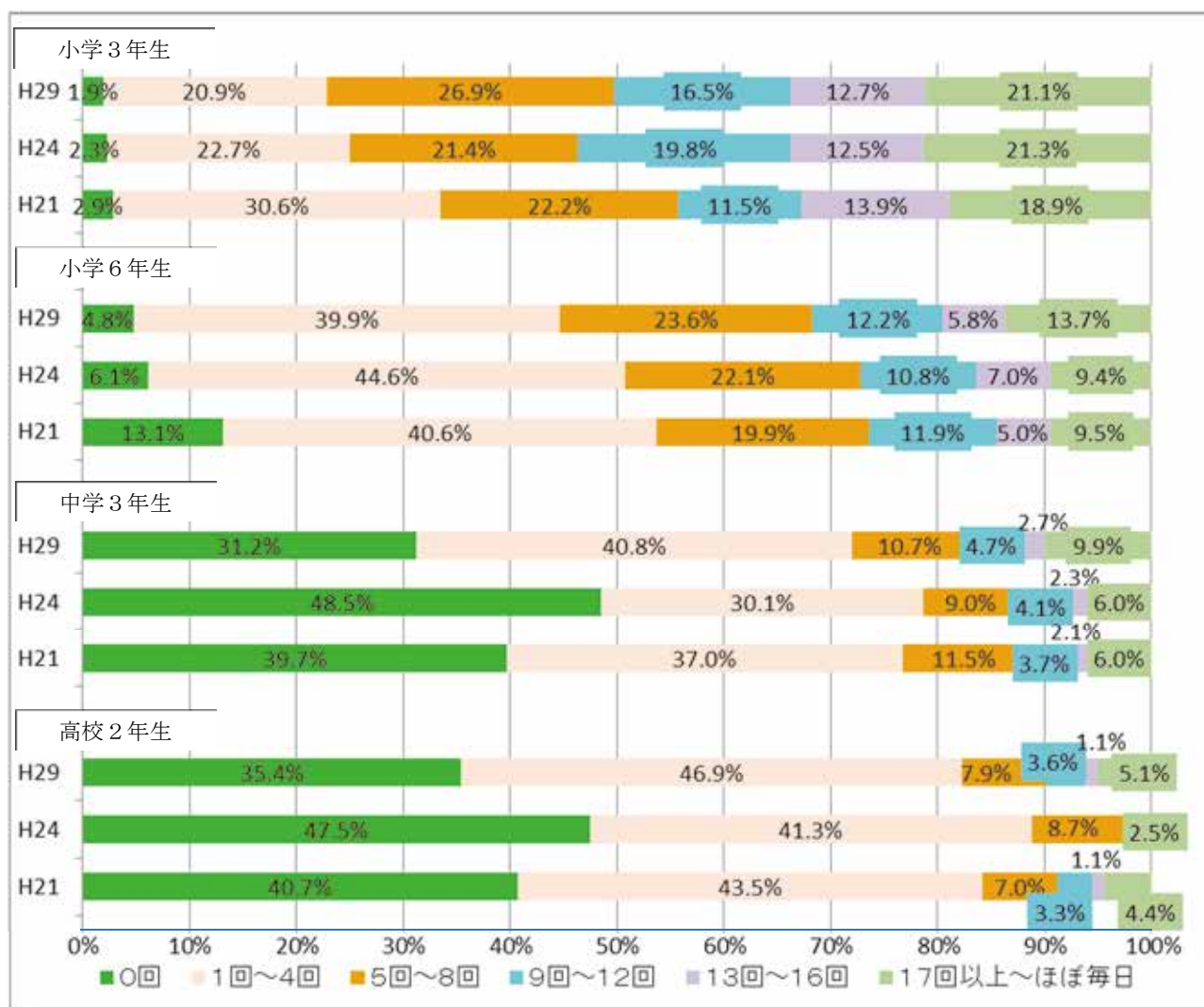
○読書をしないのはなぜか（アンケート結果（幼児保護者））



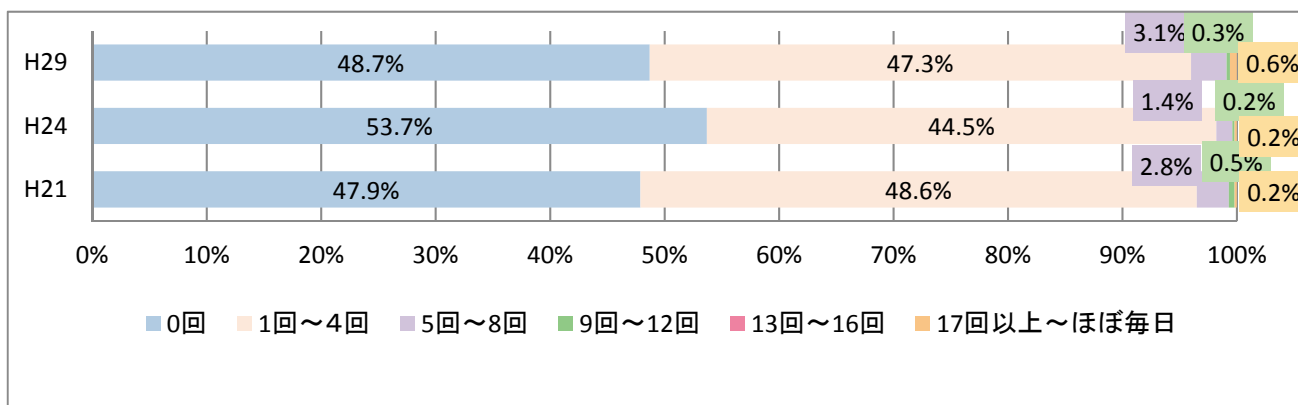
○家の人（大人）は読書をしているか（アンケート結果）



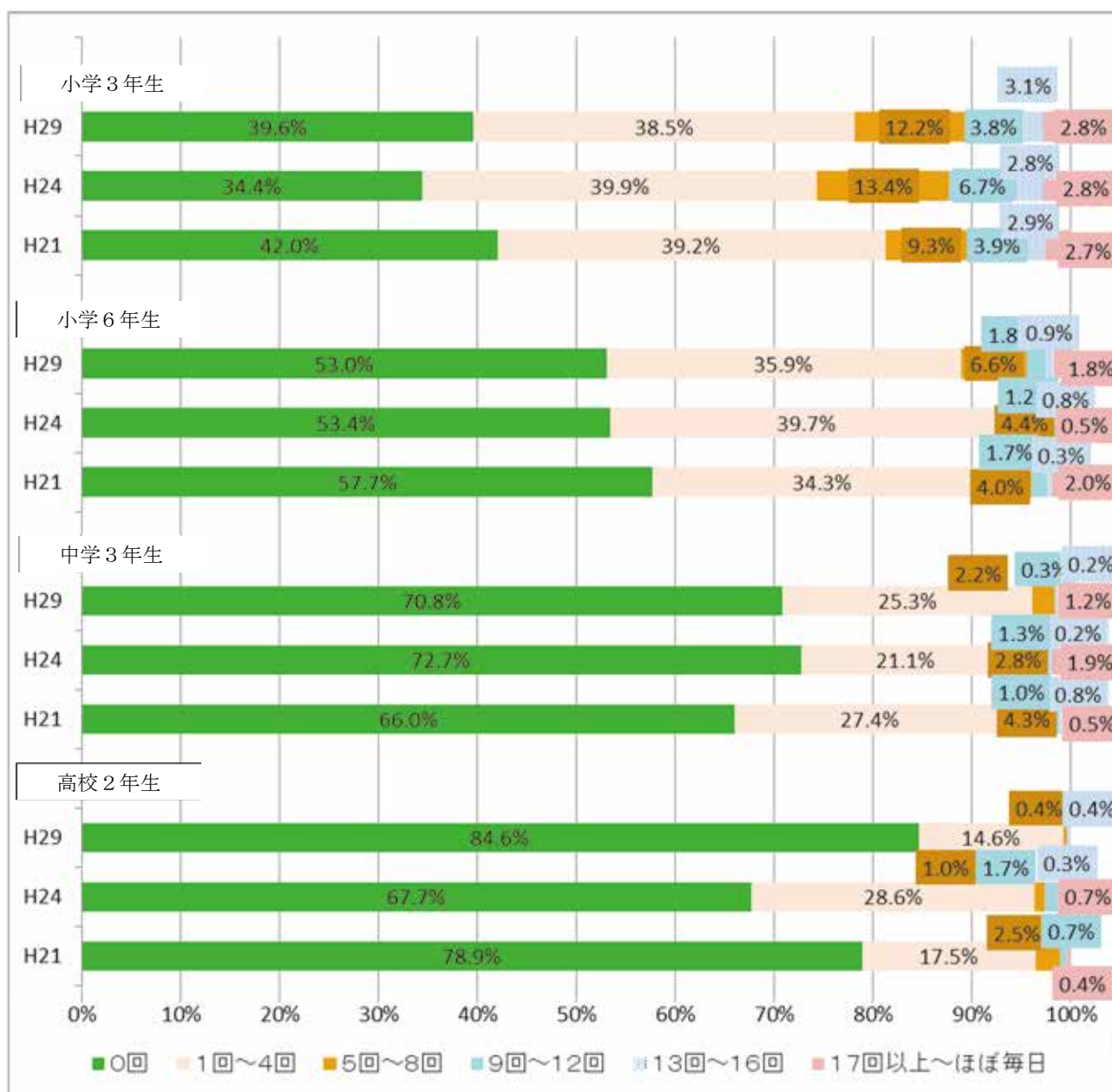
○1か月にどれくらい学校の図書館に行くか（アンケート結果）



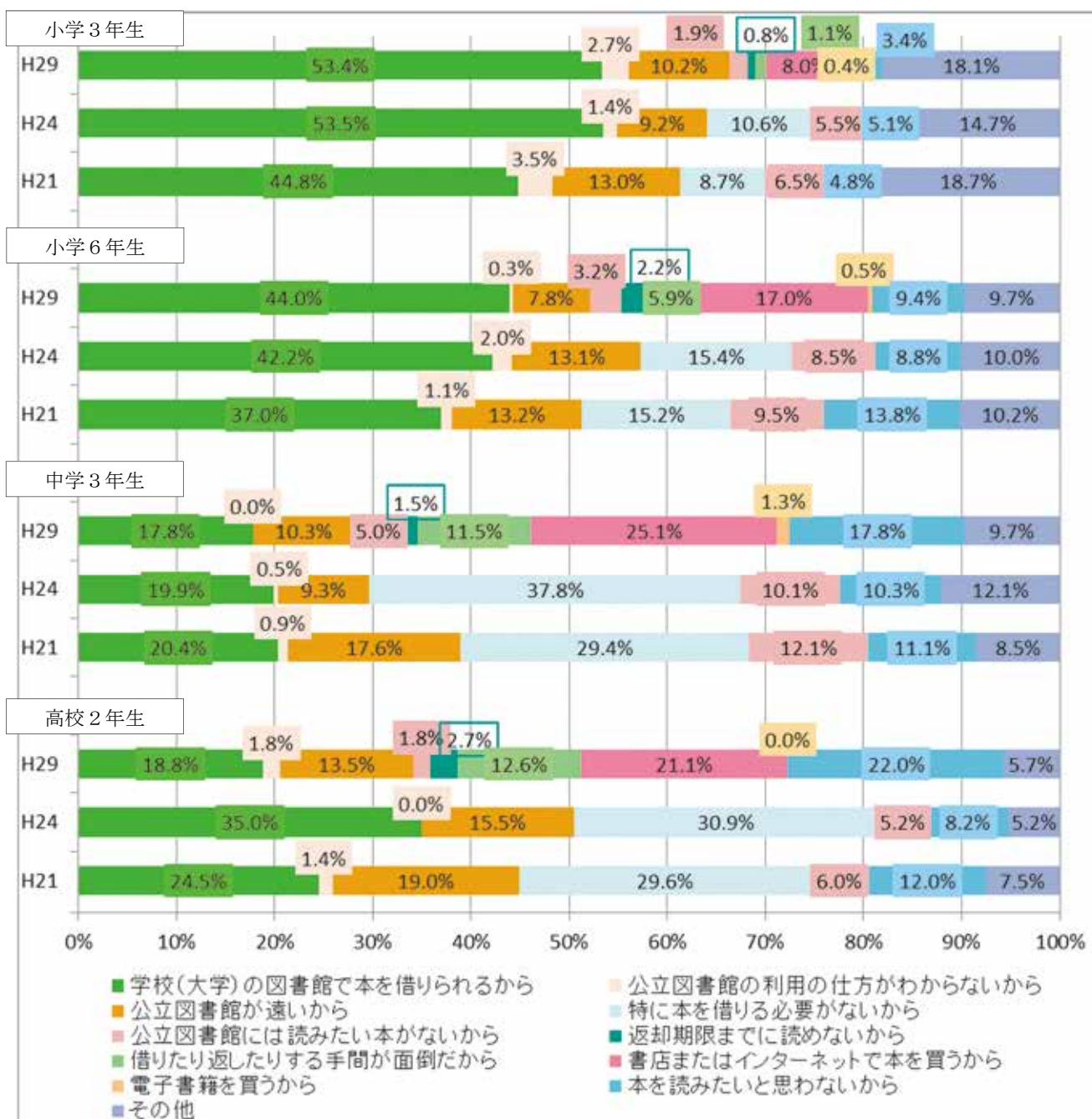
○1か月にどれくらい公立図書館に行くか（アンケート結果（幼児保護者））【再掲】



○1か月にどれくらい公立図書館に行くか（アンケート結果）



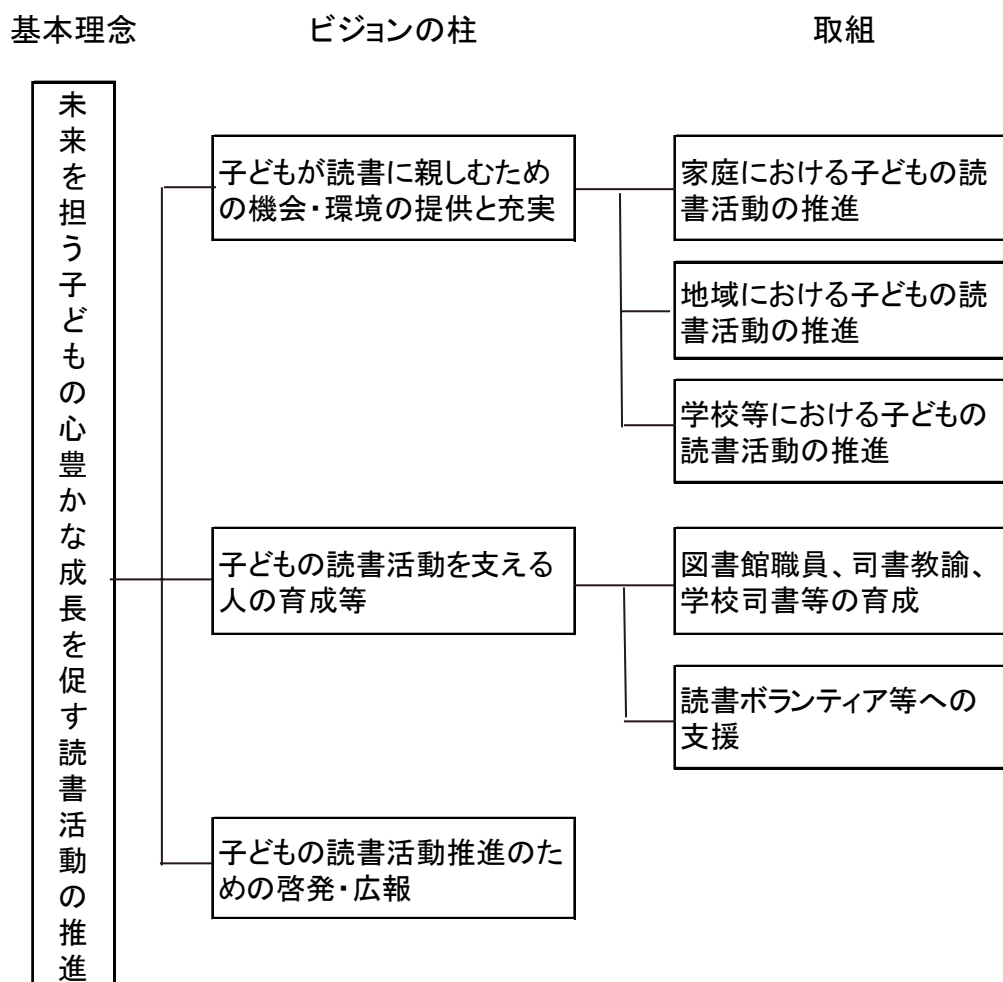
○公立図書館に行かない理由（アンケート結果）



第3章 推進のための具体的方策

第1章の基本的な考え方及び第2章の成果と課題を踏まえ、本計画期間における子どもの読書活動のための具体的方策は、3つの柱に基づき以下の体系による取組により推進するものとする。

また、取組の推進に当たっては、【別紙】（26ページ）のとおり目標値を設定し、その達成に努めることとする。



1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を形成するには、子どもが生活習慣を身につける上で最も大切な場である家庭において、乳幼児期から自然に絵本やわらべうたなどにふれ、言葉の発達と本に親しむ機会が提供されるとともに、発達段階に応じて読書に対する働きかけが行われることが重要である。

幼児期における読み聞かせの重要性に関する県内の保護者の理解は進んでいるが、勉強・部活等による多忙等を理由として年齢が上がるにつれて読書から離れていく傾向に加え、児童・生徒の読書の二極化傾向もみられることから、家庭環境等にかかわらず乳幼児期からの読書習慣の形成を支援することが重要であり、発達段階に応じて子どもの読書に対する興味・関心をそれぞれの家庭に合った方法で引き出せるよう、様々な機関が連携・協力して保護者に啓発することが求められる。

《取組の方向性》

- ・市町村等と連携し、「ブックスタート」に続くブックセカンド、ブックサードなどの「ブックスタートフォローアップ事業」を継続するとともに、マタニティファーストブック(*23)等を始めとして妊娠期も含め乳幼児保護者を対象とした読み聞かせや読書についての啓発を行う。
- ・家庭環境等にかかわらず広く家庭における読み聞かせや読書への関心を高めるため、各種イベント等への出前図書館の実施、大型集客施設における啓発その他の効果的啓発を実施する。
- ・保護者が集まる機会に鳥取県子ども読書アドバイザーを派遣し、読書の大切さや読み聞かせの楽しさについて、理解の促進を図る。
- ・「子ども読書の日」(4月23日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)を中心としながら、家庭での読書を働きかけるとともに、県が取り組んでいる生活習慣啓発事業「心とからだいきいきキャンペーン」の展開等により、早寝早起き等の基本的な生活習慣を身につけるとともに、保護者等による読書への働きかけや、家族で定期的に読書をする日を決めたり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合うことなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりを促す。
- ・「家庭教育推進協力企業制度」(*24)の取組に家庭での読み聞かせや親子読書を盛り込み、家庭での読書を働きかける。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

①公立図書館(県立図書館、市町村立図書館、公民館・児童館図書室)の役割と取組

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに本に親しむことができる環境をつくるのが重要である。特に公立図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会える場所であり、あわせて保護者等にとっても多様な本との出会いの場であることはもとより、社会が複雑化している背景から近年では学校でも家庭でもない第3の居場所(サードプレイス)(*25)としても注目されており、読書活動をはじめとして地域における中核的な役割を果たすことが期待される。

《取組の方向性》

ア 地域の中核施設としての機能

〈情報提供の充実〉

- ・鳥取県図書館横断検索システムなど資料相談機能を地域住民に周知し、子どもや保護者、学校からの読書案内への対応をするとともに、保護者が本を選ぶときの参考となるブックリスト等による情報提供を行い、発達段階に応じた本に出会えるよう努める。

〈子どもと本の出会いの場を提供〉

- ・各図書館や公民館、児童館において、読書ボランティアと連携した読み聞かせ会やおはなし会を開催するなど、親子で本に親しむ機会のほか、絵本の展示など図書館に訪れる多様な機会の提供にも努める。また、「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」をはじめとする子ども読書推進の関連行事に取り組む。

〈民間団体、学校図書館等との連携〉

- ・学校図書館や幼稚園・認定こども園・保育所・公民館等への団体貸出を進めるほか、地域の読書活動推進団体や保健所・保健センター等の関係機関と連携し、放課後子供教室(*26)や放課後児童クラブ(*27)でのおはなし会開催の働きかけや、読み聞かせ研修会の開催、子どもの読書活動に関する情報提供など、地域における子どもの読書活動を支援する。

イ 公立図書館の機能強化

〈資料の整備・充実〉

- ・ 県立図書館は、見本資料として有用な新刊児童図書の購入や、研究書等の収集、子どもの読書に関する情報の収集、提供に努める。新刊児童図書の団体貸出などにより市町村立図書館における子ども向けの図書の計画的な整備と充実を支援する。

〈サービスの充実〉

- ・ 鳥取県図書館横断検索システム等の活用による資料相談、読書相談の取組をはじめ、配本サービスの利用促進など、図書館から離れた地域へのサービスの一層の充実を図る。

〈研修会・講習会の開催〉

- ・ 図書の選択、収集、提供など、子どもの読書活動を推進する上で司書の役割は極めて重要であるため、司書配置の一層の充実、司書の専門的知識・技術の研鑽と向上を図る研修についても充実を図る。

〈多様な文化への対応〉

- ・ 県内に在住する外国籍の子どもたちが読書に親しみ、日本の子どもたちも多様な言語や文化を理解できるよう、環日本海諸国の言語をはじめとする外国語の資料の整備や催しの開催、こうした言語に対応するための職員の研修や館内の案内表示等を充実させるなど、多様な文化に対する理解を深めるための取組を進める。

〈第3の居場所としての展開〉

- ・ 「第3の居場所（サードプレイス）」としての図書館の魅力や役割について関係者の理解を促進するとともに、「子ども食堂(*28)」や生活困窮家庭等に対する学習支援を行う団体に対する団体貸出を進めることで、様々な家庭環境にある子どもたちが図書館を利用し、読書に親しむことのできる環境づくりを行う。

〈利用促進の取組〉

- ・ 「鳥取県ジュニア司書養成講座(*29)」の開催等により子どもたちが図書館を知り関心を高めるための取組を進めるとともに、引き続きブックスタート事業やおはなし会その他のイベントの開催、ブックトークやブックリストによる本の紹介等を通じて未就学児及び保護者、児童・生徒がより多様な本に出会い読書の幅を広げていくことができるよう、公立図書館の利用促進の取組を進める。

②民間団体等の役割と取組

県内には、「読み聞かせグループ」などの読書ボランティア団体をはじめ、子どもの読書活動推進に取り組む民間団体が多く存在し、学校や地域の図書館と連携して、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供している。これらの読書ボランティア団体等は、子どもたちに本の魅力を伝える重要な存在であることから、その活動をより一層充実することが期待される。

また、地域の書店は特に子どもたちが本と出会う場であるとともに、学校図書館への書籍情報の提供、学校図書館等におけるブックハンティング(*30)への協力等、子どもの読書活動の推進においてその役割が期待される。

《取組の方向性》

〈民間団体等との連携強化と情報提供の充実〉

- ・ 学校支援ボランティア(*31)や放課後子ども教室などの事業において、読書ボランティア団体等と連携して、子どもの読書活動を推進する。

- ・読書ボランティアとして活動するために必要な基礎的研修の実施や、情報提供に努める。
- ・「子どもゆめ基金助成金」(*32)等の情報提供を行い、地域における子どもの読書活動を推進する取組を支援する。
- ・学校図書館等におけるブックハンティング等も含めた選書、読書活動推進のための啓発等も含め、書店等と連携・協力した読書活動推進に努める。

③特別な支援が必要な子どもへの支援

平成29年に制定された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」(*33)の趣旨にかんがみ、公立図書館においても点字図書(*34)録音図書(*35)、大活字本(*36)等の適切な図書、読書スペースの充実や利用環境の整備など、特別な支援が必要な子どもたちが障がいの種類や程度、特性に応じて図書館を利用し、読書に親しむことのできる支援の継続・充実が求められる。

《取組の方向性》

- ・公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、すべての子どもたちが読書を楽しむことのできるよう布絵本(*37)やさわる絵本(*38)、マルチメディアデイジー(*39)、点字図書、録音図書、大活字本などの整備を進めるとともに、多様な図書が整備されていることを学校、保護者等に周知する。あわせて、施設のユニバーサルデザイン化を一層促進する。
- ・公立図書館は、手話ボランティアとの連携・協力により対面朗読や手話通訳による「おはなし会」を実施するほか、職員も手話を学ぶなどして、特別な支援が必要な子どもの希望に対応できる体制の整備に努める。
- ・県立図書館は、市町村立図書館や特別支援学校等への団体貸出による支援を行うなど、障がい等によって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開する。
- ・読書ボランティアなど民間団体が、特別支援学校等で子どもの障がいの特性に応じた活動を行うために必要なスキルの習得を支援する。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

①幼稚園・認定こども園・保育所等

幼稚園・認定こども園・保育所等では、人格形成の基礎を培う乳幼児期に読書の楽しさを知り、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を身につけることで、生涯にわたる読書習慣の形成につなげるため、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが求められることから、親子で絵本や幼年文学(*40)に触れることができる機会の提供や、子どもの読書について保育士や教員の理解をより一層深めるなど、乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくりが必要である。

《取組の方向性》

- ・絵本コーナー等、幼児が本に親しむためのスペースを確保し、市町村立図書館と連携した図書の充実を図るなど、環境整備に努める。
- ・市町村立図書館との連携や、鳥取県子ども読書アドバイザーの活用等により、発達段階に応じた選書などに関する保育士や教員の研修会や連絡会を充実する。
- ・幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティアによるおはなし会の実施や、保護者への絵本や幼年文学の貸出を推奨し、家庭での読み聞かせを働きかける。

②小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

学校は、子どもが読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備するなど、子どもが読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、言語能力の育成を図るため、国語科等の言語活動の充実とあわせ読書活動を充実することがうたわれており、各学校においては図書館活用に係る年間指導計画を作成し、学校図書館の計画的活用等により、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動の充実を図っていくことが必要である。

一方で、アンケートによると中学生・高校生の不読率は依然として高く読書離れの傾向がみられることから、読書への興味・関心につながる取組等の学校における読書活動の充実のための取組が求められる。

《取組の方向性》

ア 読書習慣の確立、読書指導の充実

〈一斉活動等の実施〉

- ・朝読書、全校一斉読書や、学年単位・学級単位による一斉読書を継続して実施するとともに、地域の読書ボランティアと連携して読み聞かせやおはなし会の充実等の読書活動に関連した各種行事を企画するなど、それぞれの学校の状況に合った取組を行う。

〈読書への動機づけのための取組〉

- ・ビブリオバトル（知的書評合戦）(*41)、子ども同士で行うブックトーク、読書会(*42)、子どもたちが投票する本の選挙、本の魅力を伝えるポップ(*43)の作成など、子どもたちが主体となって本を薦める取組や楽しみながら読書への関心を高め本を手にするきっかけづくりにつながる取組について、県・市町村や民間団体等の事業も活用しながら積極的に実施する。

〈校内の推進体制の確立〉

- ・学校の実践事例の紹介や研修を通して、学校関係者の意識や技術の向上を図る。
- ・学校図書館の活用について、中心的な役割を担う司書教諭がその職責を十分果たせるよう校内体制を整えるとともに、司書教諭を中心に学校司書等関係職員や教職員が連携し、各教科等において学校図書館が一層活用されるよう努める。
- ・「心とからだいきいきキャンペーン」や電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発(*44)等の取組とあわせて、保護者及び児童・生徒に読書の大切さを啓発する。

イ 学校図書館の機能強化

〈学校図書館の資料の整備・充実〉

- ・「学校図書館図書整備等5か年計画」(*45)の考え方について市町村に理解を求め、学校図書館の図書の整備を推進する。あわせて県立学校についても図書の整備を進める。
- ・公立図書館と連携して、団体貸出等により学級文庫を充実したり、余裕教室やワークスペースに図書を整備するなど、子どもの身近に本がある環境づくりを進める。
- ・鳥取県手話言語条例の理念を踏まえ、県内全ての小・中・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校に手話を学ぶ図書等を整備し、学校での手話学習環境の充実と手話に関する理解を深める取組を進める。

〈学校図書館の情報化、機能の充実〉

- ・小・中・義務教育学校・県立高等学校に導入されている図書を管理するシステムにより、資料管理を適切に行うとともに、県内図書館ネットワークの活用により学校図書館活用の活発化を図る。
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等を指針として、読書活動の拠点となる「読書センター」(*46)としての機能を充実するとともに、図書資料、新聞等を活用した探究的な学習活動を含む授業づくりの参考となる実践例やブックリストの作成等により「学習センター」・「情報センター」(*46)としての機能の強化も図っていく。
- ・子どもの社会への関心を高めるとともに、思考力・判断力・表現力の向上を図るため、新聞の複数紙配備、新聞を活用した授業づくり等を進める。

〈学校図書館を活用するための人的配置の充実〉

- ・司書教諭の全校配置を継続するため、有資格者の養成に努めるとともに、学校司書の配置について平成29年度から「学校図書館図書整備等5か年計画」に位置づけられた趣旨を踏まえ、学校司書の継続的な任用や研修に努め、学校全体で読書活動を推進できる環境を整備する。

③特別支援学校

②の取組と基本的に方向性は同様であるが、これに加え、全校に配置した司書教諭及び学校司書が核となり、あいサポート条例の趣旨に配慮しながら、各学校において視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱など、子どもの障がいの種類や程度及び発達段階に応じた読書活動を推進することが求められる。

〈取組の方向性〉

〈図書資料等の充実〉

- ・鳥取盲学校の点字図書の貸出しをはじめとして、各学校は、点字図書や録音図書、ビデオ絵本や大活字本など、公立図書館の団体貸出を積極的に利用し、障がいの種類や程度、発達段階に応じた図書の提供を行うほか、重度重複化の進んでいる実態に応じ、ブラックライトシアター(*47)、触覚や温感を伴う読み聞かせ(*48)を行う等図書の選定や環境の工夫に努める。

〈司書教諭等の研修の充実〉

- ・障がいの種類や程度、特性に応じた支援ができるよう、県立図書館に設置した学校図書館支援センターによる司書教諭や学校司書に対する専門的な研修や資料相談を実施するとともに、司書教諭と学校司書が協働して校内での研修を企画・実施する。

〈多様な読書活動の推進〉

- ・読書ボランティアと連携して、「おはなし会」やブックトークなど、子どもの状態に応じた読書活動を通して、多くの人との交流が得られるよう働きかける。

2 子どもの読書活動を支える人の育成等

(1) 図書館職員、司書教諭、学校司書等の育成

公立図書館・学校図書館等がその機能を十分に発揮するためには、図書館職員、司書教諭、学校司書などの職員が必要な専門知識と技術を身につけ、身につけた能力・経験を発揮できるよう支援を行うことが重要である。このため、県、市町村、各学校等が連携しながら研修・相

談を行うことで引き続き人材を育成していくことが必要である。

《取組の方向性》

- ・ 県教育センターによる司書教諭を対象とした研修、教員を対象とした「専門研修(図書館教育)」、初任者研修における学校図書館活用に関する研修等、県立図書館に設置された学校図書館支援センターによる幼稚園・認定こども園、保育所等、公立図書館の職員、小・中・義務教育学校の教員・司書教諭・学校司書等を対象とした講座等を開催し、司書教諭や学校司書にとどまらず、教員の学校図書館活用教育に関する指導力向上に資する研修を実施する。
- ・ 研修等の開催に当たっては、開催時期・開催場所・開催内容の工夫により、参加しやすい環境の整備に努める。
- ・ 「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等の活用を促進するとともに、学校図書館支援センターの学校図書館支援員による相談・助言により、学校図書館関係者が就学前から高校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育を進めるための支援を行う。
- ・ 市町村において研修の充実や司書教諭と学校司書がともに学ぶ研修会の開催等が行えるよう、学校図書館支援センターの講師派遣等により支援する。

(2) 読書ボランティア等への支援

読書ボランティアは、地域の図書館、公民館、幼稚園、認定こども園、保育所、学校等と連携して活動し、子どもが読書に親しむ機会を提供している。これらの読書ボランティアの活動をより一層充実させていくため、公立図書館など様々な機関による講座開催や研修の実施が必要である。

《取組の方向性》

- ・ 子どもの読書活動に携わる読書ボランティア、鳥取県子ども読書アドバイザーを対象とした研修会を引き続き実施する。
- ・ 読書ボランティア等に対し鳥取県子ども読書アドバイザー制度の周知を図るとともに、読書ボランティア等と連携・協力し、地域における子どもの読書活動を推進していく。

3 子どもの読書活動推進のための啓発・広報

家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進していくためには、様々な機会と場をとらえ、子どもの読書活動に関する理解を図るとともに、地域全体で子どもの読書活動推進を行うことができるよう地域の機運を醸成することが必要である。

《取組の方向性》

〈キャンペーン等による継続的な啓発〉

- ・ 関係機関が連携し、「子ども読書の日(4月23日)」「文字・活字文化の日(10月27日)」等を中心に、県内図書館、公民館、学校で「おはなし会」や講演会、展示会などの事業や優良図書の紹介等の子どもたちが読書に親しむ契機となる普及・啓発を行う。
- ・ 関係機関が連携して「心とからだいきいきキャンペーン」を展開し、読書が子どもの生活習慣の一部として定着するための取組を継続する。
- ・ 妊娠期も含め乳幼児保護者を対象とした啓発や、電子メディアとの適切な付き合い方と関連づ

けた大型集客施設における啓発等、家庭環境にかかわらず多くの保護者や児童・生徒に読み聞かせや読書の意義や楽しさが伝わる啓発を実施する。

〈優良図書の紹介〉

- ・関係機関が連携し、優良な図書を家庭、地域で紹介するとともに、こうした優良な図書が、子どもの身近に置かれ、いつでも触れることができるように働きかけていく。

〈優良事例の発信〉

- ・県、市町村、学校、図書館、民間団体の子どもの読書活動に関する取組の情報や、ブックトーク、読書へのアニメーション(*49)、ビブリオバトル（知的書評合戦）などの子どもが本を手にとるきっかけとなる優れた取組等の情報を収集するほか、ホームページ等により積極的に発信する。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

読書活動の推進のためには、県・市町村・民間団体等が組織全体で、及び相互に子どもの読書活動についての理解を深め、連携しながら、この計画に沿って取組を進めることが重要である。

1 県の推進体制の整備

- ・ 県では、平成15年度に「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、ビジョンの進捗状況や子どもの読書活動に係る取組を検討してきた。
- ・ 今後は、ビジョンに基づき子どもの読書活動を総合的に推進するため、県内の推進状況の検証、具体的な取組についての検討を進めるほか、教育委員会の関係各課の役割を明確にするとともに、知事部局、市町村その他関係各所と連携しながら読書活動の推進について取り組む。
- ・ インターネット利用の普及・低年齢化等にかんがみ、この計画の期間中に県で実施するインターネットの利用に関するアンケート調査、読書に関するアンケート調査等により、インターネットの利用状況と読書活動に関する実態等を把握するとともに、国で予定されている実態把握や分析の結果も参考としながら、方向性を検討していく。

2 市町村の推進体制の整備

- ・ 地域を支える次世代の人材を育成することは、県及び市町村にとって重要な責務であり、こうした人材育成に読書が果たす役割も大きいいため、首長部局、教育委員会、民間団体が連携した読書活動の推進が必要である。
- ・ 各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が行われるためには、「子どもの読書活動推進計画」の策定や、教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりと組織全体における読書活動推進への理解促進が必要である。県教育委員会は、このビジョンの普及・啓発とあわせて、市町村の推進計画策定の働きかけや見直し及び策定された市町村の子どもの読書活動推進計画に沿った具体的な取組の展開等について必要に応じて支援する。

3 民間団体等との連携・協力の促進

- ・ 子どもの読書活動推進について重要な役割を果たしている組織（民間団体、読書ボランティア、出版社、新聞社等）とは、相互に連携を図って子どもの読書活動を推進していく。
- ・ 書店は、地域において子どもたちが本に接する身近な場所であり、図書館と同様に読書活動推進の一翼を担うことが期待されるため、書店との連携・協力を進める。

目標値の設定

【別紙】

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

項 目		2017年度 (平成29年度)	2023年度 目標
家庭において、乳幼児の子どもに絵本などの読み聞かせをしたり一緒に本を読んだ日が1週間で一日以上ある場合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	幼児保護者	94.2%	95.0%
「読書が好き」な子どもの割合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	小学3年生	90.1%	向上
	小学6年生	83.2%	向上
	中学3年生	80.7%	向上
	高校2年生	75.2%	向上
1か月に1冊も本を読まない割合(不読率) (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	小学3年生	4.5%	3%以下
	小学6年生	7.2%	6%以下
	中学3年生	14.5%	12%以下
	高校2年生	29.3%	16%以下
家や図書館で平日1日に10分以上読書する割合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	小学3年生	66.4%	80.0%
	小学6年生	66.7%	70.0%
	中学3年生	50.4%	70.0%
	高校2年生	35.6%	60.0%
市町村立図書館と読書ボランティアの連携による取組数(読み聞かせ、おはなし会等) (出典:鳥取県図書館統計/鳥取県教育委員会)		28/30館	30/30館
公立図書館の県民一人あたりの貸出冊数 (出典:鳥取県図書館統計/鳥取県教育委員会)		5.8冊/年	6.2冊/年
一斉読書実施率 [出典: <<小・中学校>>学校教育実施状況調査/鳥取県教育委員会 <<高等学校>>鳥取県教育委員会事務局高等学校課調べ]	小学校	98.4%	100.0%
	中学校	100.0%	
	高等学校	83.3%	
学校図書館図書標準達成率 (出典:学校教育実施状況調査/鳥取県教育委員会)	小学校	*62.8%	向上
	中学校	*57.9%	

*2016(平成28)年度数値

2 子ども読書活動を支える人の育成

項 目		2017年度 (平成29年度)	2023年度 目標
市町村立図書館における研修会の開催 (出典:鳥取県図書館統計/鳥取県教育委員会)		14/19市町村	19/19市町村
県立図書館主催の専門研修会総参加者数 (出典:鳥取県立図書館のすがた/鳥取県教育委員会)		751名	900名以上
「子ども読書活動推進計画」を策定している市町村の数 (出典:子どもの読書活動推進計画に関する調査研究/文部科学省)		15市町村	17市町村

《注釈》

* 1 人生100年時代

人生が100歳まで続くことが当たり前となる時代を想定した考え。政府は「人づくり革命」の一環として、平成29年9月に「人生100年時代構想会議」を設置した。

* 2 超スマート社会 (Society5.0)

サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した社会として、ロボット、人工知能、新たなネットワーク技術などを駆使する未来像がイメージされている。内閣府は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことができる社会」と定義しており、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会 に続く、人類史上5番目の新しい社会。

* 3 国際子ども図書館

我が国初の国立の児童図書専門図書館。国内外の児童書や研究書などを収集・提供・蓄積し、情報発信を行うとともに、子どもの読書に関わる活動を支援する。

* 4 子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法

（資料編に掲載）

* 5 子ども読書の日

国民の間に広く、子どもの読書活動についての関心と理解を深めることを目的として「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

* 6 国民読書年に関する決議

平成20年6月8日に国会で議決。2010年を「国民読書年」と定め、これにより政官財が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねることを宣言した。

* 7 学校図書館ガイドライン

平成28年11月29日付文部科学省初等中等教育局長通知「学校図書館の整備充実について（通知）」により、学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示したもの。

* 8 司書教諭

学校図書館法第5条第1項に定められた職で、学校図書館の専門的職務を掌るもの。司書教諭の講習を修了した教諭等をもって充てることとされている。

* 9 ブックスタート

生まれる前の両親学級や乳幼児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、「親子で一緒に絵本を楽しむことで心の通い合いを深めることの大切さ」や「地域で子育てを応援しています」といったメッセージを伝える運動。

* 10 鳥取県立図書館の目指す図書館像

鳥取県立図書館が、その目指す方向性を明確にしたもの。「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」をミッションに、「仕事と暮らしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」の4つの柱で構成。平成18年3月に策定され、平成30年3月に第2次改定が行われた。

* 11 鳥取県子ども読書アドバイザー

子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材を「鳥取県子ども読書アドバイザー」として学校、幼稚園・保育所等の保護者研修会や児童・生徒が園児等に対し読み聞

かせ実習をする前の事前学習などに派遣している。

* 1 2 学校図書館支援センター

学校図書館の活用により児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、平成27年度に鳥取県立図書館に開設。学校図書館支援員兼指導主事と専門性の高い司書等を構成員とし、就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を推進するもの。都道府県立図書館に学校図書館支援センターが設置されるのは全国初。

* 1 3 とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン

就学前から高等学校まで継続的にとらえ、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進するために鳥取県教育委員会が平成27年度に策定したビジョン。

* 1 4 学校図書館活用ハンドブック

* 1 3の「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の策定を受けて、学校図書館の機能や役割等について、すべての教職員の理解が進み、学校図書館を活用した授業利用が進むことを目的に、学校図書館の基本的事項や異校種での学校図書館活用の具体的な活動などを掲載したもの。

* 1 5 読書ボランティア

読み聞かせグループなど、読書活動にかかわるボランティア

* 1 6 おはなし会

図書館等で子どもを対象に物語を語るストーリーテリングや読み聞かせを行い、子どもが読書をする素地を作り、本への興味を育てる。

* 1 7 ブックトーク

あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。多くは学校や図書館などで、児童・生徒を対象に行われる。

* 1 8 平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究

文部科学省からの委託により、国立大学法人お茶の水女子大学が分析した調査研究で、平成29年度全国学力・学習状況調査の追加調査として実施した「保護者に対する調査」の結果を活用し、家庭の社会経済的背景と学力の関係、平成25年度調査からの変動、学力に影響を与える学校・家庭・地域の取組等、多様な観点から統計的に分析したもの。

* 1 9 電子書籍

紙とインクを利用した印刷物ではなく、電磁的に記録された情報のうち、従来の書籍（雑誌を含む）を置き換える目的で作成されたコンテンツのこと。目次、ページ送り、しおり、奥付など書籍としての体裁を整えたものが多い。電子ブック、デジタル書籍、オンライン書籍などとも呼ばれる。

* 2 0 横断検索ネットワーク

鳥取県図書館横断検索システムにより、インターネット上で各図書館の蔵書情報を横断的に検索できるネットワーク。検索した資料は、図書館間の物流システムにより各市町村立図書館・全高等学校、特別支援学校などに配送される。

* 2 1 文字・活字文化の日（10月27日）

文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、文字・活字文化振興法により定められたもの。読書週間（10月27日から11月9日まで）の初日。

* 2 2 心とからだ いきいきキャンペーン

子どもたちの望ましい基本的生活習慣の定着を目指し、平成17年度から鳥取県教育委員会が取り組んでいる生活習慣啓発事業。

* 2 3 マタニティファーストブック

妊娠中の母親が赤ちゃんに絵本を読んで語りかけることで、母子の豊かな時間と胎教効果を育んでもらうことを目指した活動。

* 2 4 家庭教育推進協力企業制度

企業・従業員を挙げて家庭教育の充実に向けた家庭環境づくりに取り組む企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、家庭教育を推進。平成31年1月末現在締結企業数：706企業

* 2 5 第3の居場所（サードプレイス）

自宅をファーストプレイス（第一の居場所）、職場や学校をセカンドプレイス（第二の居場所）とし、そのどちらでもない居心地の良い環境や場・空間のことで、例えば図書館、喫茶店、公民館、自治会などの居場所をいう。

* 2 6 放課後子供教室

子どもの安心・安全な居場所づくりの推進のため、原則として小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施しているもの。

* 2 7 放課後児童クラブ

学童保育。主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称。自治体により名称は様々である。

* 2 8 子ども食堂

子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための日本の社会活動のこと。鳥取県内では平成30年10月末現在42か所で開設されている。

* 2 9 鳥取県ジュニア司書養成講座

小中学生を対象に、体験を通して図書館の良さや機能を知り、情報活用能力を身に付けてもらう講座。図書館を将来にわたって利用し、その有用性を広め応援してくれる存在を全県で育成することを目的としている。

* 3 0 ブックハンティング

選書ツアー。学校図書館に配架する図書を、予算の範囲内で学生や生徒の視点から選んでもらうもの。

* 3 1 学校支援ボランティア

学校の要望に応じて地域の方々がボランティアとなって学校を支援する仕組み。生活や学習の支援、環境整備、登下校時の見守りなどを行う。

* 3 2 子どもゆめ基金助成金

21世紀を担う子どもの健全な育成を推進するため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う基金による助成。

* 3 3 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）

平成29年9月1日施行。障がい者がその人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指す。

* 3 4 点字図書

点字で書かれた図書資料。

* 3 5 録音図書

朗読など音声をCD等の録音媒体に記録した資料。

* 3 6 大活字本

弱視の人のために文字を大きくするなど、読みやすい工夫をした本。

* 3 7 布絵本

厚地の台布に絵の部分を縫い付けてマジックテープやスナップ、ボタンなどで留めたり、外したりできる手作り図書。

* 3 8 さわる絵本

視覚障がい児が触覚で鑑賞できるように、絵本を原本にして、布や皮革、毛糸などの素材を用いて台紙に絵の部分を半立体的に貼り付け、文の部分を点字と墨字にした図書。

* 3 9 マルチメディアデージー

本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。活字だけでは文の内容を理解しづらい人々に有効であり、また、デジタル情報であることから、高齢者や弱視者にも使いやすいレイアウトに変更することができるもの。

* 4 0 幼年文学

絵本の読み聞かせから、子ども自身が本を読み始める時期に多く読まれる図書。

* 4 1 ビブリオバトル（知的書評合戦）

各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。ビブリオバトルの効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えることなどが挙げられる。

* 4 2 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

* 4 3 ポップ

その本を読んだことのない人に、その本の「何」に「どう」心を動かされたかを短いフレーズにして伝えるもの。

* 4 4 電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発

鳥取県教育委員会が保護者と子どもたちに対して、電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を行う事業。官民で構成する鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の協力を得て取り組んでいる。

* 4 5 学校図書館図書整備等5か年計画

各学校における学校図書館図書標準の達成等を目指すため、文部科学省が定めた計画。現在の第5次計画は、平成29年度から5か年度間の計画となっており、学校図書館図書標準の達成、学校図書館への新聞複数配備、学校司書の配置拡充について記載されている。同計画の実現に必要な地方財政措置として平成29年度から5年間で総額約2,350億円（単年度約470億円）が決定されている。

* 4 6 読書センター、学習センター、情報センター

学校図書館ガイドライン（*7）によると、「学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の

内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している」とされている。

*** 4 7 ブラックライトシアター**

蛍光絵具を塗った絵を黒いボードに貼ったり動かしたりしながら演じる読み聞かせのこと。

*** 4 8 触覚や温感を伴う読み聞かせ**

たとえば「北風と太陽」の読み聞かせで、北風の場面では扇風機で風を当てる、太陽の場面ではヒーターを当てる等、音声言語だけでなく実感が伴いやすい環境を設定してイメージや言葉を広げていく読み聞かせ方法。

*** 4 9 読書へのアニメーション**

子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。実践例としては間違い探し（2回目に少し変えて読み、子どもに当てさせる）、物語を聞いてその町の地図を作る、出来事のカードを順番どおりに並べるなどの様々な手法がある。

資料編

鳥取県内図書館一覧

市町村立図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鳥取県立図書館	680-0017	鳥取市尚徳町101	0857-26-8155	0857-22-2996
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安2丁目138-4	0857-27-5182	0857-27-5192
鳥取市立用瀬図書館	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬104-2	0858-87-2702	0858-87-2732
鳥取市立気高図書館	689-0334	鳥取市気高町北浜3丁目121-6	0857-37-6036	0857-37-6037
米子市立図書館	683-0822	米子市中町8	0859-22-2612	0859-22-2637
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町187-1	0858-47-1183	0858-47-1180
倉吉市立せきがね図書館	682-0402	倉吉市関金町大鳥居193-1	0858-45-2523	0858-45-2523
境港市立図書館	684-0033	境港市上道町3000	0859-47-1099	0859-47-1111
岩美町立図書館	681-0003	岩美郡岩美町浦富1038-6	0857-72-0510	0857-73-1440
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭町宮谷256-4	0858-72-6660	0858-72-6661
八頭町立船岡図書館	680-0471	八頭町船岡539-1	0858-72-3970	0858-72-0813
八頭町立八東図書館	680-0601	八頭町北山48-1	0858-84-6622	0858-84-6623
若桜町立わかさ生涯学習情報館	680-0701	若桜町若桜751	0858-82-6860	0858-82-6861
智頭町立智頭図書館	689-1402	智頭町智頭2076-2	0858-75-4123	0858-75-0033
湯梨浜町立図書館	689-0714	湯梨浜町龍島497	0858-48-6012	0858-32-2210
町立みささ図書館	682-0195	三朝町大瀬999-2	0858-43-1145	0858-43-1343
北栄町図書館	689-2221	北栄町由良宿803-1	0858-37-5515	0858-37-5514
北栄町図書館北条分室	689-2111	北栄町土下112	0858-36-3219	0858-36-5562
琴浦町図書館	689-2303	琴浦町徳万266-5	0858-52-1115	0858-52-1155
琴浦町図書館赤碕分館	689-2501	琴浦町赤碕1140	0858-55-7547	0858-55-7534
南部町立法勝寺図書館	683-0351	南部町法勝寺342	0859-66-4463	0859-66-4463
南部町立天萬図書館	683-0201	南部町天萬558	0859-64-3791	0859-64-3795
日吉津村図書館	689-3553	日吉津村日吉津930	0859-27-0204	0859-27-0624
大山町立図書館	689-3111	大山町赤坂766-1	0858-49-3010	0858-49-3011
大山町立図書館大山分館	689-3332	大山町末長269-1	0859-53-3003	0859-53-3015
大山町立図書館名和分館	689-3211	大山町御来屋263-1	0859-54-2688	0859-54-5215
伯耆町溝口図書館	689-4201	伯耆町溝口652-1	0859-62-0717	0859-63-0075
伯耆町岸本図書館	689-4133	伯耆町吉長49	0859-68-3605	0859-39-8017
日南町図書館	689-5212	日南町霞785	0859-77-1112	0859-77-1114
日野町図書館	689-4503	日野町根雨129-1	0859-72-1300	0859-72-1320
江府町立図書館	689-4401	江府町江尾1944-2	0859-75-2005	0859-75-3942

大学・高等専門学校図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鳥取大学附属中央図書館	680-8554	鳥取市湖山町南4-101	0857-31-5672	0857-28-6346
鳥取大学附属医学図書館	683-8503	米子市西町86	0859-38-6462	0859-38-6469
鳥取看護大学・鳥取短期大学 附属図書館	682-8555	倉吉市福庭854	0858-26-9121	0858-26-9121
米子工業高等専門学校 図書館情報センター	683-8502	米子市彦名町4448	0859-24-5028	0859-24-5269
鳥取環境大学情報メディアセンター	689-1111	鳥取市若葉台北1-1-1	0857-38-6700	0857-38-6709

点字図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鳥取県ライトハウス点字図書館	683-0001	米子市皆生温泉3-18-3	0859-22-7655	0859-22-7688

平成29年度 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果（幼児保護者対象）

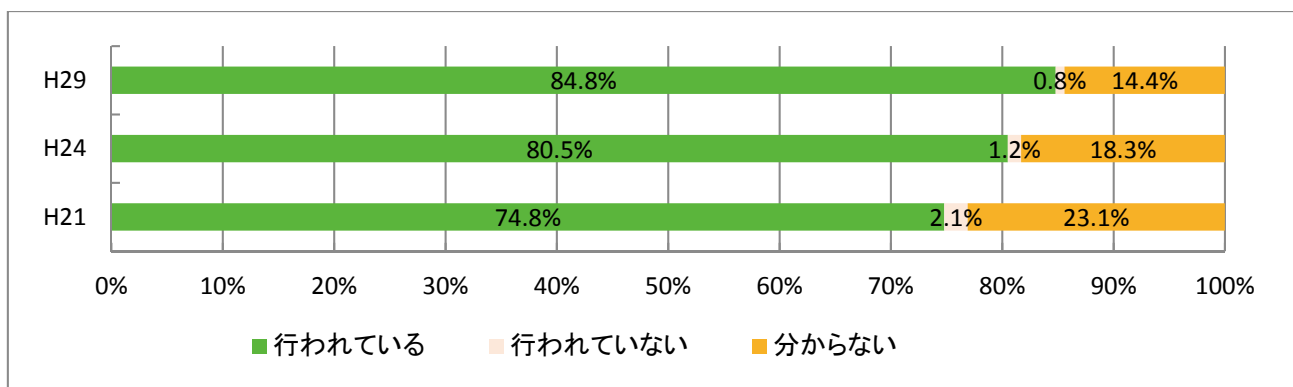
1 調査対象

	保育所・幼稚園・認定こども園保護者
調査対象園数	20
アンケート回収枚数	364

2 調査結果

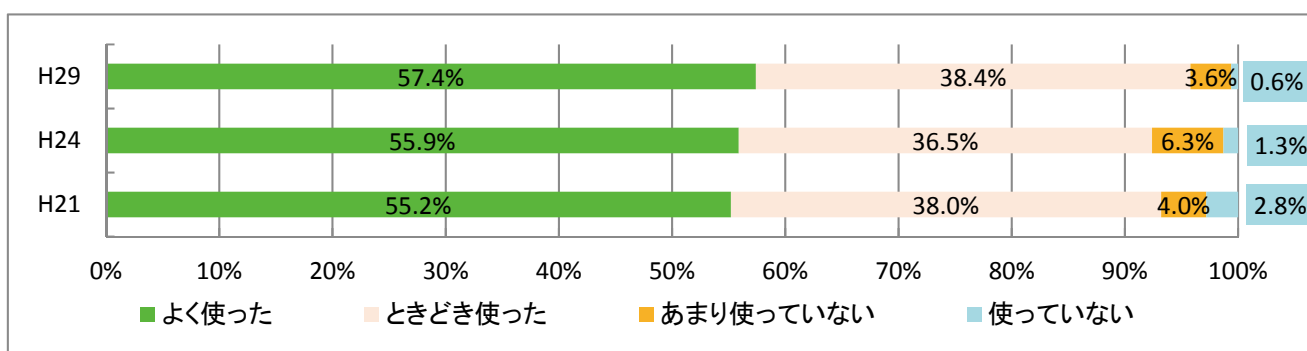
問1 あなたの市町村では、ブックスタート事業（6ヶ月検診時等に絵本を手渡す事業）が行われていますか。

※有効回答数：361



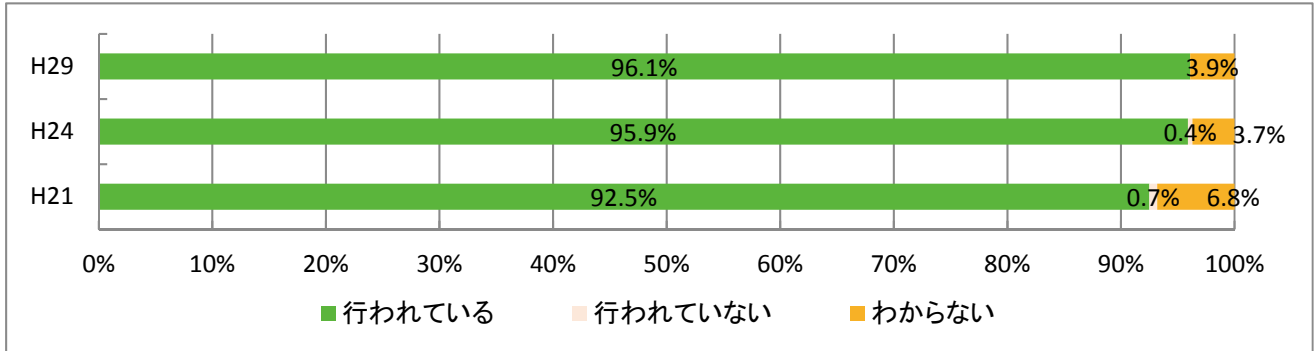
問2 問1で「行われている」と答えた方にお聞きします。ブックスタート事業で配られた絵本は、家庭で読み聞かせ等に活用されましたか。

※有効回答数：305



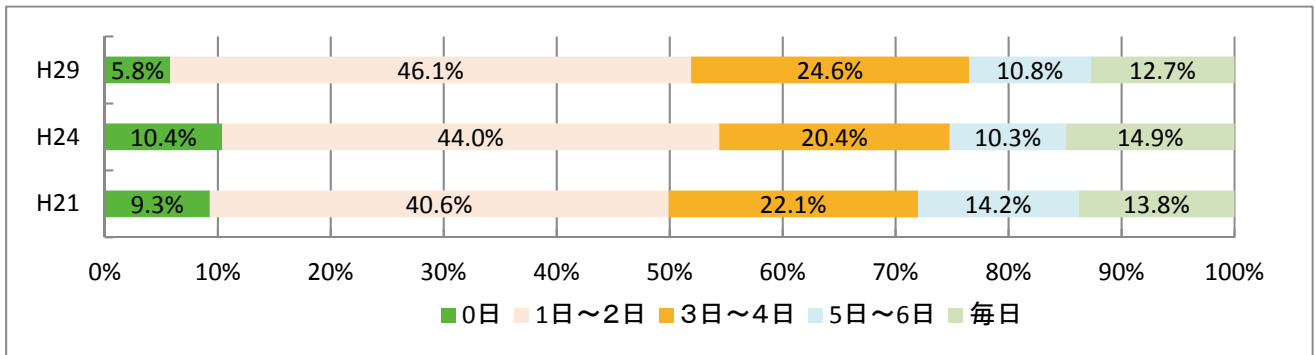
問3 あなたのおさんが通われている保育所・幼稚園・認定こども園では、読み聞かせやおはなし会が行われていますか。

※有効回答数：363



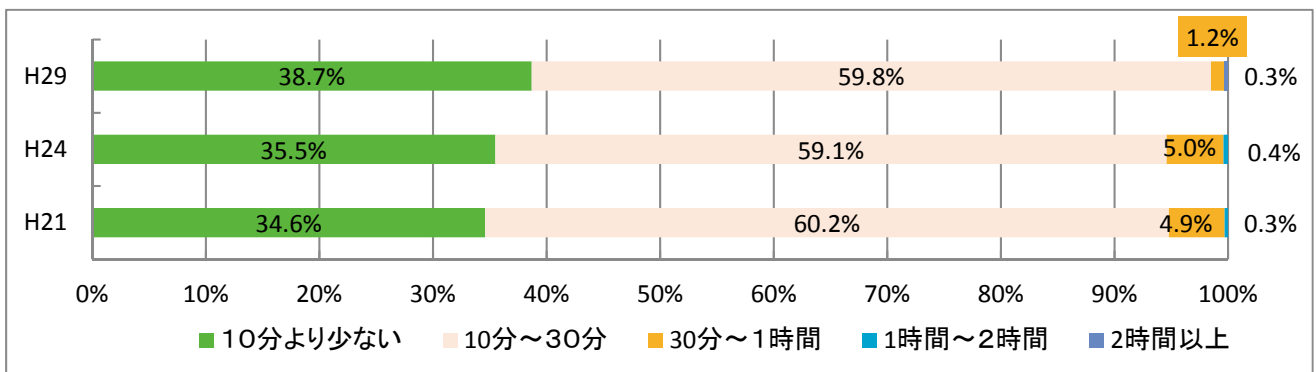
問4 あなたの家では、1週間にどれくらいお子さんに絵本などの読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりしますか。

※有効回答数：362



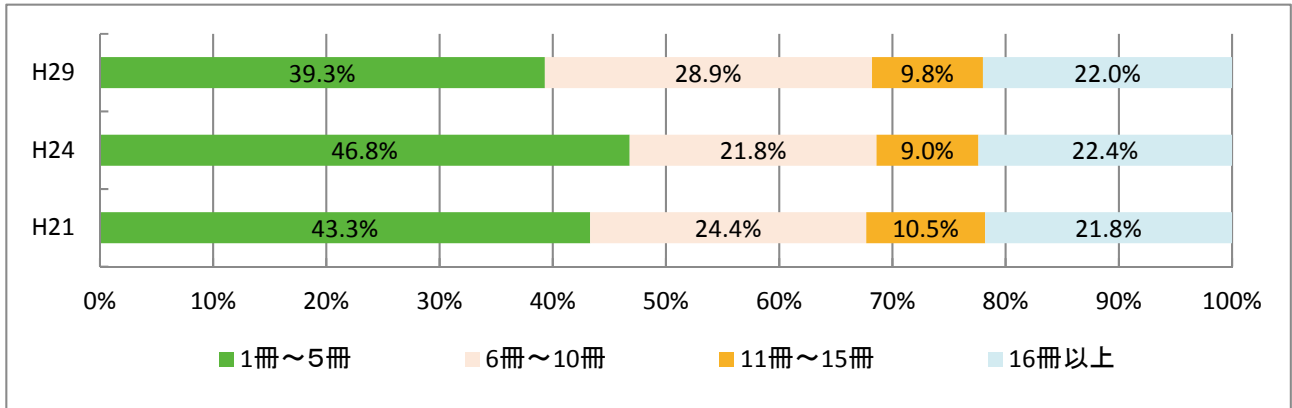
問5 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と答えた方にお聞きします。1日にお子さんに本を読んであげる（一緒に読む）時間はどれくらいですか。

※有効回答数：336



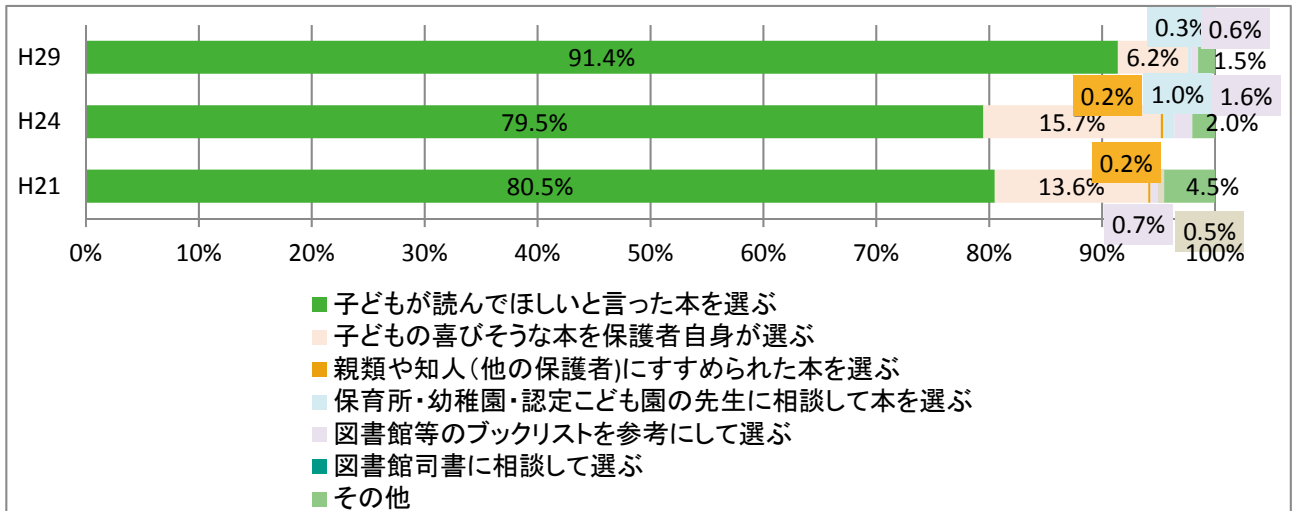
問6 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と回答した方にお聞きします。この1ヶ月間に何冊くらい読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりしましたか。

※有効回答数：336



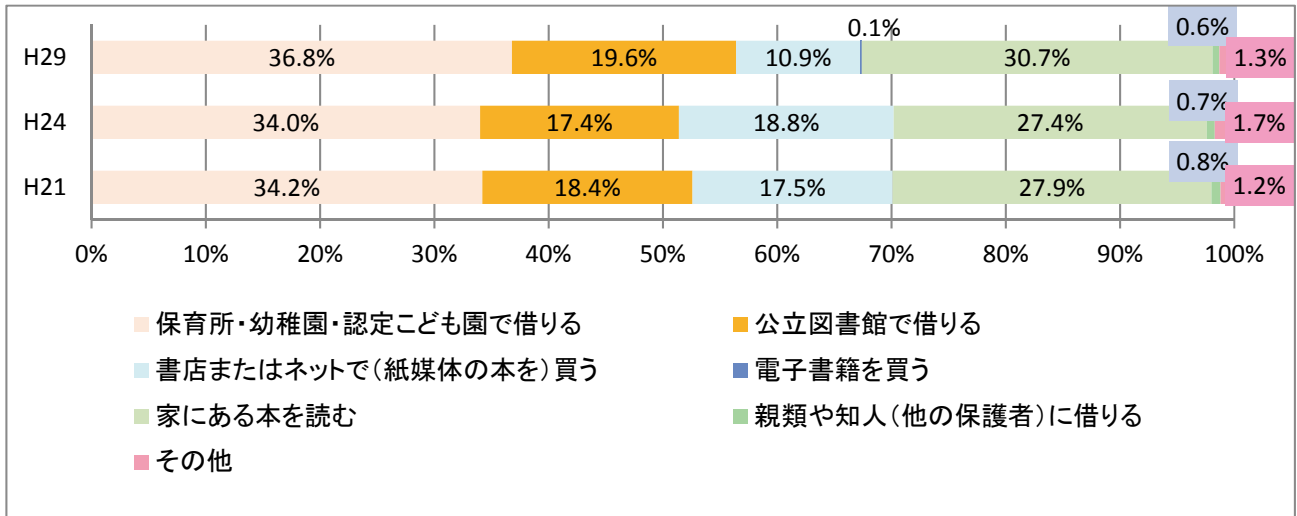
問7 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と答えた方にお聞きします。あなたはお子さんに読んであげる本をどのように選んでいますか。

※有効回答数：325



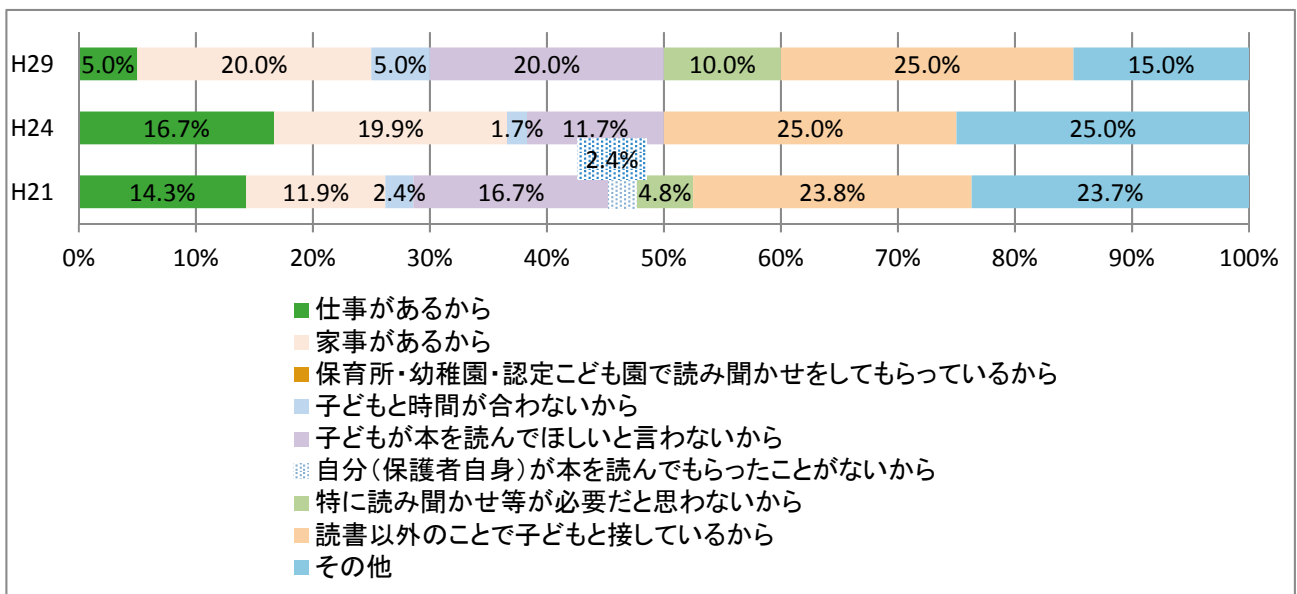
問8 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と答えた方にお聞きします。あなたの家では、読み聞かせをする本や一緒に読む本をどのように準備していますか。（複数回答可）

※有効回答数：830



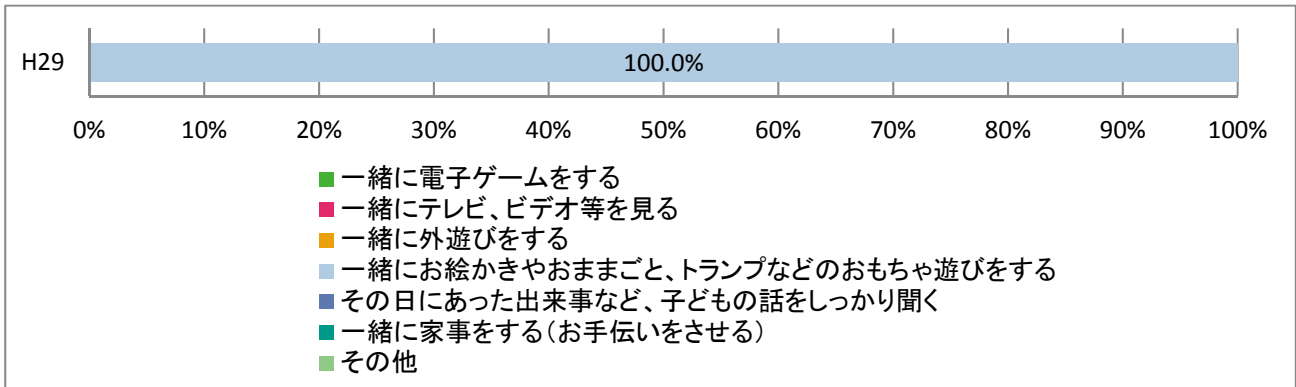
問9 問4で「0日」と答えた方にお聞きします。お子さんに読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりしないのはなぜですか。

※有効回答数：20（標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。）



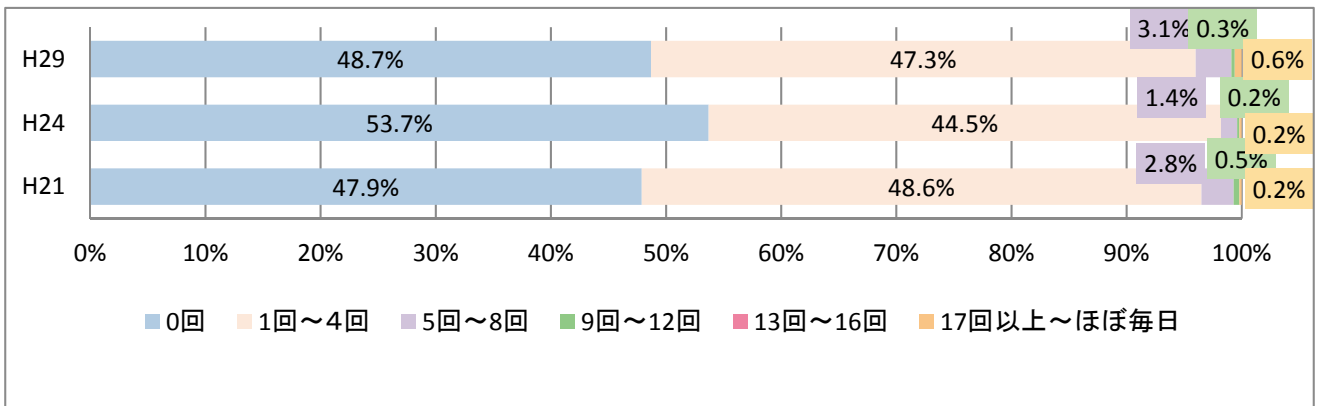
問10 問9で「読書以外のことで子どもと接しているから」と答えた方にお聞きします。どういったことでお子さんと接していますか。

※有効回答数：4（標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。）



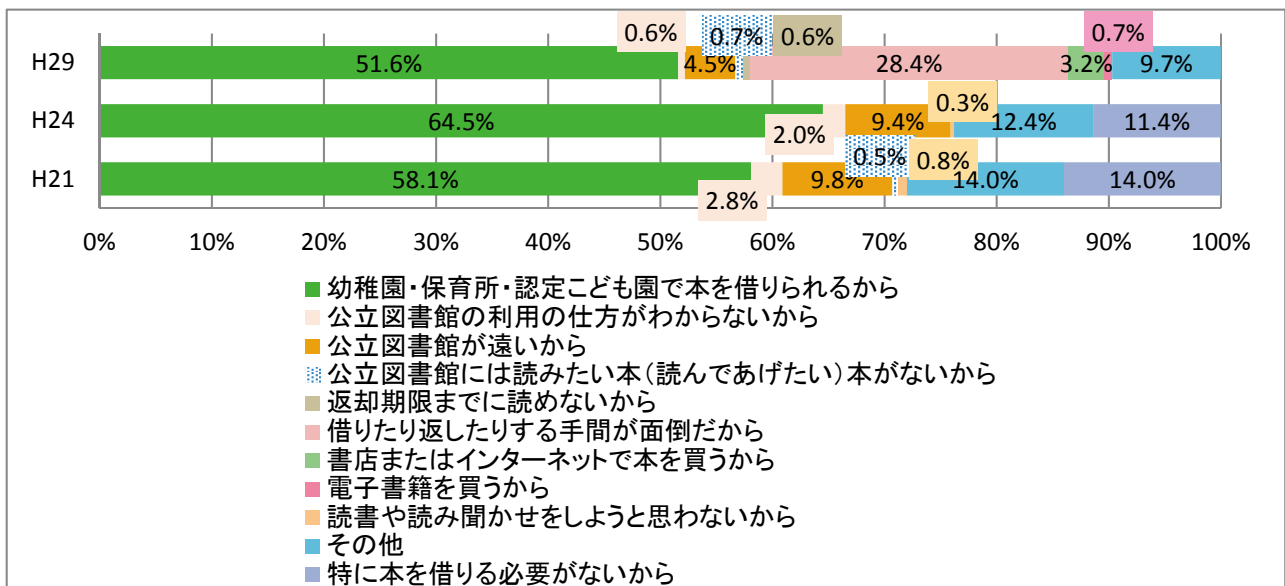
問11 あなたは、1ヶ月にどれくらい公立図書館に行きますか。

※有効回答数：359



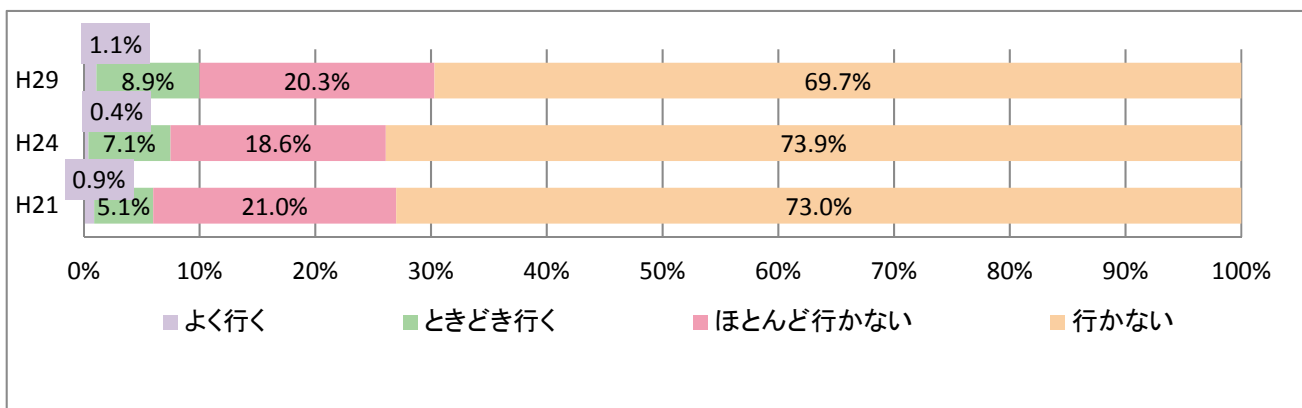
問 1 2 問 1 1で「0回」と答えた方にお聞きします。公立図書館に行かないのはどうしてですか。

※有効回答数：155



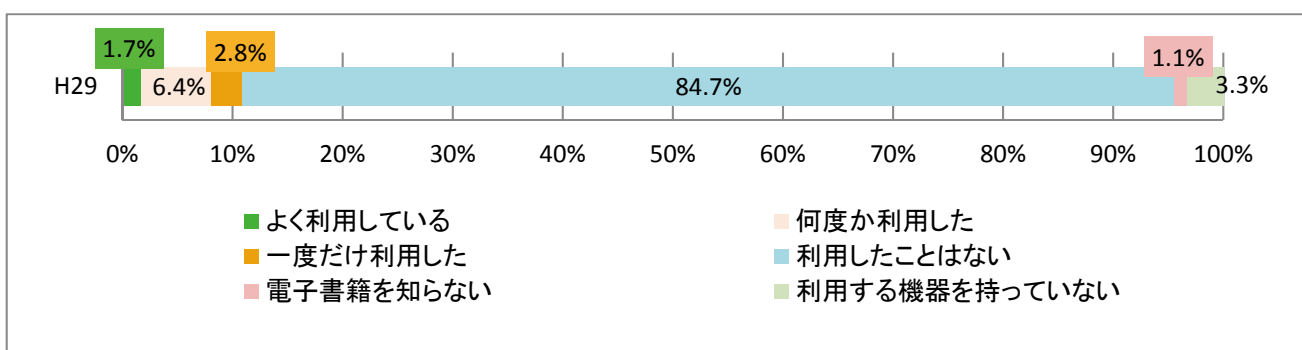
問 1 3 あなたは、お子さんと一緒に公立図書館で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。

※有効回答数：360



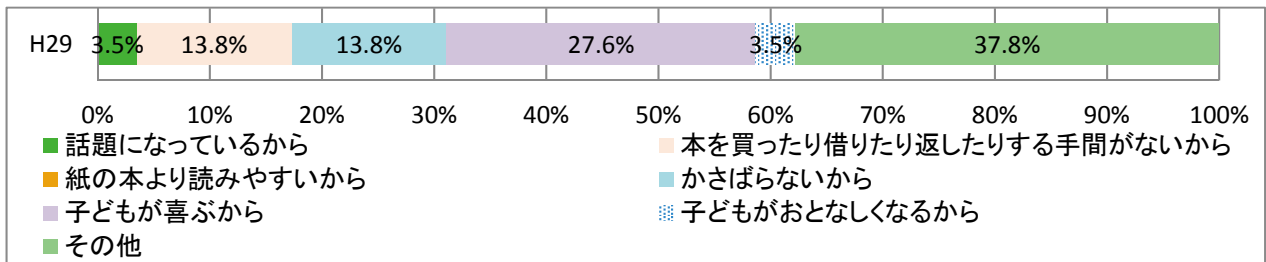
問 1 4 あなたは、お子さんに読み聞かせをする際に電子端末（タブレットやスマートフォンなど）を利用したことがありますか。

※有効回答数：360



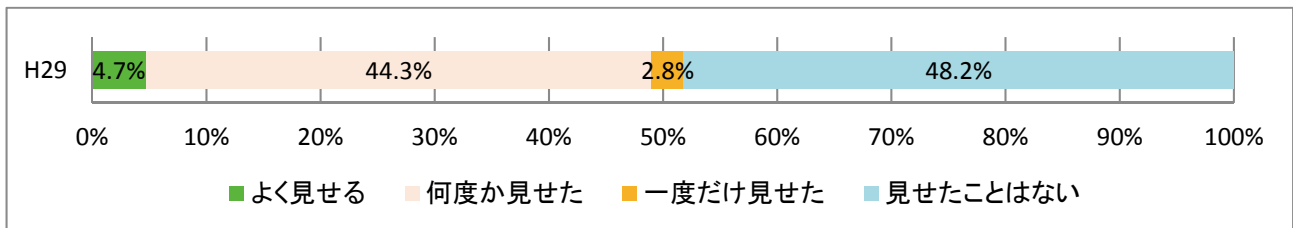
問15 問14で「よく利用している」「何度か利用した」と答えた方にお聞きします。お子さんに読み聞かせをする際に電子端末を利用する理由は何ですか。

※有効回答数：29（標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。）



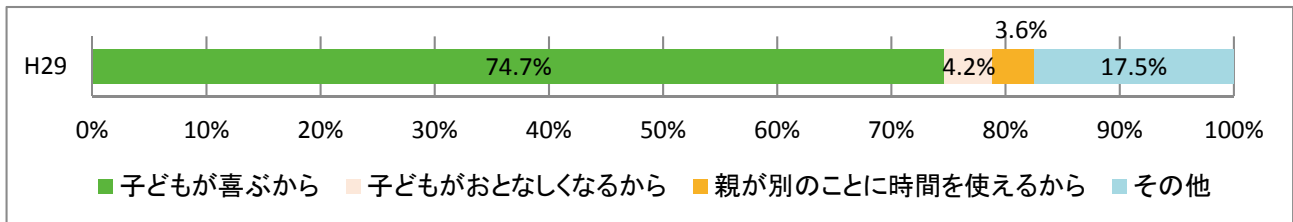
問16 あなたは音の出る本や読み聞かせ動画をお子さんに見せたことがありますか。

※有効回答数：359



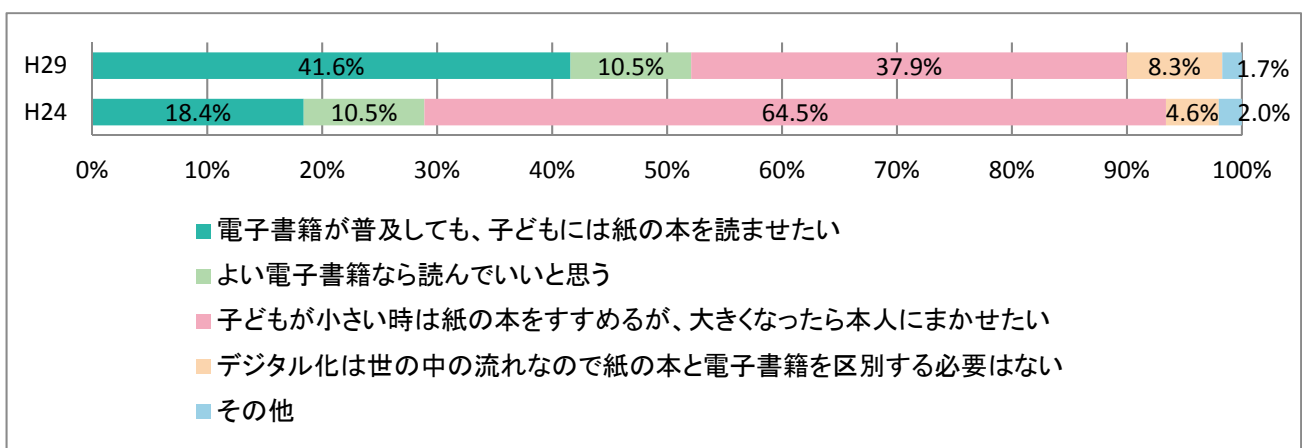
問17 問16で「よく見せる」「何度か見せた」と答えた方にお聞きします。お子さんに音の出る本や読み聞かせ動画を見せる理由は何ですか。

※有効回答数：166



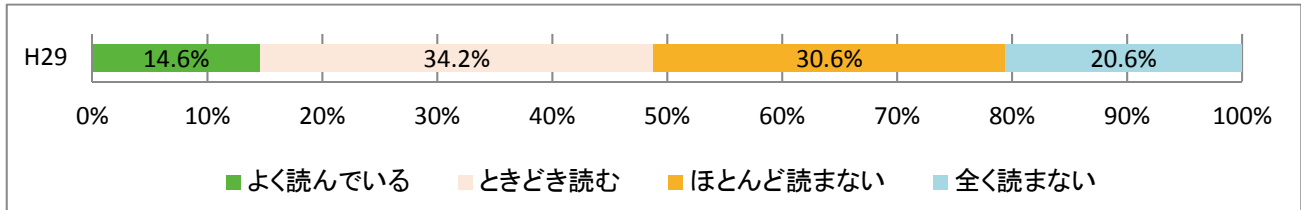
問18 電子書籍と子どもたちの読書についてどのように思いますか。

※有効回答数：351



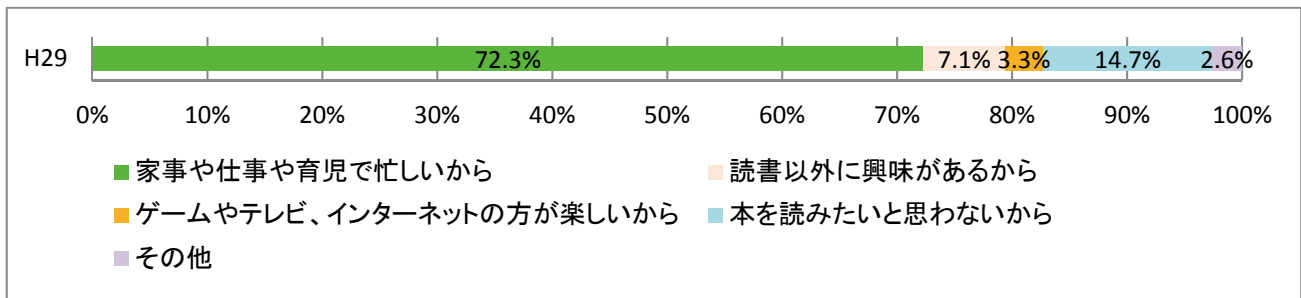
問19 あなたはお子さんに読み聞かせをしてあげる以外に、自分自身で読書をしますか。

※有効回答数：363



問20 問19で「ほとんど読まない」「全く読まない」と答えた方にお聞きします。あなた自身が読書をしないのはなぜですか。

※有効回答数：184



平成29年度 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果（児童、生徒等対象）

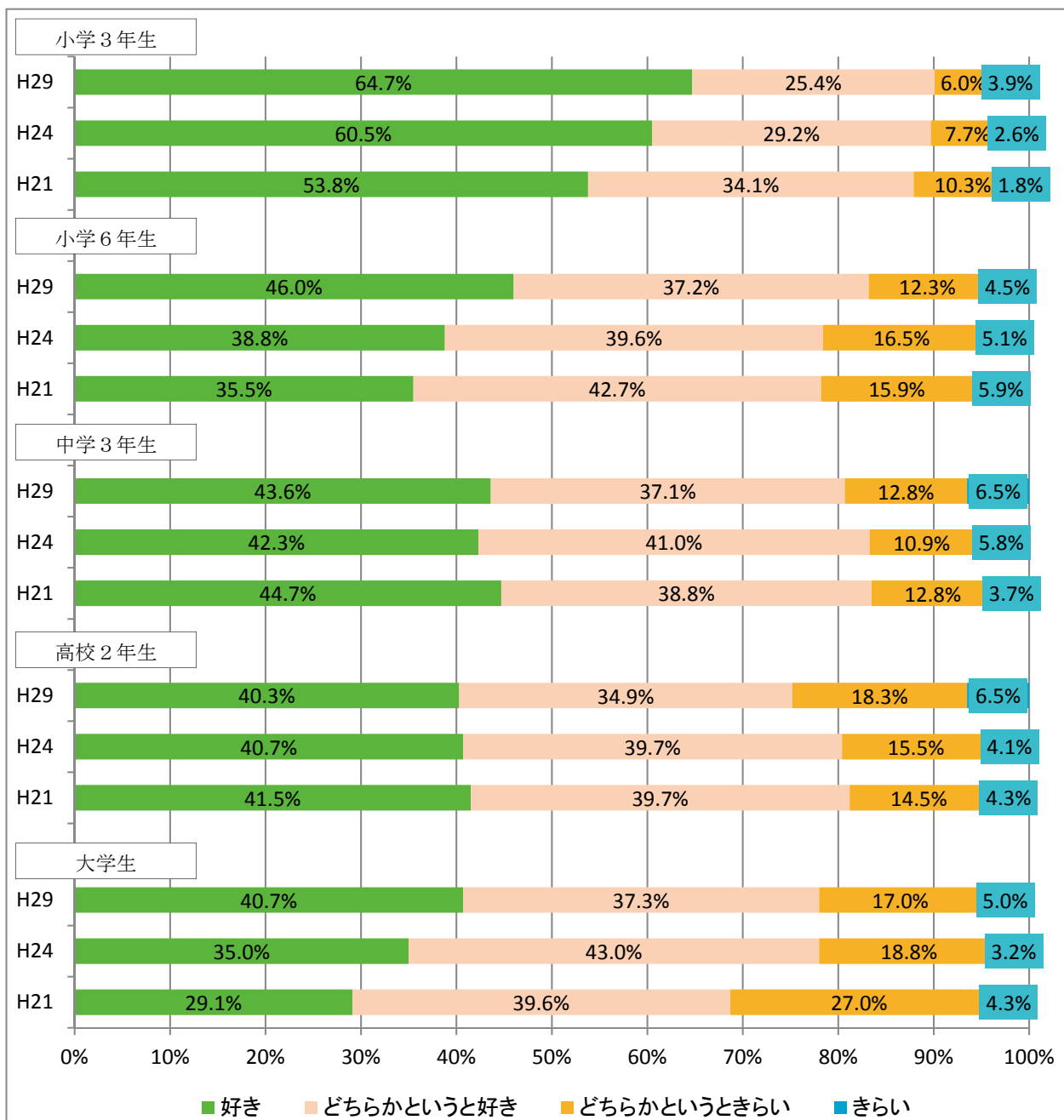
1 調査対象

	小学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生	高等学校 2年生	大学生	合計
調査対象校数	23	23	18	8	4	76
アンケート 回収枚数	706	746	606	279	241	2,578

2 調査結果

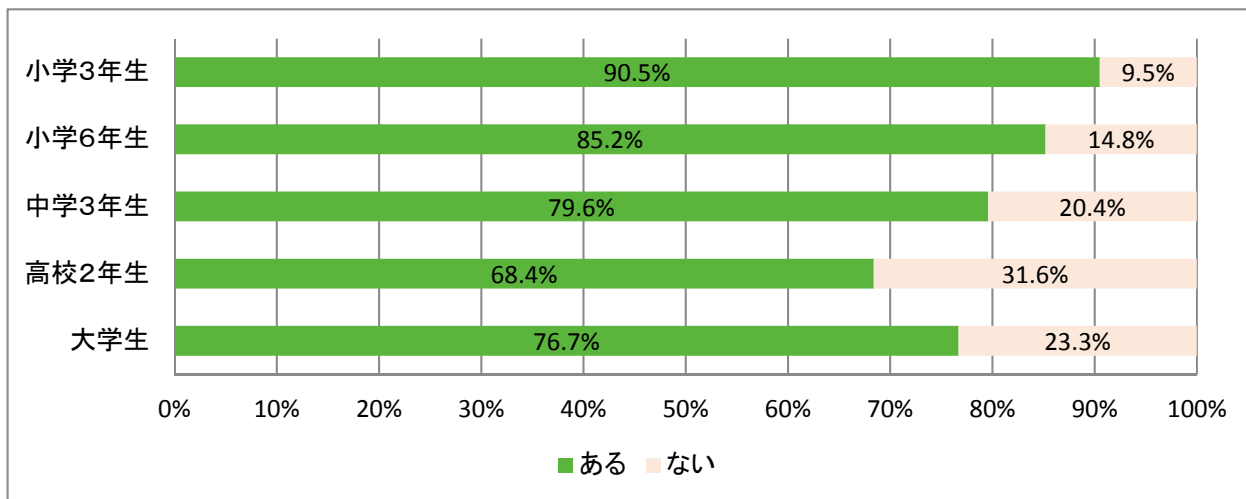
問1 あなたは、読書が好きですか。

※有効回答数 小3：700、小6：739、中3：601、高2：278、大：241



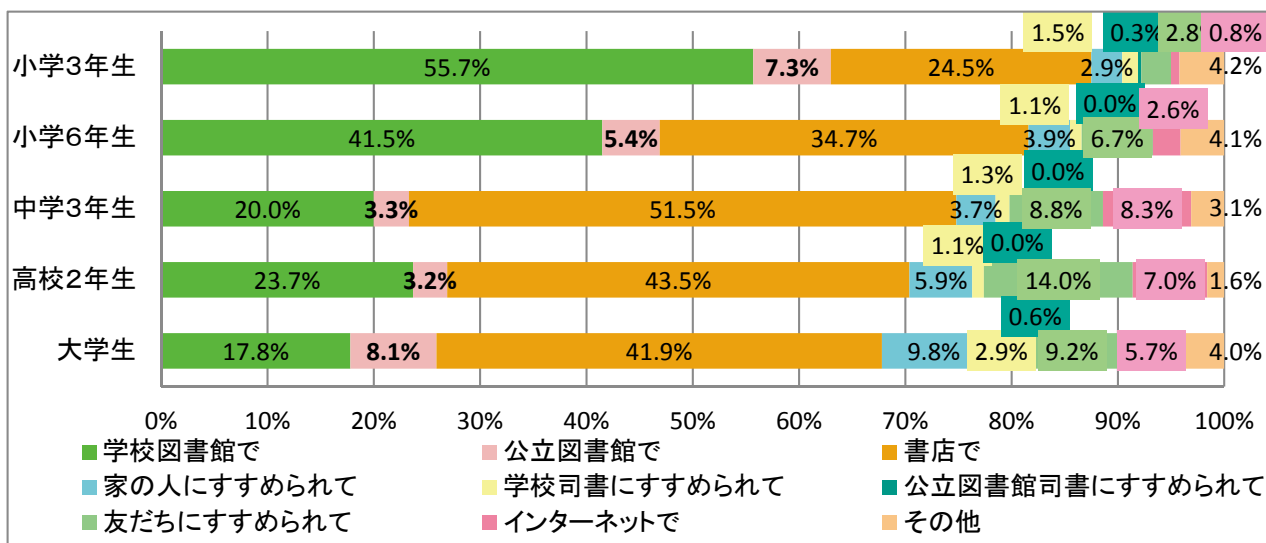
問2 あなたは好きな本がありますか。

※有効回答数 小3：694、小6：735、中3：592、高2：275、大：236



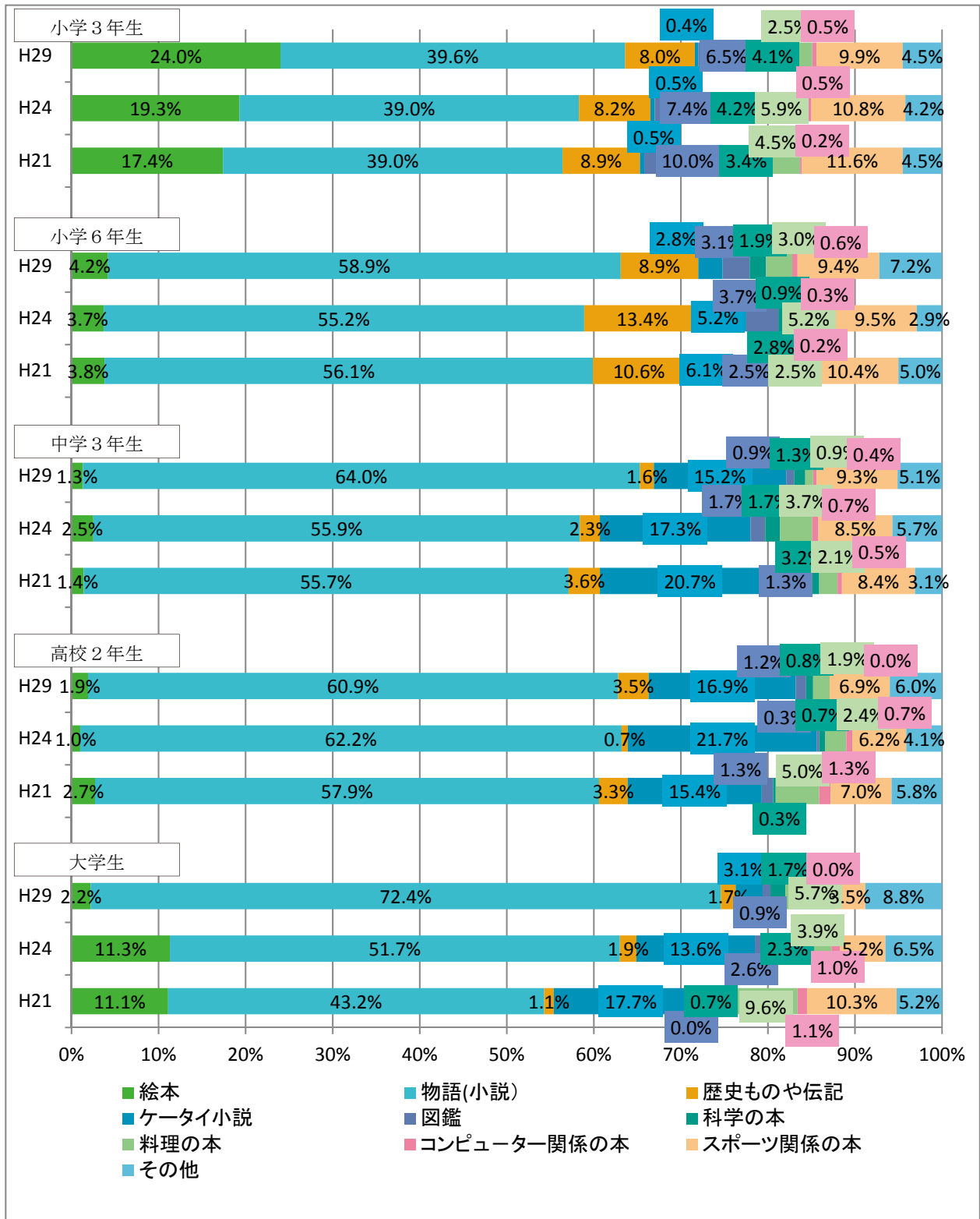
問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。あなたは好きな本にどこで（どのように）出会いましたか。

※有効回答数 小3：616、小6：612、中3：456、高2：186、大：174



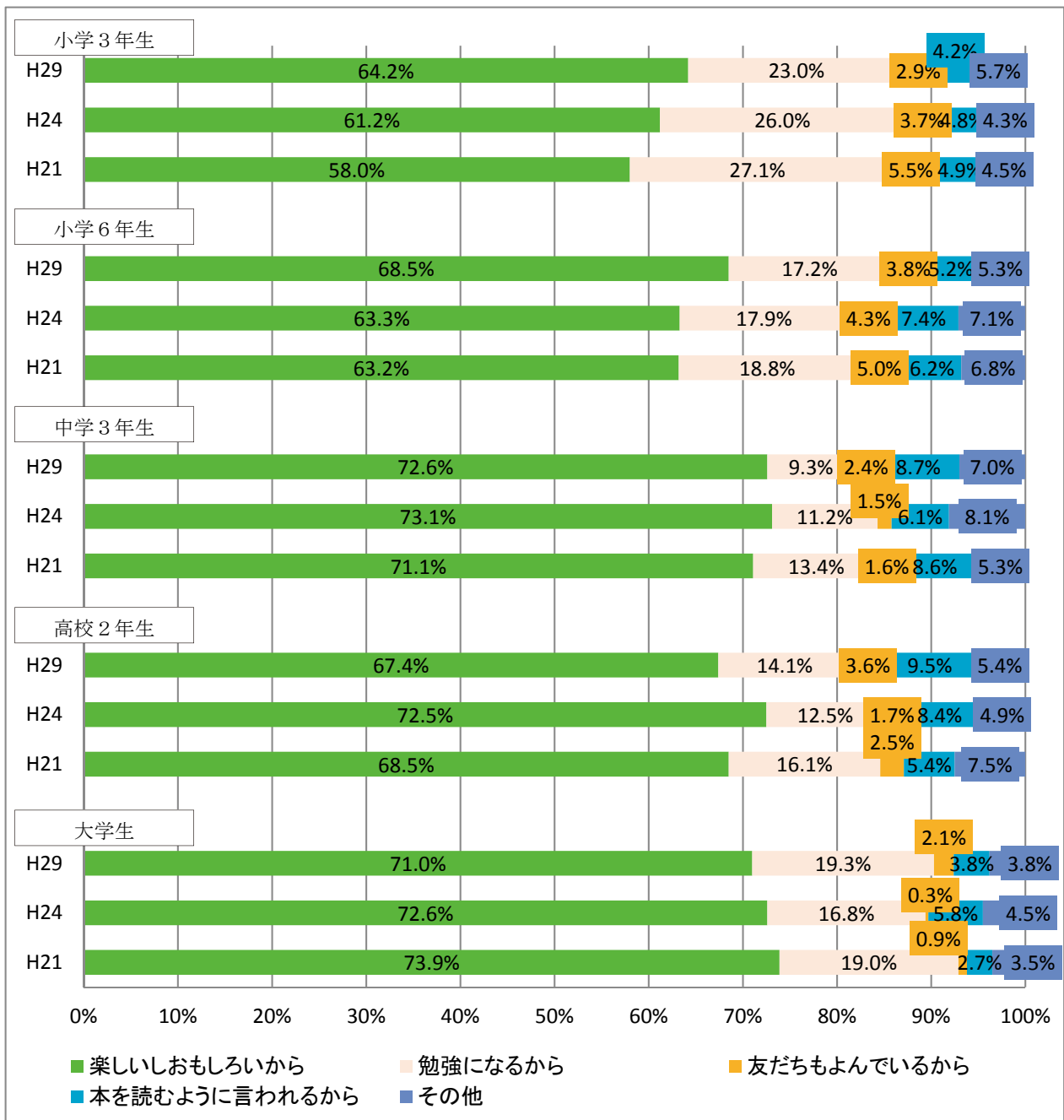
問4 あなたは、どんな本をよく読みますか。

※有効回答数 小3：566、小6：642、中3：558、高2：261、大：228



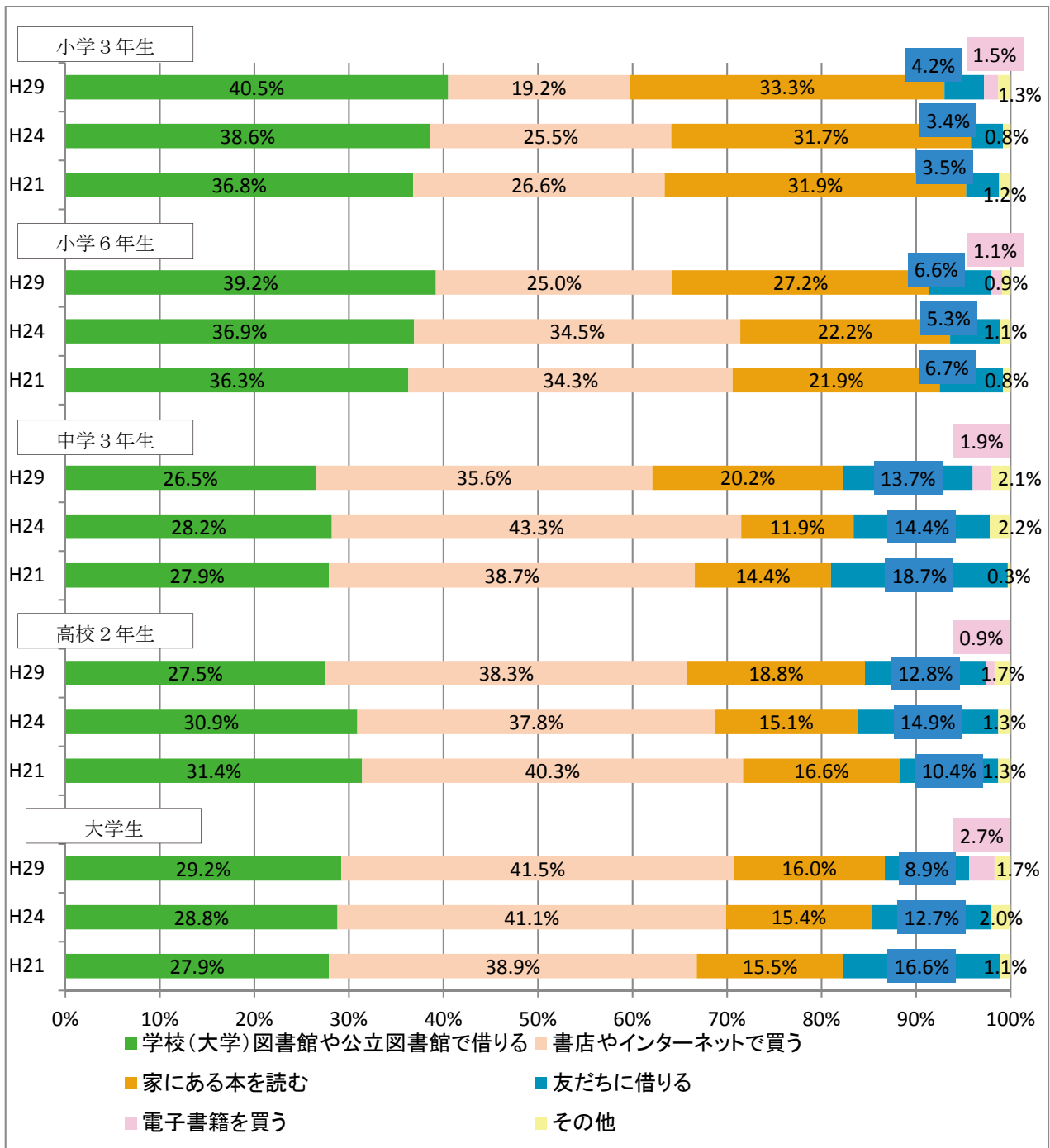
問5 本を読むのはどうしてですか。

※有効回答数 小3：696、小6：729、中3：594、高2：276、大：238



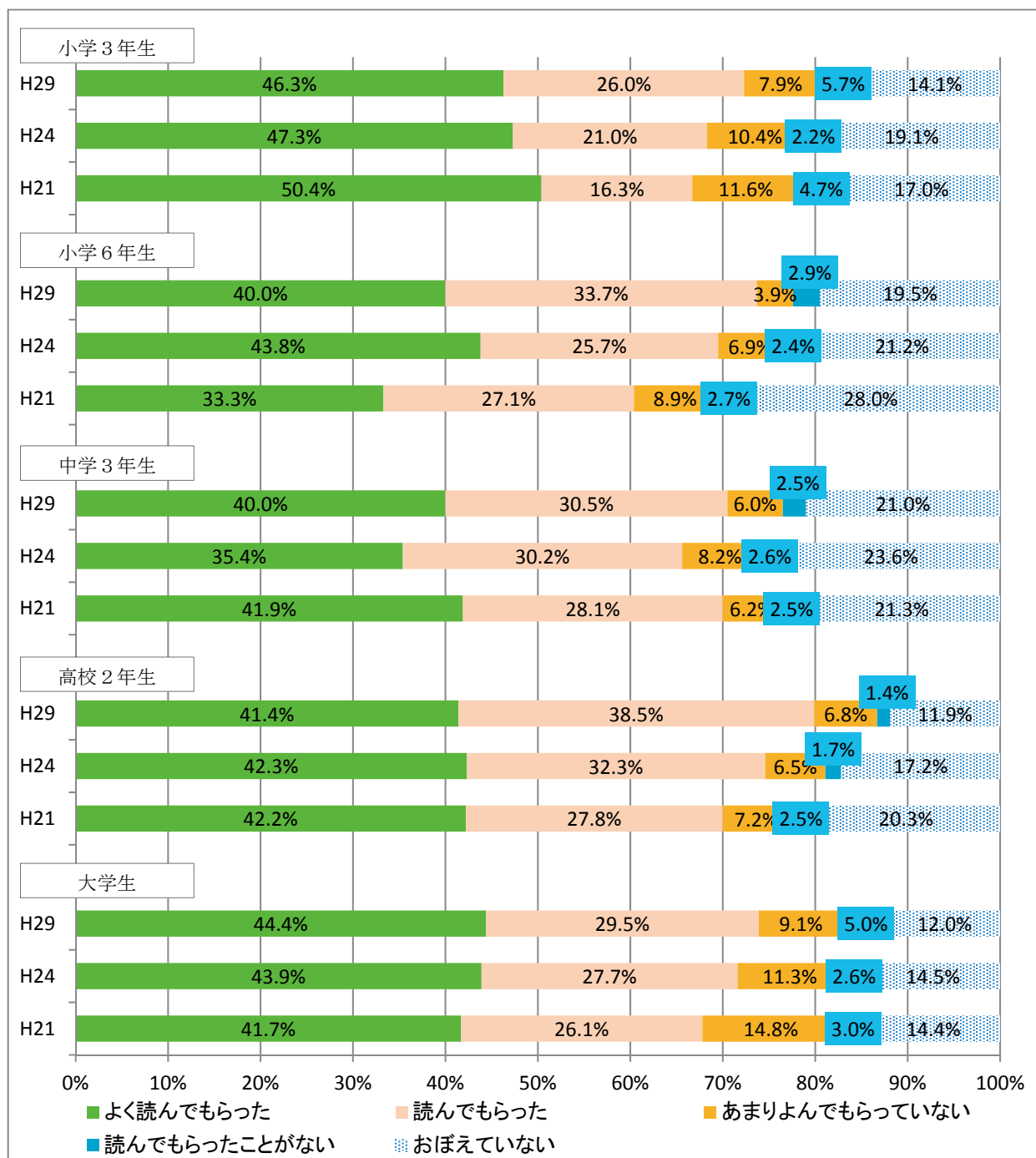
問6 あなたは、本をどのように準備していますか。(複数回答可)

※有効回答数 小3：1, 266、小6：1, 387、中3：1, 050、高2：447、大：407



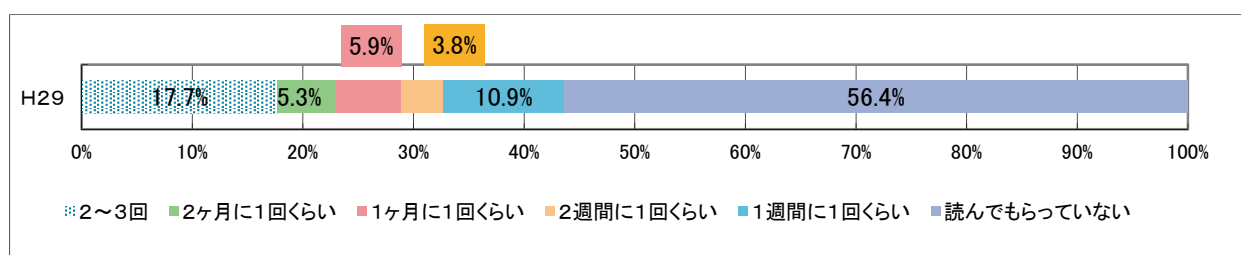
問7 あなたは、小さい頃、家の人に絵本等を読んでもらったことがありますか。

※有効回答数 小3：700、小6：738、中3：600、高2：278、大：241



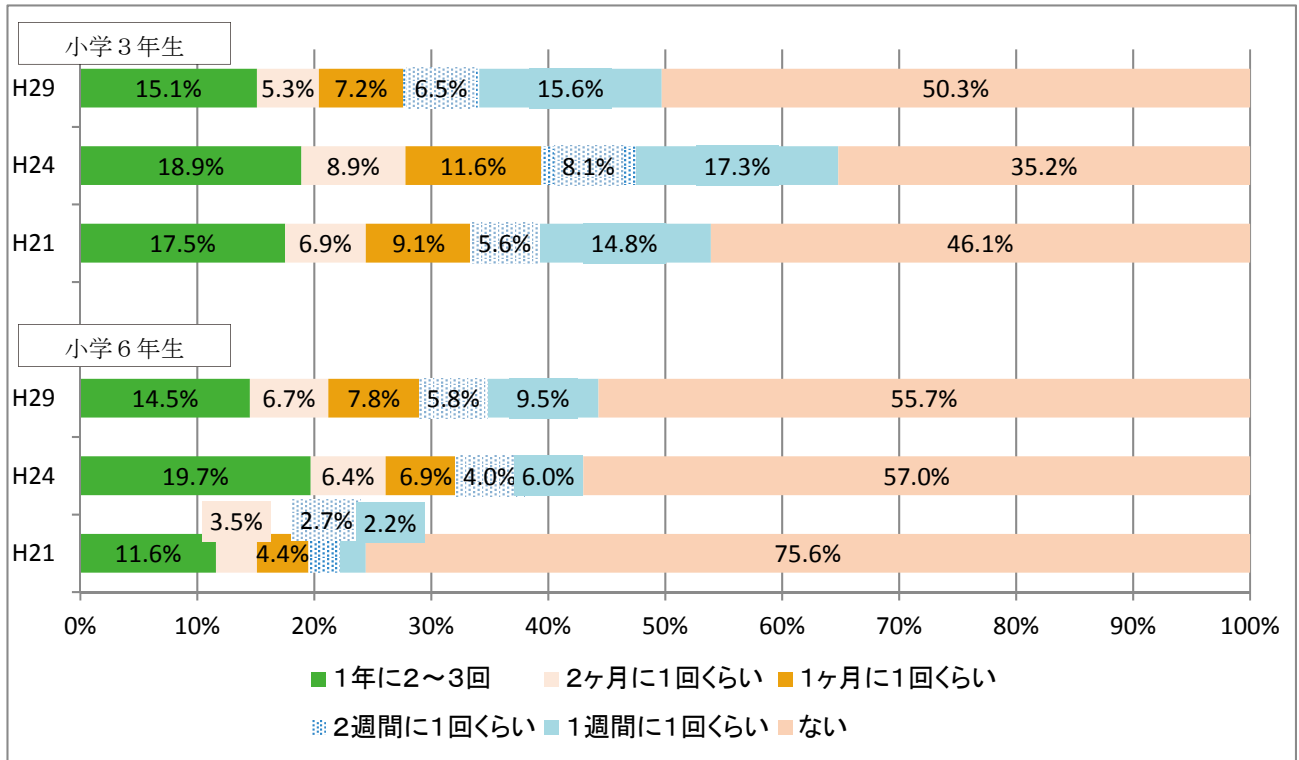
問8 (小学3年生のみの設問) あなたは3年生になってから、家の人に絵本などを読んでもらいましたか。

※有効回答数 小3：690



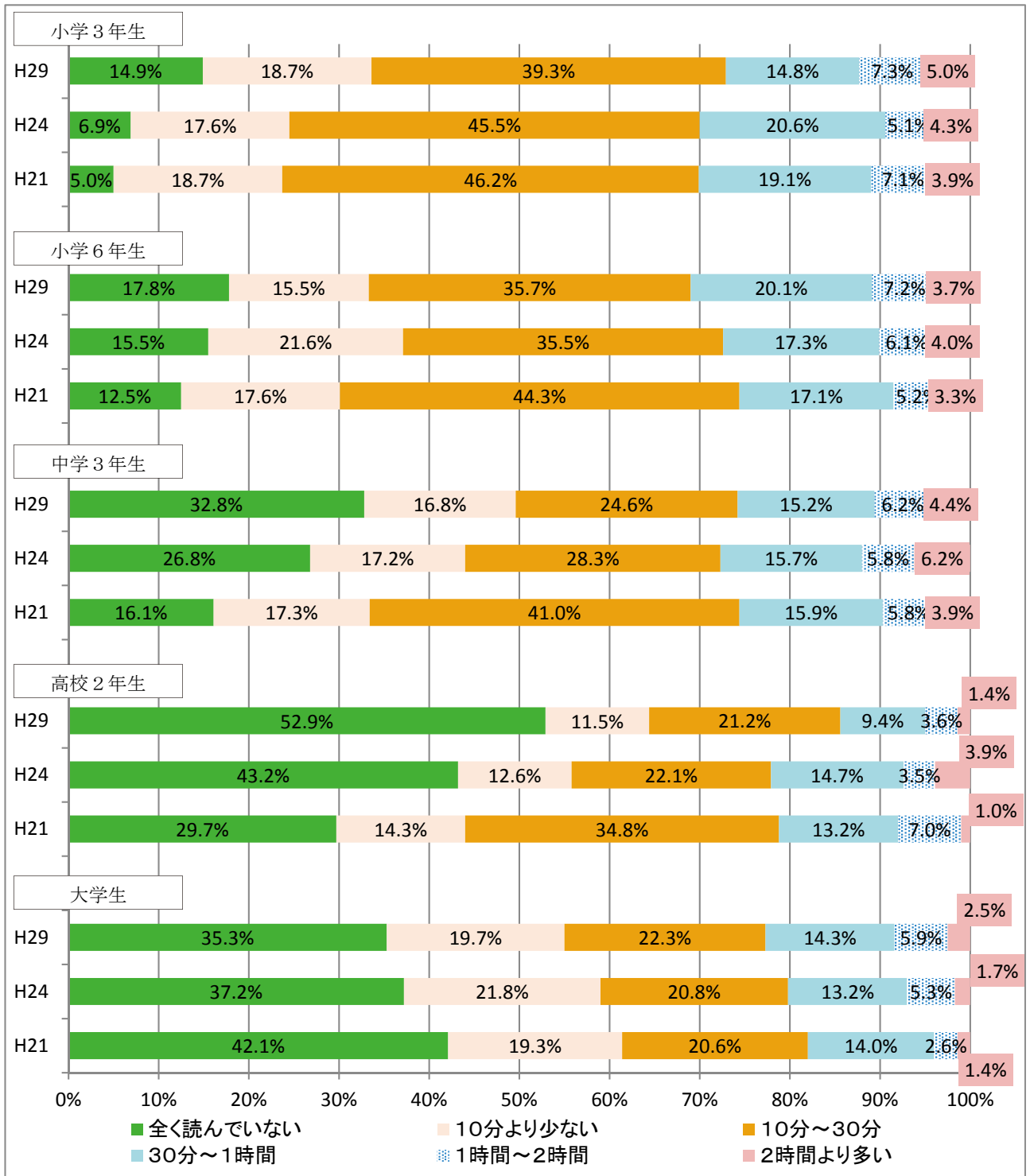
問9 (小学生のみの設問) あなたの家では、家の人と同じ本を読んだり、違う本を同じ時間に読んだりすることはありますか。

※有効回答数 小3：694、小6：729



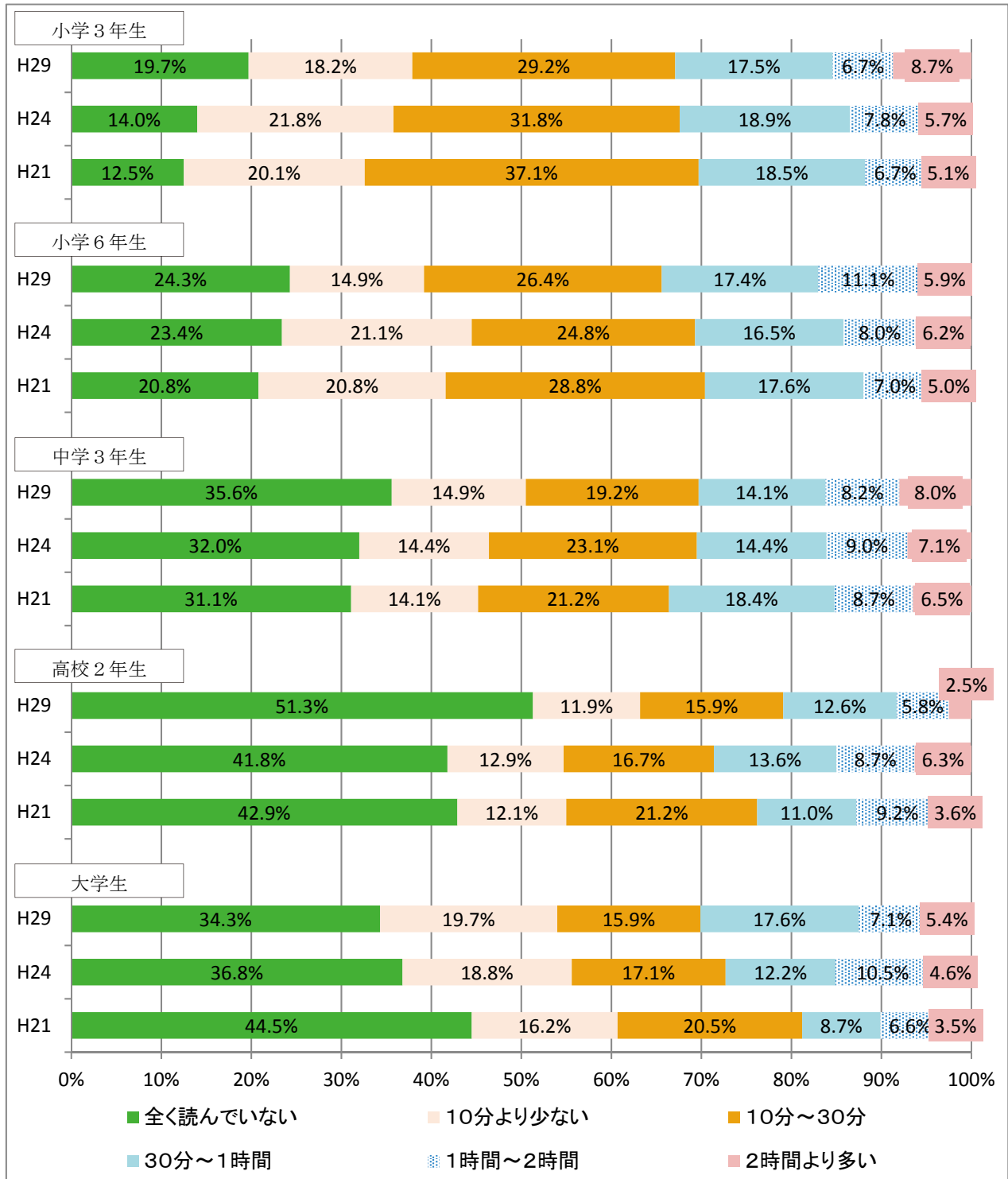
問10 あなたは、学校（大学）以外で、平日（月～金曜日）、1日どれくらいの時間読書をしますか。

※有効回答数 小3：680、小6：725、中3：597、高2：278、大：238



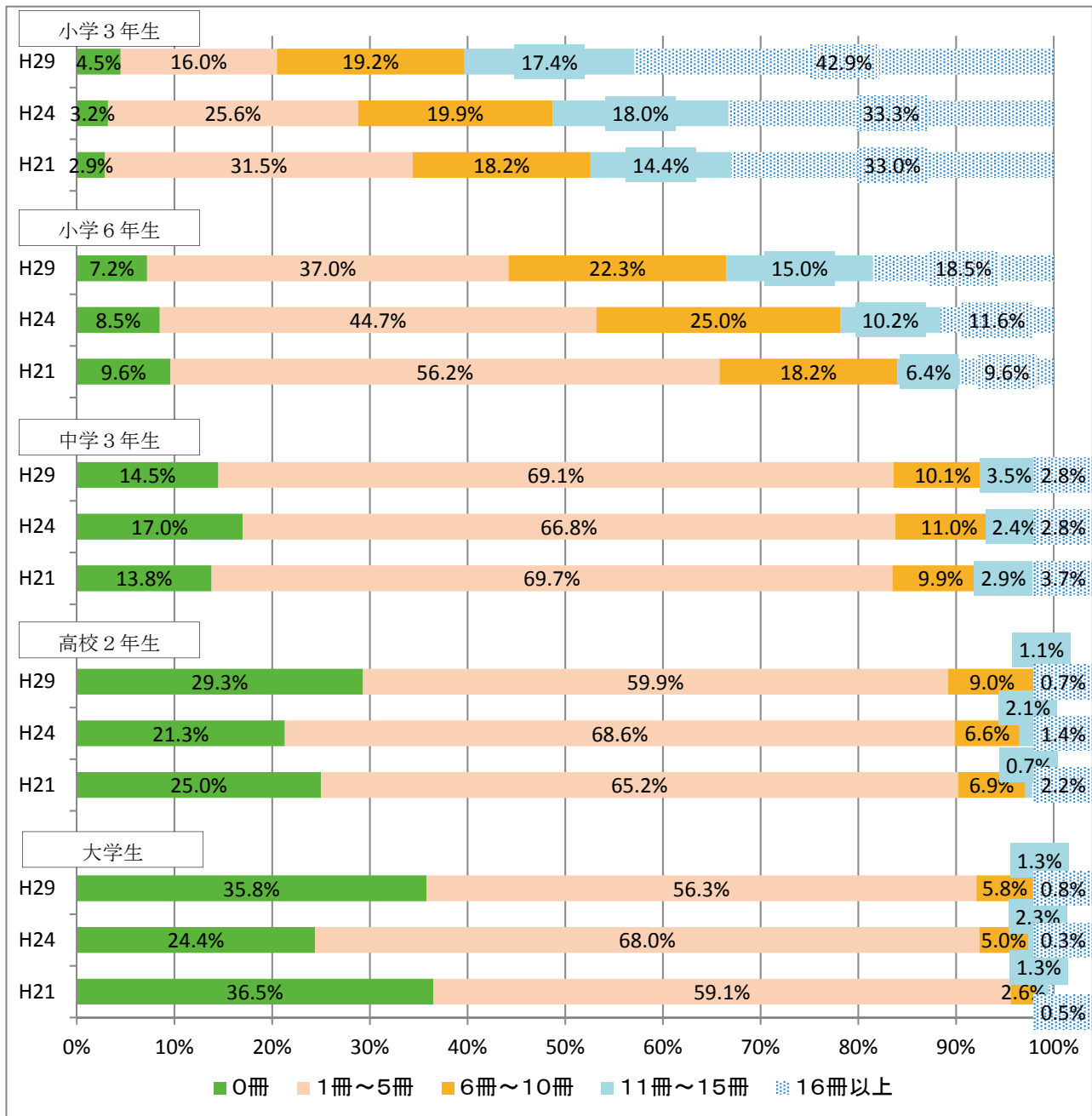
問11 あなたは、学校（大学）以外で、休日（土、日、祝日など）に、1日にどれくらいの時間読書
をしますか。

※有効回答数 小3：681、小6：731、中3：598、高2：277、大：239



問12 あなたは、この1ヶ月間に何冊本を読みましたか。

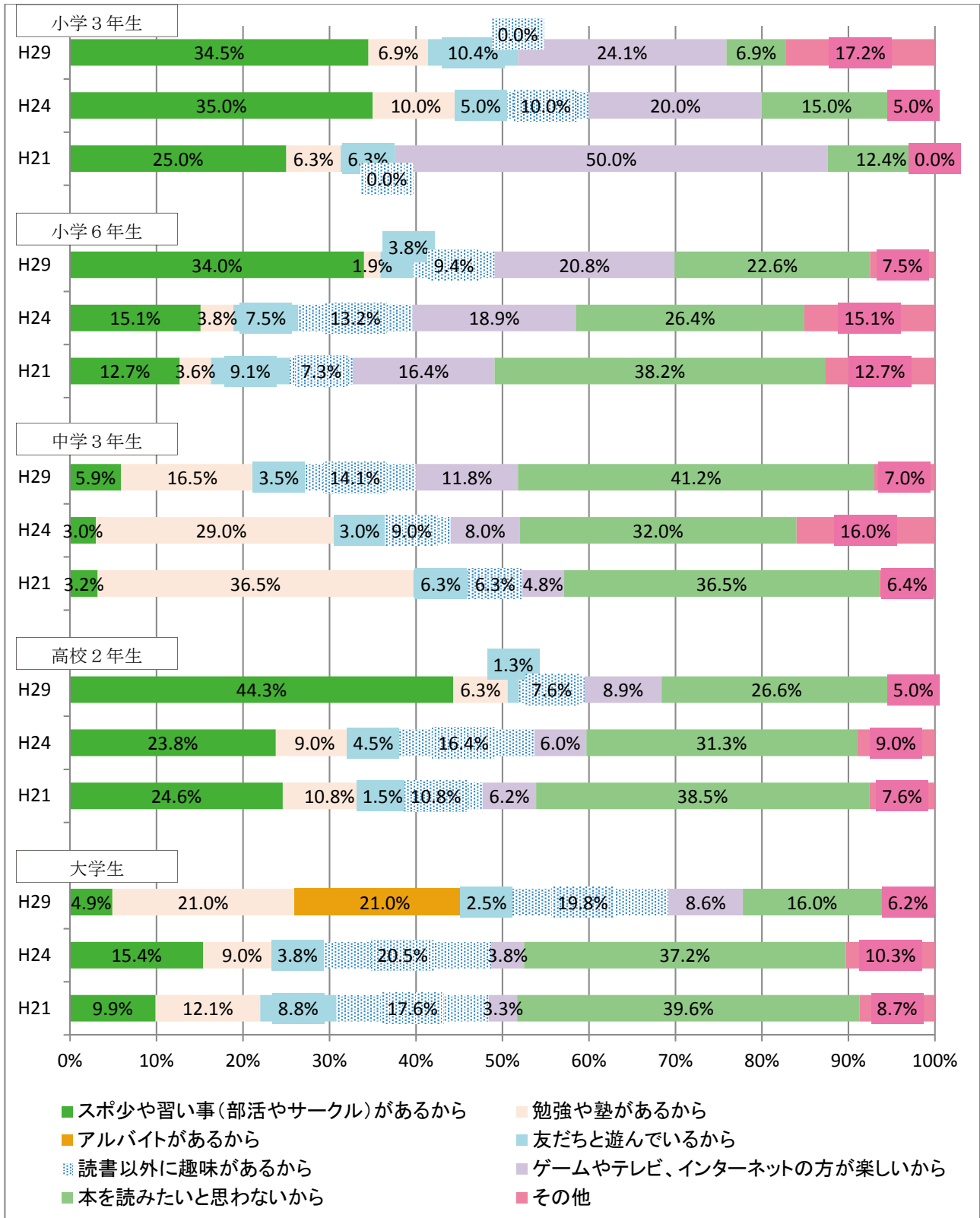
※有効回答数 小3：693、小6：735、中3：601、高2：277、大：240



問13 問12で「0冊」と答えた方にお聞きします。本を読まなかったのはなぜですか。

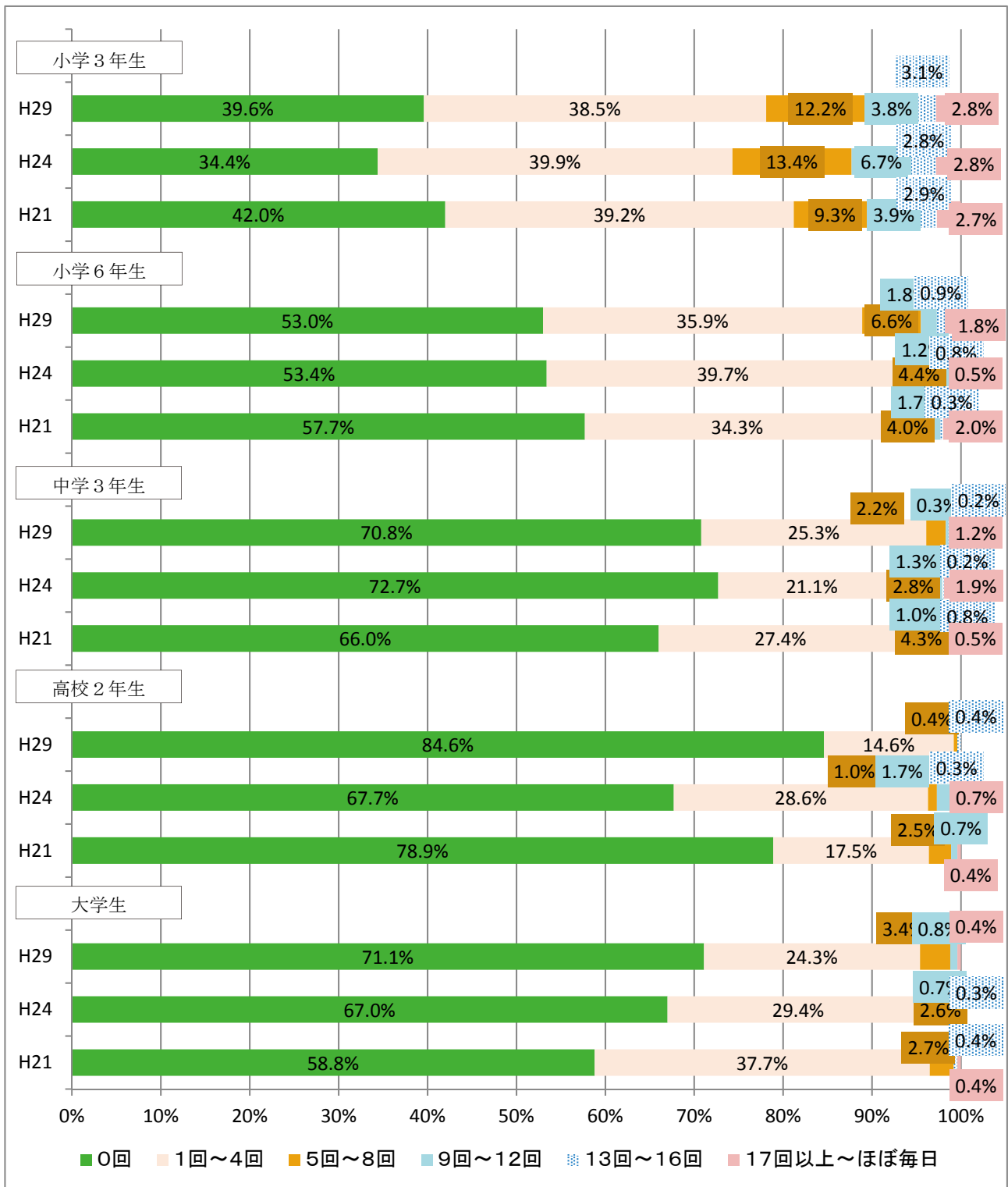
※有効回答数 小3：29、小6：53、中3：85、高2：79、大：81

(小3については標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。)



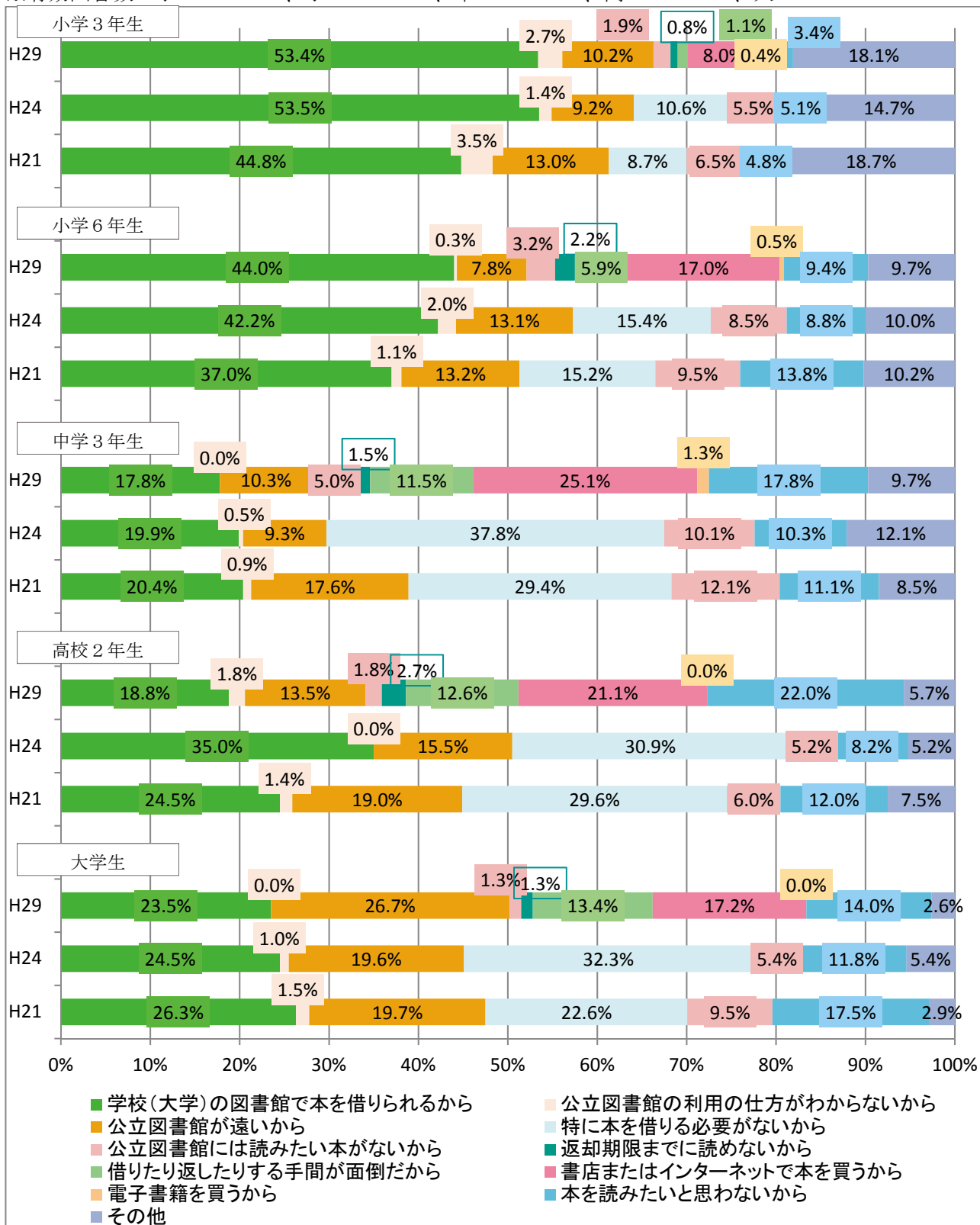
問14 あなたは1ヶ月にどれくらい公立図書館（移動図書館車を含む）に行きますか。

※有効回答数 小3：679、小6：727、中3：586、高2：273、大：235



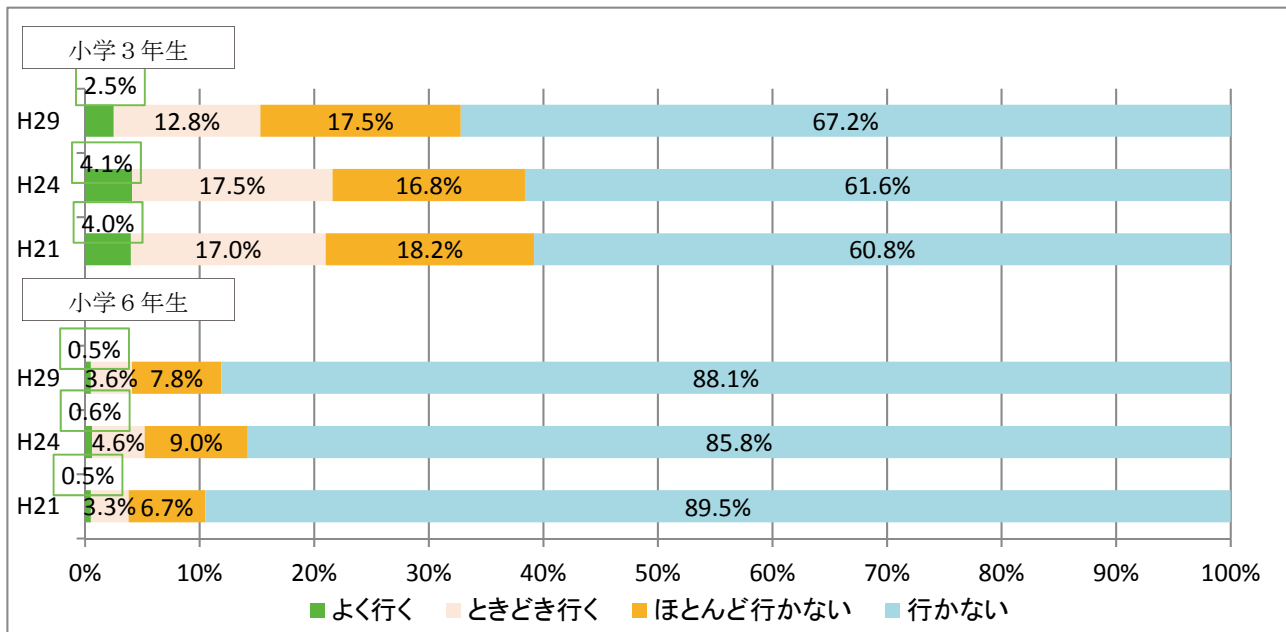
問15 問14で「0回」と答えた方にお聞きします。公立図書館（移動図書館車を含む）へ行かないのはなぜですか。

※有効回答数 小3：264、小6：371、中3：399、高2：223、大：157



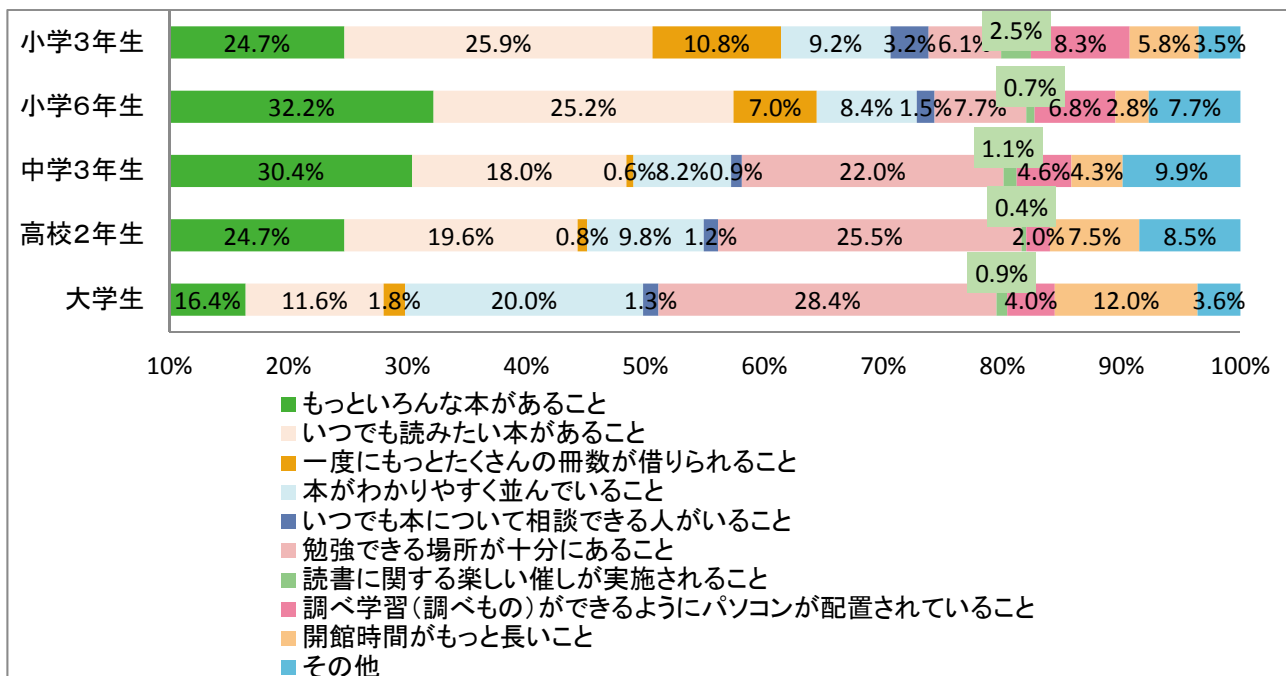
問 1 6 (小学生のみの設問) あなたは、公立図書館で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。

※有効回答数 小3：650、小6：689



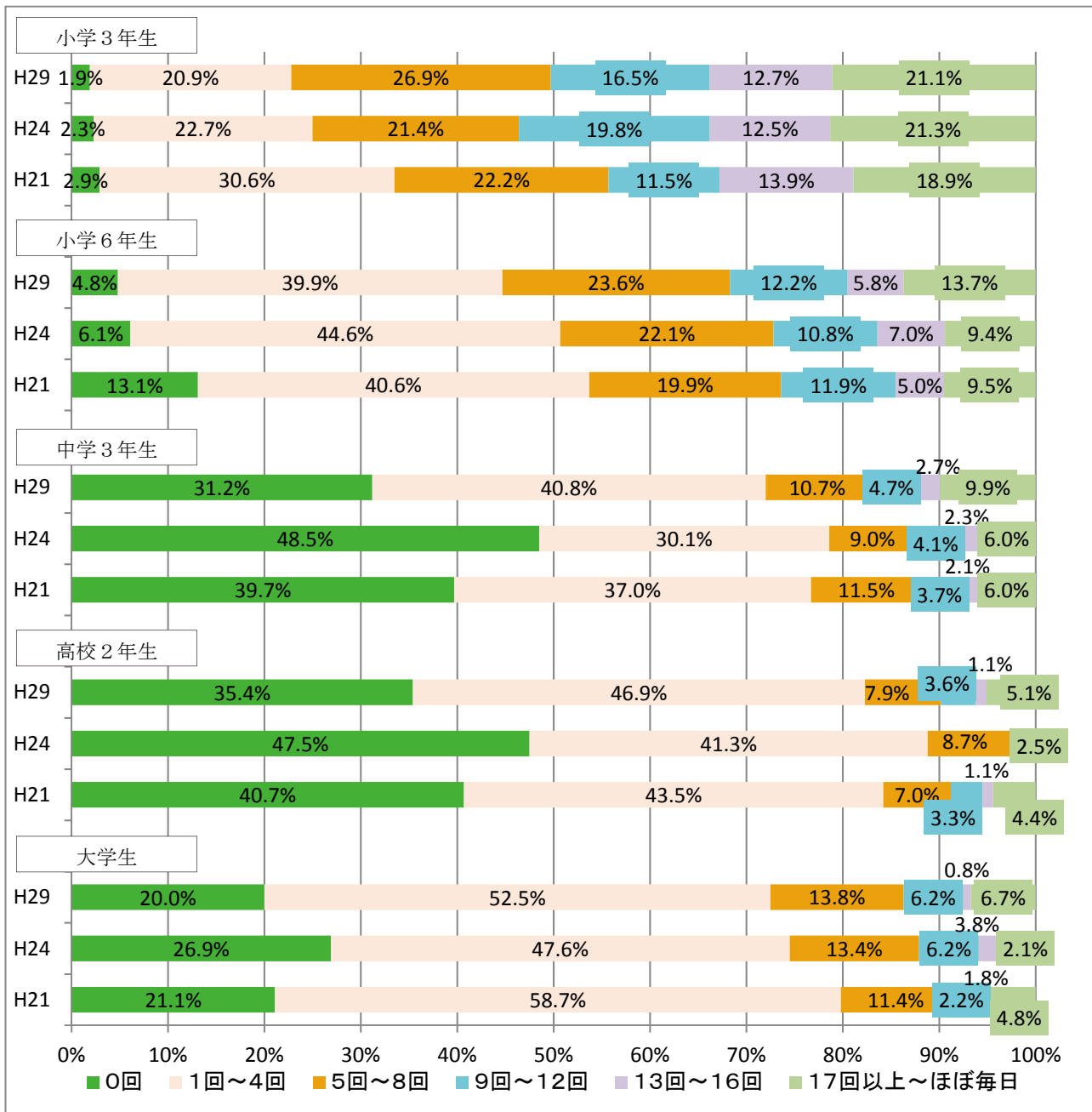
問 1 7 あなたが、公立図書館に一番望むことは何ですか。

※有効回答数 小3：688、小6：718、中3：540、高2：255、大：225



問18 あなたは、1ヶ月にどれくらい学校（大学）の図書館に行きますか。

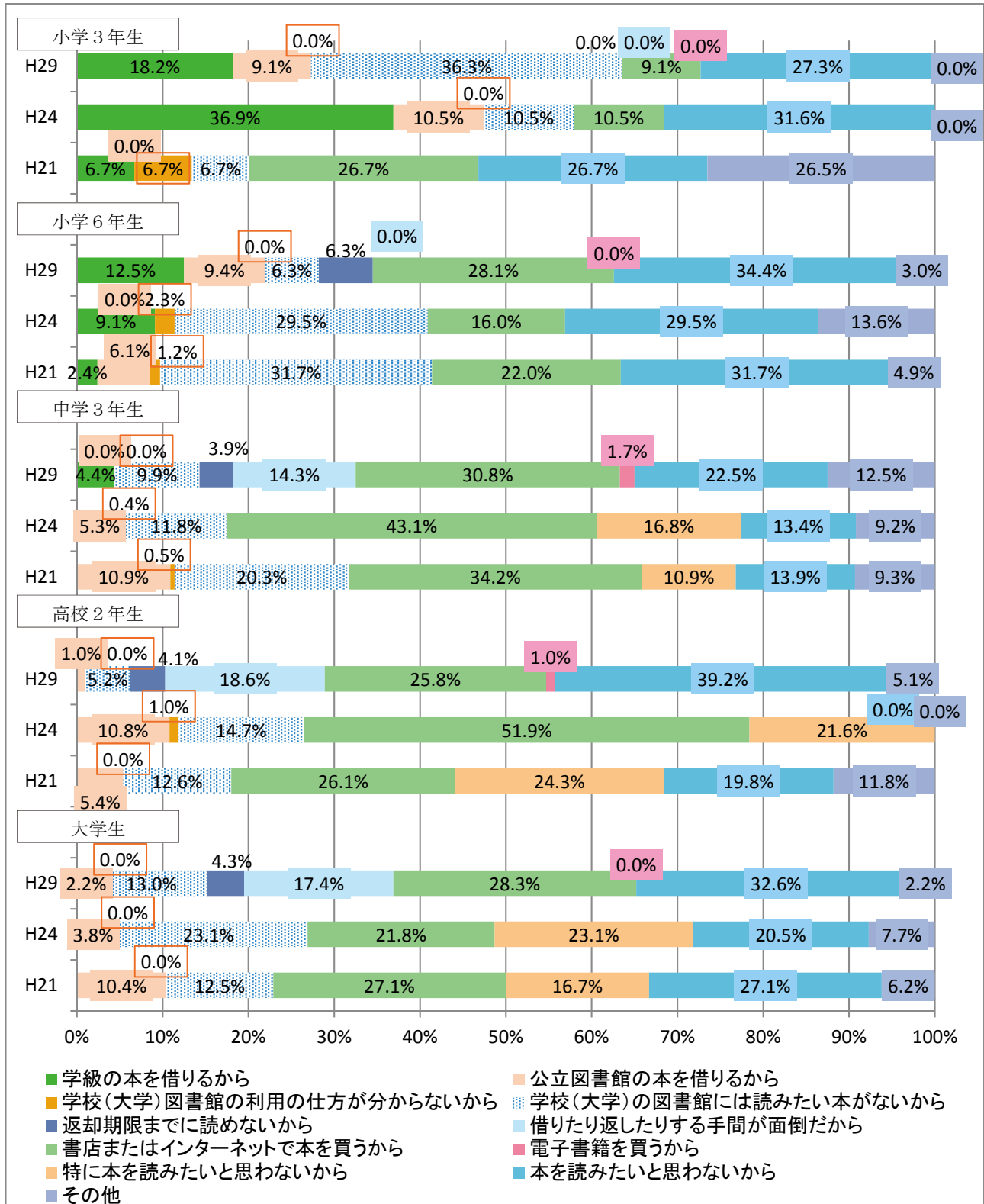
※有効回答数 小3：695、小6：737、中3：600、高2：277、大：240



問19 問18で「0回」と答えた方にお聞きします。学校（大学）の図書館に行かないのはなぜですか。

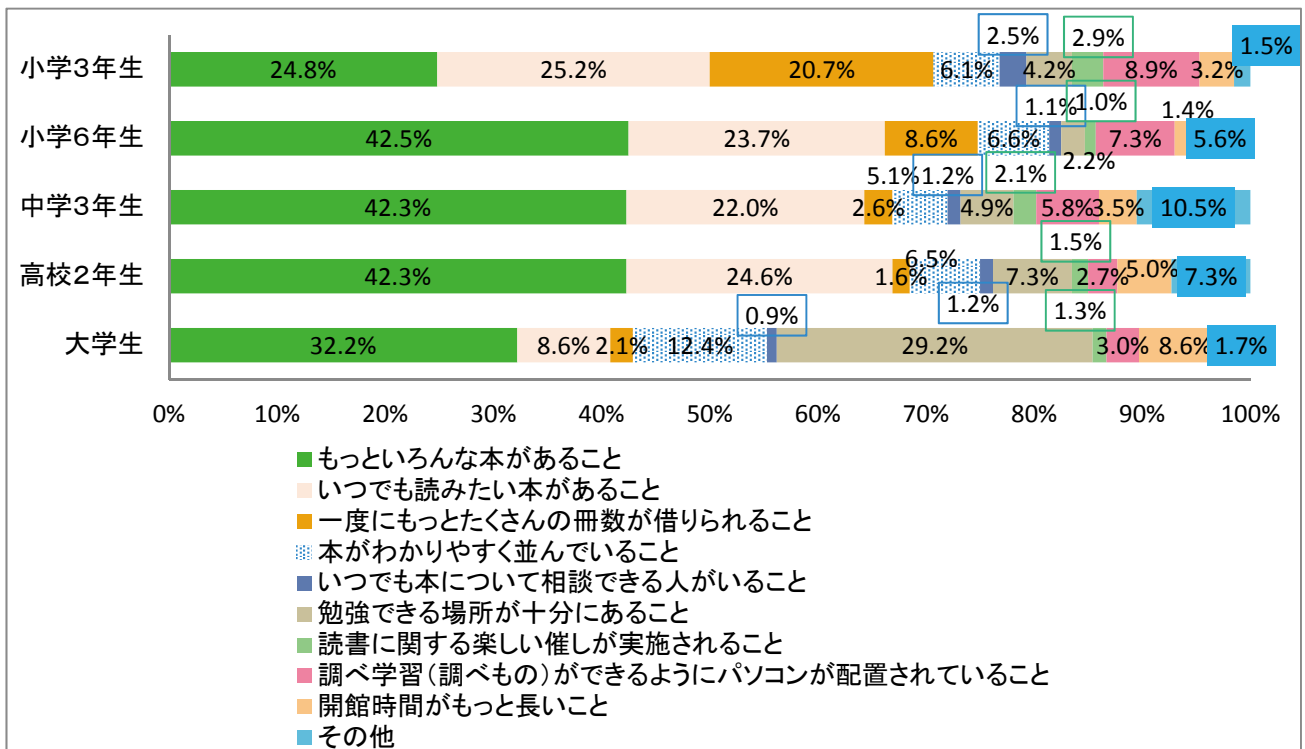
※有効回答数 小3：11、小6：32、中3：182、高2：97、大：46

(小3、小6、大については標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。)



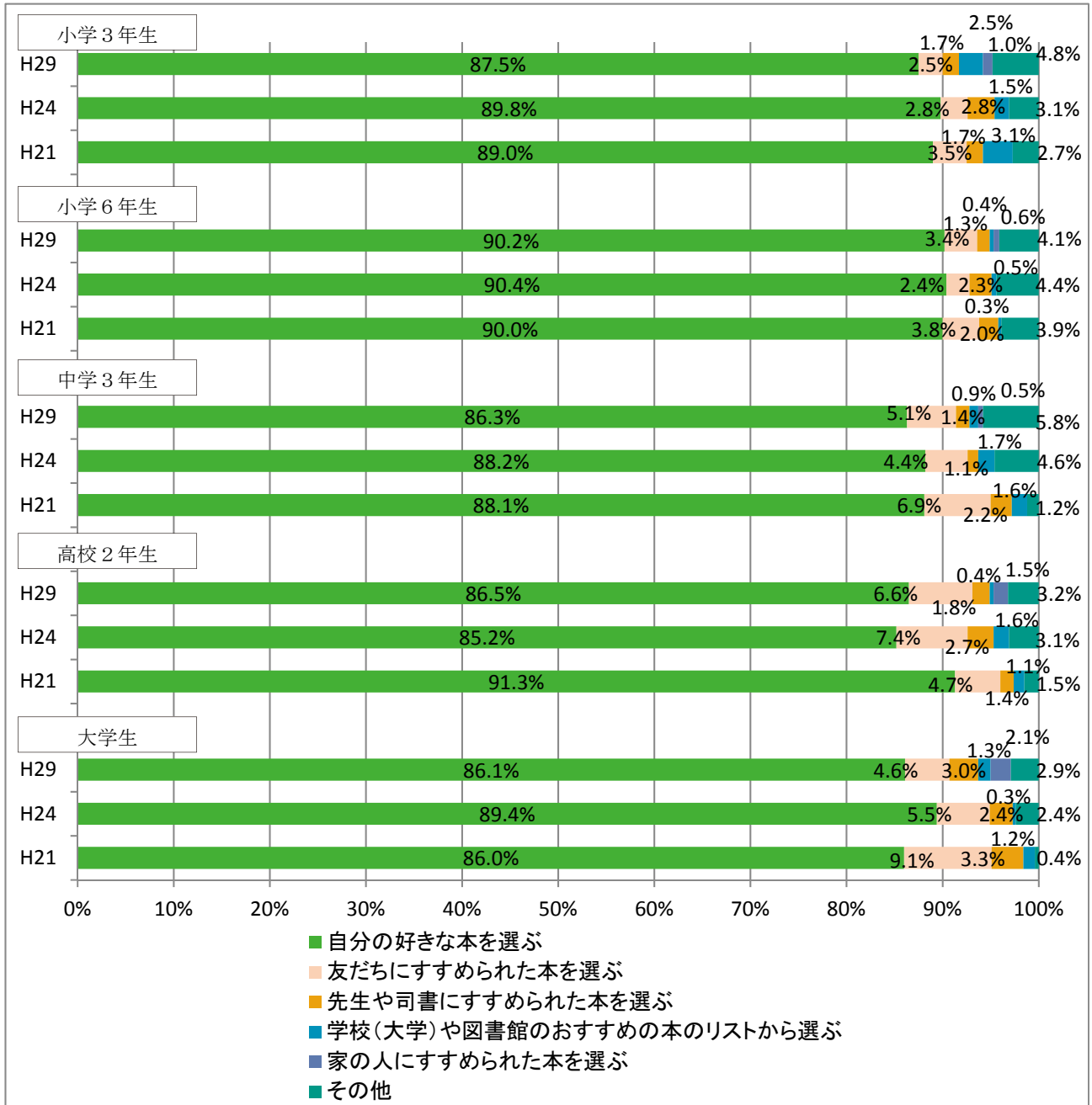
問20 あなたが、学校（大学）の図書館に一番望むことは何ですか。

※有効回答数 小3：686、小6：723、中3：572、高2：260、大：233



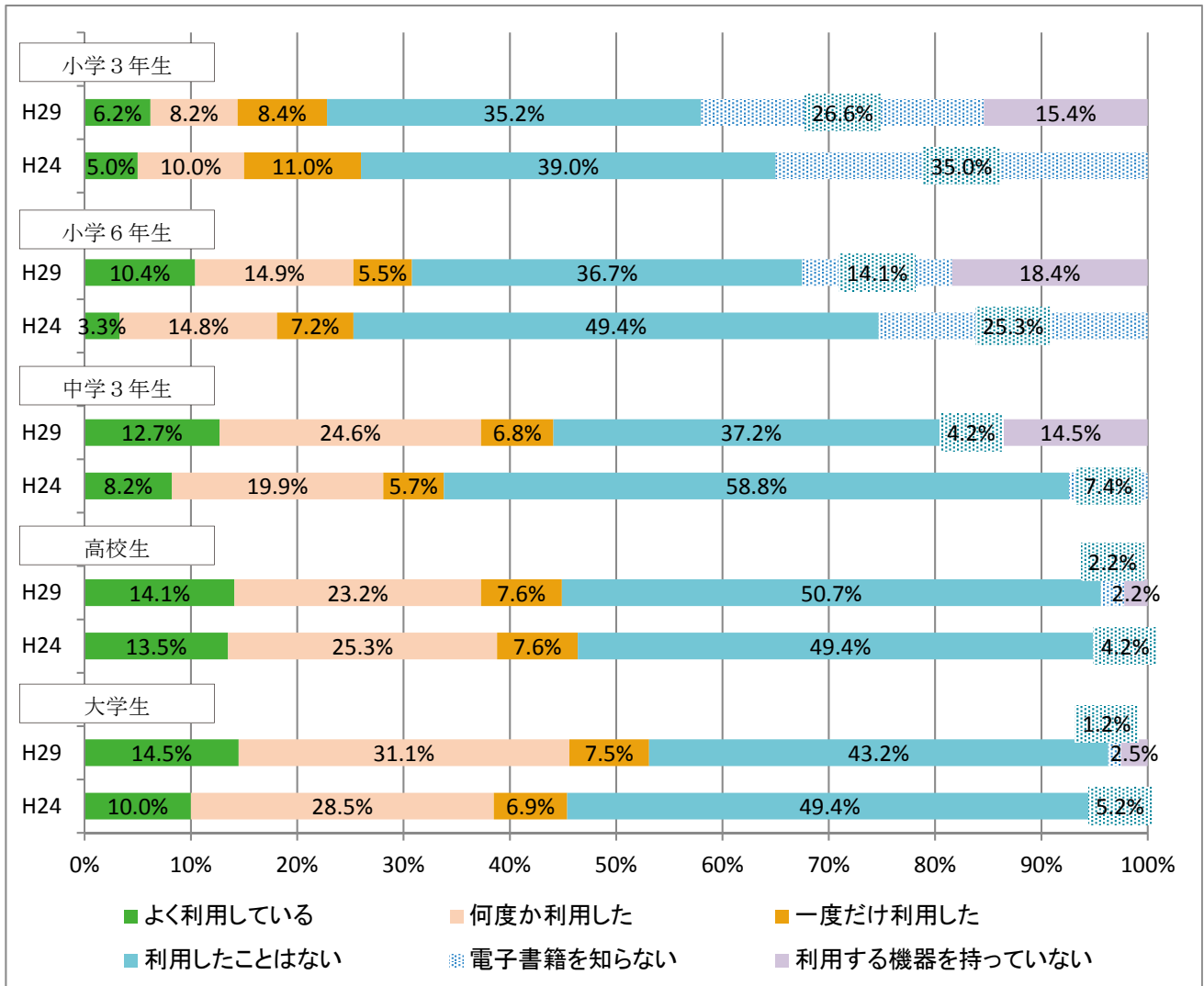
問 2 1 あなたは、本をどのように選んでいますか。

※有効回答数 小3：693、小6：726、中3：591、高2：274、大：238



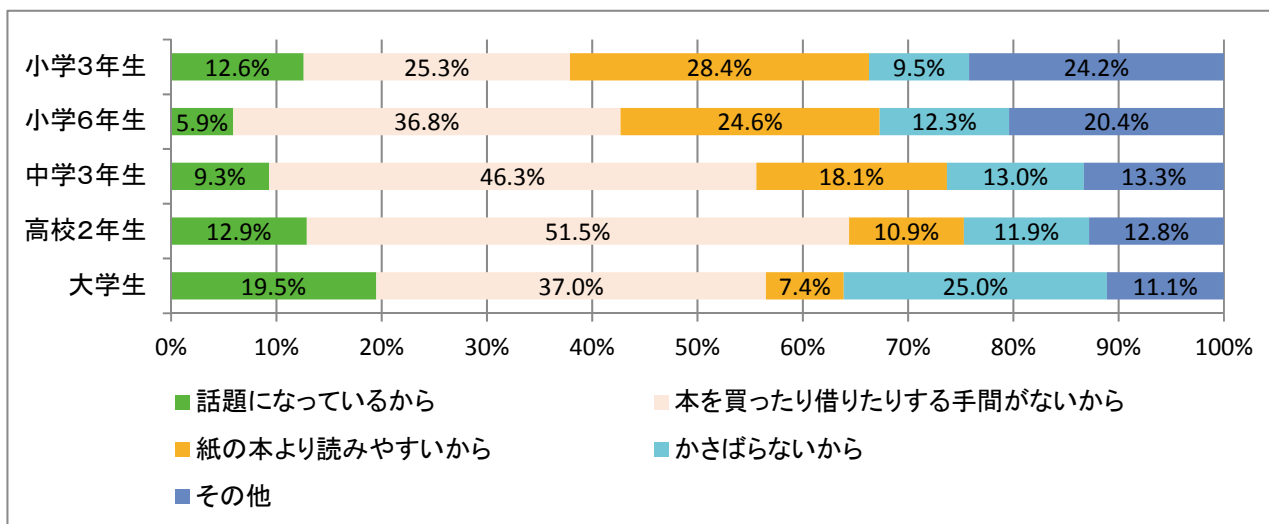
問22 あなたは、電子端末（タブレットや携帯電話やスマートフォンなど）を使った電子書籍を利用したことがありますか。

※有効回答数 小3：680、小6：732、中3：599、高2：276、大：241



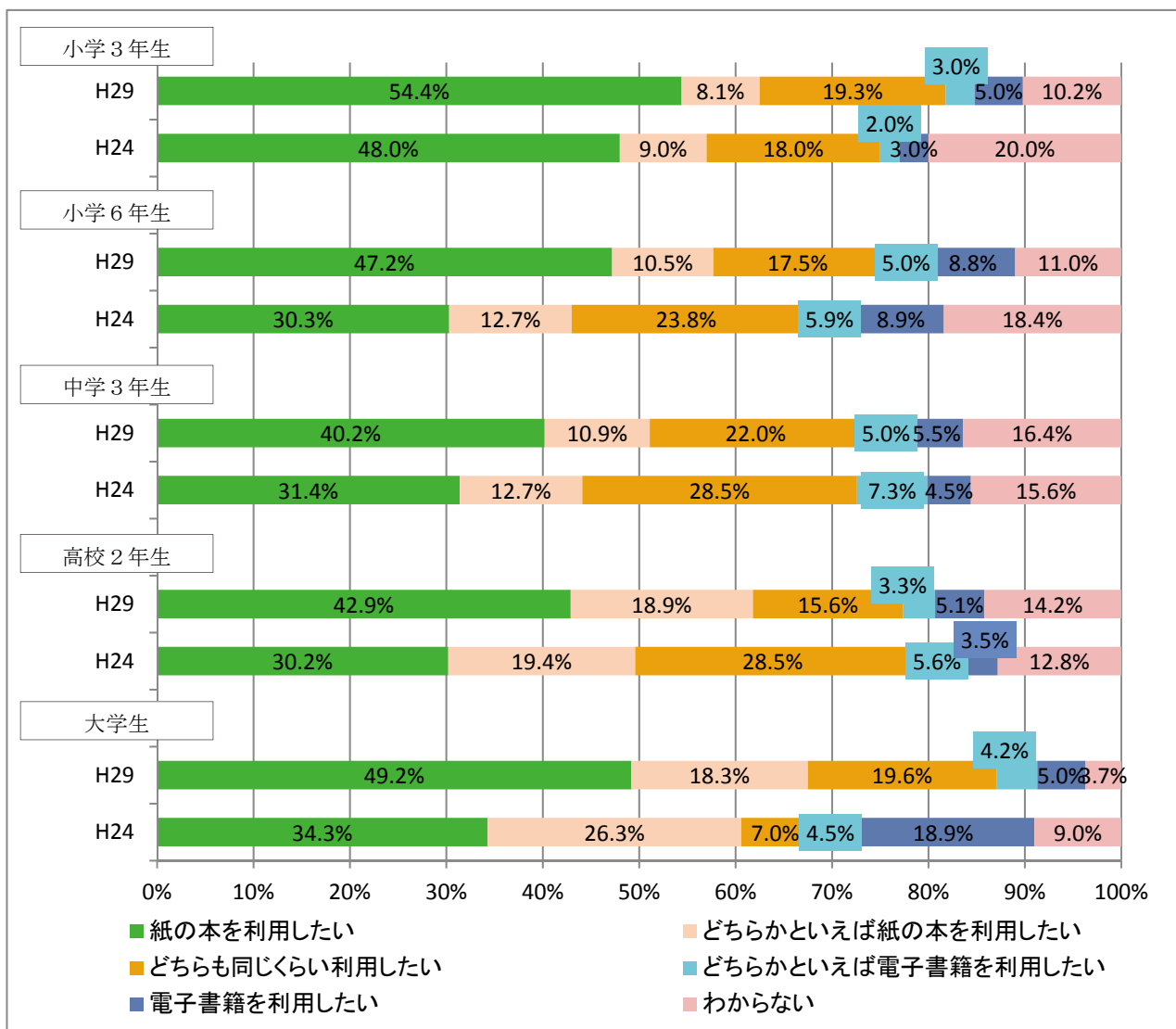
問23 問22で「よく利用している」「何度か利用した」と答えた方にお聞きします。電子書籍を読む理由は何ですか。

※有効回答数 小3：95、小6：171、中3：216、高2：101、大：108



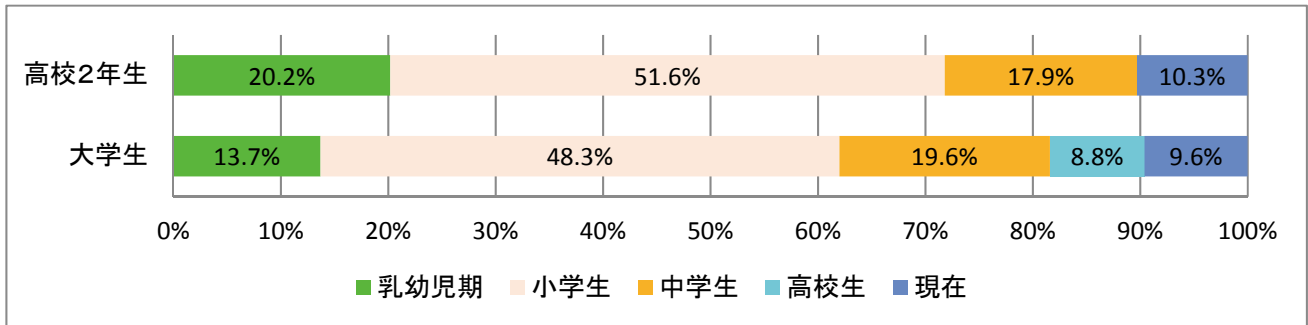
問24 あなたは、これから紙の本と電子書籍のどちらを利用したいと思いますか。

※有効回答数 小3：678、小6：702、中3：599、高2：275、大：240



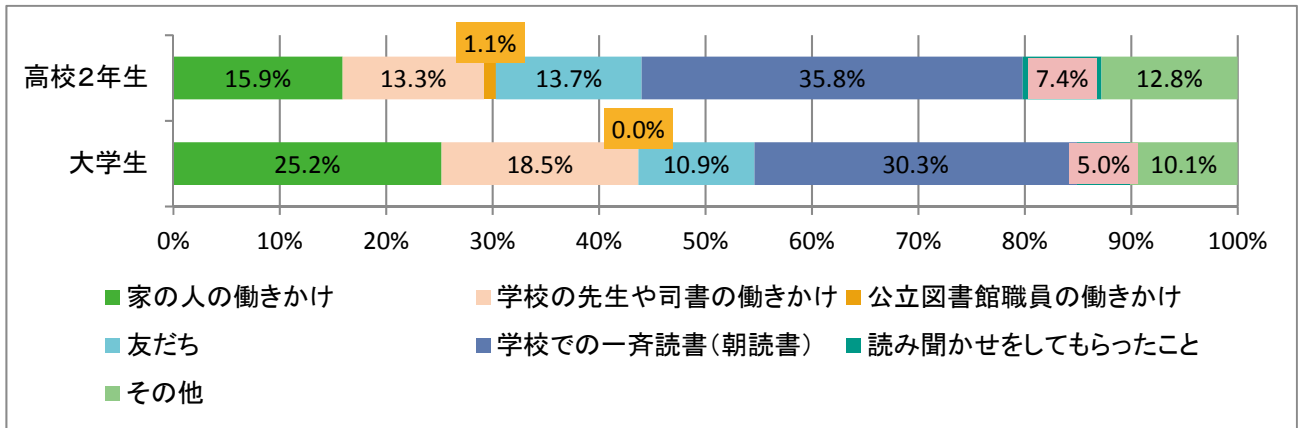
問25 (高校生以上のみの設問) これまでを振り返って、今の読書習慣はいつの時期から始まっていますか。

※有効回答数 高2：273、大：240



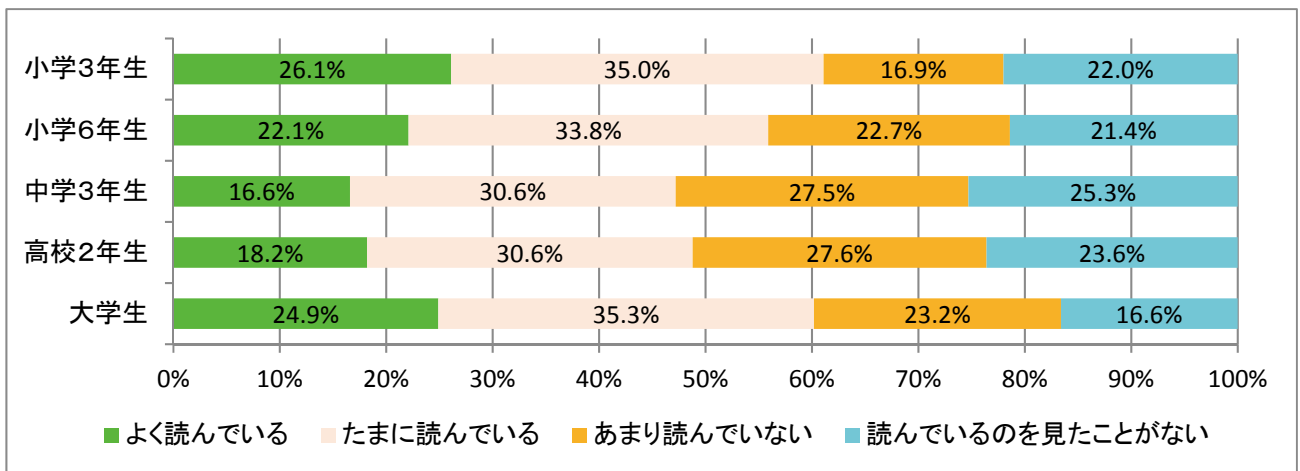
問26 (高校生以上のみの設問) 現在の読書習慣に影響を与えたのは何ですか。

※有効回答数 高2：271、大：238



問27 あなたの家の人(大人)は読書をしていますか。

※有効回答数 小3：692、小6：723、中3：597、高2：275、大：241



鳥取県子どもの読書活動推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県子どもの読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項

(委員)

第3条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局社会教育課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月13日から施行する。

この要綱は、平成26年6月6日から施行し、平成26年度事業から適用する。

鳥取県子どもの読書活動推進委員会 委員

氏 名	役 職 等
池田 緑	おはなしグループがらがらどん代表
井澤 尚之	鳥取県書店商業組合事務局長
大西 保江	公募委員
岡本 寛将	若桜町教育委員会次長補佐
境 さゆり	車尾おはなしひろば
田村 晴夫	鳥取市立中央図書館長
土橋 弥生	大山町役場こども課司書
中谷 昇	鳥取大学図書館司書
西尾 肇	鳥取短期大学講師
宮脇 真理	県立倉吉総合産業高等学校司書主任
山田 富美子	鳥取市立桜ヶ丘中学校図書館司書
山本 孝子	鳥取市立修立小学校長

(平成31年3月現在／敬称略／50音順)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているとき

は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

国民読書年に関する決議

平成20年6月6日
衆議院本会議

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

平成20年6月6日
参議院本会議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、

必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン 第4次計画

平成31(2019)年3月発行

発行:鳥取県教育委員会事務局 社会教育課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

電 話:0857-26-7943

ファクシミリ:0857-26-8175